Ver.1
(R8.10.30)

いわき市水の官民連携 中部・南部処理区
下水道施設管理業務委託
要求水準書（素案）

令和８年１０月

いわき市生活環境部生活排水対策室

（総則）……1
第1章　総則……1
1　本書の位置づけ及び構成……1
2　本事業の目的……1
3　基本的水準……1
4　事業範囲及び事業期間……1
5　提出書類……3
6　官公署等への手続き……3
7　業務実施体制……3
8　地域住民等との協調……4
9　参考図書……4
10　証明書の交付……4
11　その他……4
（共通編）……6
第2章　共通業務……6
第1節　業務内容……6
1　統括管理業務……6
2　コンサルタント業務……11
3　その他業務……18
第2節　緊急時対応……19
1　基本事項……19
2　緊急対応体制及び計画……20
3　情報収集及び警戒……20
4　資機材等の確保……20
5　教育及び訓練……21
6　復旧及び体制解除……21
7　記録及び報告……21
8　費用負担及びリスク分担……22
第3節　安全管理……22
1　一般事項……22
2　安全教育……22
3　労働災害防止……22
4　公衆災害防止……23
5　その他……23
第4節　その他……23
1　業務事務所……23
2　業務の完了……24
3　リスク分担……24
4　業務の引継ぎ……24
5　工程管理……24

6　打合せ及び記録 24
（施設編） 25
第3章　浄化センター及びポンプ場業務 25
第1節　浄化センター業務 25
1　運転管理業務 25
2　保守管理業務 30
3　その他 34
第2節　ポンプ場業務 35
1　運転管理業務 35
2　保守管理業務 38
3　その他 42
第3節　修繕業務 42
1　基本事項 42
2　計画的修繕業務 42
3　緊急修繕業務 43
4　修繕費用及び実施範囲 43
5　修繕履歴管理 43
6　完了報告 43
第4節　スクリーン管理業務 43
1　基本事項 43
2　スクリーン管理 44
3　異常時の対応 44
4　記録及び報告等 44
第5節　緊急対応業務 44
1　基本事項 44
2　大雨時等の運転対応 44
3　地震、津波その他災害発生時の対応 45
4　故障、事故及び異常発生時の対応 45
第6節　安全管理 46
1　基本事項 46
2　薬品管理 46
3　危険物管理 46
4　酸欠及び有害ガス対策 46
5　水槽、池内等における作業の安全管理 46
6　電気設備及び揚重設備の安全管理 47
7　事故及び異常時の対応 47
第7節　その他 47
1　貸与資料及び貸与品 47
（管路編）管きょ、マンホール、ます、取付管（汚水、雨水、農集、地域汚水） 48
第4章　管路施設業務 48
第1節　業務内容 48
1　一般事項 48

2　計画的維持管理業務 49
3　住民対応等業務 55
4　公共汚水桝設置 60
5　排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援 61
6　その他 63
第2節　安全管理 64
1　労働災害防止 64
2　公衆災害防止 64
3　局地的な大雨等による安全管理 64
第3節　その他 65
1　機材の準備 65
2　貸与資料及び貸与品 65
（別紙1）遵守法令等 67
（別紙2）業務場所 69
（別紙3）本事業の対象施設及び本事業における呼称 70
（別紙4）浄化センター等の設計概要等 71
（別紙5）提出書類等【※整理中】 78
（別紙6）業務実施体制 79
（別紙7）配置技術者の資格要件等 83
（別紙8）参考図書【※整理中】 87
（別紙9）データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書 89
（別紙10）一部業務の実施数量【※整理中】 93
（別紙11）リスク分担 97
（別紙12）業務移行期間の実施方法【※整理中】 105
（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報 106
（別紙14）図面集【※整理中】 109
（別紙15）業務完了報告書（点検、調査）記載要領【※整理中】 110
（別紙16）作業日報【※整理中】 112
（別紙17）修繕・補修標準図 128
（別紙18）準備機材 128

用語の定義[1]

用語	定義
本事業	いわき市水の官民連携 中部・南部処理区下水道施設管理業務委託をいう。
本市	いわき市をいう。
事業者	本市と本事業の契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
業務計画書	全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書の総称をいう。
業務報告書	年間業務報告書、月間業務報告書、週間作業予定表及び作業日報、照査報告書の総称をいう。
指示	本市の発議により、本市が事業者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
承諾	事業者の発議により、事業者が本市に報告し、本市が了解することをいう。
協議	本市と事業者が対等の立場で、合議することをいう。
提出	本市が事業者に対し又は事業者が本市に対し、本事業に係る書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む。）を説明し、差し出すことをいう。
報告	事業者が本市に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む。）により説明し、知らせることをいう。
連絡	本市と事業者との間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭及び電子メール等の署名又は押印が不要な手段により、互いに知らせることをいう。
改築	排水地区の拡張等に起因しない対象施設[2]の全部又は一部(修繕に該当するものは除く。)の資本的支出を伴う再建設あるいは取替えのことをいう。
更新	改築のうち、「標準的耐用年数」に達した対象施設[2]の資本的支出を伴う再建設あるいは取替えのことをいう。
改良	改築のうち、「標準的耐用年数」に達していない対象施設[2]の資本的支出を伴う再建設あるいは取替えのことをいう。
修繕	対象施設[2]の一部の取替え等を行うことをいう。

[1] 本事業の対象施設及び本事業における呼称は、**別紙3**に示す。

[2] 一体として取り替える場合に他の施設や設備に影響を及ぼさない一個又は一連の設備の集合で、下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（1998年下水道協会)に記載された標準的耐用年数表に示す小分類以上の単位のものをいう。

（総則）

第1章　総則

1　本書の位置づけ及び構成

本要求水準書は、本市が本事業において、事業者に要求する業務の水準等を示すものである。事業者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。[3]

また、本要求水準書は総則、共通業務、浄化センター及びポンプ場業務、管路施設業務の4章構成とする。

2　本事業の目的

本事業は、民間のノウハウや創意工夫による持続可能な下水道施設等の維持管理体制を構築するため「水の官民連携」（ウォーターPPP）を導入し、老朽化対策、自然災害対策の強化を図り、住民サービスの維持向上及び安心・安全な暮らしの実現を目指すことを目的とするものである。

3　基本的水準

事業者は、自らのノウハウを最大限活用して、本市が所有する本事業の対象施設の運転管理及び維持管理等を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、本事業の対象施設の機能を適切に維持する等、現行のサービス水準の維持及び向上を図ること。

事業者は、業務の実施に当たっては、本事業の対象施設の特質を十分理解し、適切に安定処理及び機能維持できるよう、十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

事業者は、本事業の目的を達成できるよう、本要求水準書のほか、本事業の契約、下水道維持管理指針、**（別紙 1）遵守法令**等に掲げる法令等その他関係規則等に基づき、誠実かつ安全に各業務を履行すること。

事業者は、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境に対して十分配慮し、環境負荷の低減など、環境保全及び地球環境保全に向けた取組を推進すること。

4　事業範囲及び事業期間

本事業は、本要求水準書で別途定める場合を除き、本市における中部処理区及び南部処理区の下水道事業を対象とする。

本事業の事業範囲は**図表1**、事業期間は**図表2**のとおりとする。

また、本事業の業務場所については**（別紙2）業務場所**を、対象施設等については**（別紙3）本事業の対象施設及び本事業における呼称**を参照すること。なお、農業集落排水事業及び地域汚水処理事業に含まれる管路施設業務も本事業の範囲に含まれるが、当該業務については、管路施設の見直し等により、事業期間中に変更となる可能性がある。

[3] ただし、本事業開始前に生じた対象施設の故障等、事業者の責に帰さない事由によって本要求水準書に定める要求水準を満たせない場合には、要求水準違反とはならないものとする。

図表1　事業範囲

種類	業務区分	業務内容
共通業務（第2章参照）	1　統括管理業務	一元的な業務管理
		関係者間調整
		工程管理
		本市による履行確認の対応
		セルフモニタリング
		実施業務のデータ集約、情報の整理
		更新計画案の作成
		事業管理
		災害対応の全体調整
		業務実施結果の分析と課題整理、課題についての改善提案
		次期官民連携事業に向けた提案
		事業マネジメント計画案の作成
		人材確保による執行体制の確保
	2　コンサルタント業務	修繕・改築計画策定[4]
		基本計画策定（浸水対策）
		耐震診断業務（管路施設）
	3　その他業務	不明水対策に向けた調査・検討
		任意事業
浄化センター及びポンプ場業務（第3章参照）	1　運転管理業務	運転操作
		日常点検・巡視
		水質管理
		汚泥管理
		廃棄物管理
		ユーティリティ調達管理
		保安管理
		環境整備業務
	2　保守管理業務	点検、検査、測定及び調査
		調整、清掃及び消耗品等の交換
		異常、劣化及び不具合への対応
		消耗品、予備品等の調達及び管理
	3　修繕業務	計画的修繕業務
		緊急修繕業務
	4　スクリーン管理業務	スクリーン管理
		異常時の対応
	5　緊急対応業務	大雨時等の運転対応
		地震・津波その他災害発生時の対応
		故障、事故及び異常発生時の対応
	6　その他業務	他工事等立会
		見学者の対応

[4] 修繕・改築計画策定業務に限り、北部処理区も本事業の対象に含むものとする。

種類	業務区分	業務内容
管路施設業務（第4章参照）	1　計画的維持管理業務	点検、調査
		清掃
		修繕
	2　住民対応等業務	苦情受付及び現地確認
		緊急清掃、緊急調査
		緊急修繕
		他工事等立会
	3　公共汚水桝設置	公共汚水桝設置
	4　排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援	排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援

図表2　事業期間

契約期間	当初契約締結日から令和20年3月31日まで
履行期間	令和10年4月1日から令和20年3月31日まで 但し、南部処理区内及び南部排水区内における浄化センター及びポンプ場業務については、令和11年4月1日から令和20年3月31日まで
引継ぎ期間	各業務の履行開始日から起算して3ヶ月前から履行開始日の前日まで
業務移行期間	履行期間終了日から起算して3ヶ月前から履行期間終了日まで

5　提出書類

本事業の実施に当たり、事業者は**（別紙5）提出書類等**に定める書類を本市に提出すること。

6　官公署等への手続き

事業者は、本事業の事業期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連携を保たなければならない。

事業者は、本事業の実施に当たり、事業者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、事業者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に本市に報告しなければならない。

本事業の実施に当たり、本市が関係官公署及び関係機関への届出等を必要とする場合、事業者は、本市が行う届出等の作成及び手続き等について協力しなければならない。

事業者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

7　業務実施体制

事業者は、**（別紙6）業務実施体制**に定める体制を整えなければならない。

事業者は、本事業の実施に当たり、**（別紙6）業務実施体制**に示すもののほか、関係諸法令等に基づき、**（別紙7）配置技術者の資格要件等**で示された本事業の実施に必要な有資格者を配置しなければならない。

8　地域住民等との協調

事業者は、本事業の実施に当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。

事業者は、地域住民等から苦情、要望等があったときは、遅滞なく本市に申し出て、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに本市に報告しなければならない。

事業者は、如何なる理由があっても、地域住民等からの報酬、手数料等を受け取ってはならない。ただし、本事業の契約で定める任意事業の実施にあたっては、この限りではない。

再委託先等についても、前項を遵守するように十分指導監督すること。

9　参考図書

本事業の履行において参考とする図書は、**（別紙8）参考図書**に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。

10　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、事業者の申請によるものとする。

11　その他

(1) ウイルスチェックについて

電子媒体（CD-R等）の提出に際しては、必ず提出前にウイルス対策ソフトで提出用媒体のウイルス感染の有無をチェックしたうえで提出すること。なお、ウイルス対策ソフトのパターンファイルは、検索前の最新のものにアップデートしていることを確認すること。媒体提出時に、ウイルス対策ソフト名、検索エンジン番号、パターンファイル番号、パターンアップデート日時、ウイルス検索日時を記載したものを併せて提出すること。また、**（別紙9）データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書**を遵守すること。

(2) 環境保全

「いわき市環境基本計画（第三次）一部改訂版」（令和8年3月）の趣旨を理解し、同計画における第3章第1節「気候変動を抑え、備えるまち」に掲げる温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を実施するよう努めること。

(3) 効率化方策の提案

事業者（又は本市）は、維持管理業務等の効率化に関して、本市（又は事業者）に提案することができる。

(4) 事業者による設備投資等の提案

事業者は、業務の効率的、効果的な遂行を図るために、創意工夫や新技術の活用等により自らの責任と負担による設備の設置、既存設備の改良、その他の取組みについて、本市に対して提案することができる。

本市は、事業者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を事業者へ通知するものとし、承諾があった場合は、事業者が設置又は改良工事等を行うものとする。事業者は、提案に基づく工事等を行った場合は、その概要について本市へ報告するものとする。本事業終了時の取扱いについては、本市と事業者とが協議して定めるものとする。

(5) 業務改善に向けた協議

本市及び事業者は、業務改善に向けた運営の協議の場を設けるものとする。

(6) 疑義

本要求水準書に疑義を生じた場合又は要求水準書その他関係規則等に定めのない事項が生じた場合は、本市と事業者とが協議の上、定めるものとする。

（共通編）

第2章　共通業務

第1節　業務内容

1　統括管理業務

統括管理責任者は、本事業の対象施設全てについて、次に示す統括管理を実施すること。

(1) 一元的な業務管理

統括管理責任者は、本事業の契約、要求水準書、完成図書その他の関係書類により、本業務の目的、内容を十分に理解したうえで、施設の機能及び本事業の履行状況を把握すること。

統括管理責任者は、本事業の実施にあたり、現場で生じる各種課題や本市からの要望に対し、迅速かつ適切な意思決定を可能とする体制を構築すること。

統括管理責任者は、本事業の遂行にあたり必要となるリスク管理、法務・労務管理、各種事務作業、引継ぎについては、各業務の業務責任者と連携し、関係法令等を遵守し、様式等を定めたうえで、一元的にとりまとめて対応すること。

統括管理責任者は、本事業の実施状況を踏まえた更新計画案については、各業務の業務責任者と連携及び調整を行うこと。

(2) 関係者間調整

① 各種会議の開催（本市向け、JV企業間）

統括管理責任者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、業務を実施している関係企業において必要な段階で打合せを行うこと。

統括管理責任者は、本事業の契約締結当初に本市と作成することを確認した作業日報（又はこれらに類する報告）をとりまとめて保管するとともに、本市の要請に応じて速やかに提出すること。また、夏季休暇、年末年始休暇及び大型連休をとる場合、緊急時の連絡責任者を定め、体制を整え、緊急連絡表を作成し、本市に事前に報告すること。

統括管理責任者は、必要に応じて各業務の業務責任者間において月次会議、工程会議、定例会議を開催し、情報や工程等の共有を図り、円滑な業務遂行に努めること。

② 関係機関との調整及び書類のとりまとめ

統括管理責任者は、本業務を円滑に遂行するため、各業務の実施に伴い必要となる各業務の業務責任者による関係機関との協議、届出、立会などの対応に関して、その状況の把握と必要な連絡及び調整を行うこと。

統括管理責任者は、関係機関との調整を行ううえで必要となる資料及び書類（協議資料、説明資料、申請資料、届出資料、各種図面、議事録、報告書等）の作成に向けて、各業務の業務責任者と連携及び調整を行うこと。

(3) 工程管理

① 業務計画

統括管理責任者は、本事業に関する工程管理について、全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書及び週間工程表を作成し、各業務の工程間の干渉やリソースの競

合を調整しつつ、事業全体として最適な工程となるよう、ワークライフバランスや業務の平準化を念頭に計画すること。

本事業の進捗状況については、年間業務報告書及び月間業務報告書により本市に報告すること。

各種計画書及び報告書の様式や提出頻度については、本市と協議のうえ決定する。

② 定例会議

本事業を適正かつ円滑に実施するため、本市との連絡を密にするとともに、本市又は各業務責任者が必要と認める場合は、その都度打合せを実施すること。

(4) 本市による履行確認の対応

① 履行確認の対応

統括管理責任者は、本事業の進捗状況等を把握するとともに、各業務の業務責任者と調整及び連携し、業務指標の履行状況を確認すること。

② 検査対応

統括管理責任者は、業務完了時に**（別紙5）提出書類等**に示す書類等をとりまとめて、各業務の報告内容に矛盾や不整合がないか、また要求水準を満たしているかを事前に確認したうえで、本市の検査を受けるために各業務の業務責任者と連携・調整を図ること。

本市から訂正を指示された箇所については、直ちに修正するため、各業務の業務責任者と連携・調整すること。

本市による検査の合格後、提出書類等一式の納品をもって業務の完了とするが、業務完了後において、明らかに事業者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、直ちに当該業務の補正及び修正等を行うために各業務の業務責任者と連携・調整すること。

事業者は、本市による検査のため、本市が別途指示する書類、データ等の業務情報を提出すること。

③ 提案事項への対応

統括管理責任者は、本事業の受託に際して提出した企画提案書に記載した提案事項について、一元的に整理したうえで、実施時期や内容を本市と協議のうえで決定し、各業務の業務責任者と連携しつつ実施すること。なお、提案当初と社会情勢が変わることで提案事項の実施が困難になった場合は、代替事項などについて本市と対応を協議すること。

実施された各業務の提案事項については、とりまとめのうえ月例定例会にて報告を行うとともに、報告書の作成及び実績管理を行い年間業務報告書へ掲載すること。

また、本事業の業務期間中、さらなる改善等がある場合には、当該業務の業務責任者と連携し、改善案を本市へ提案すること。

(5) セルフモニタリング

① 実施計画書の作成

統括管理責任者は、公募時に提示されたモニタリング基本計画書を参照して、事業全体を円滑かつ適正に進めることができるよう事業者が自ら実施するセルフモニタリング実施計画書を作成すること。

セルフモニタリング実施計画書は、事業者が要求水準の達成状況や業務の履行状況等を適切に把握するにあたっての具体的な内容（時期・内容・様式等）を定めたものとすること。

② 報告書の作成

セルフモニタリングは、本市が行うモニタリングの前に実施するものであり、統括的に管理するといった視点から各業務における要求水準の達成状況や業務の履行状況について確認及び評価を行った結果をその都度とりまとめる。なお、要求水準未達の場合は、その原因と改善方法について速やかに報告すること。

セルフモニタリング報告書は、各業務で実施されたセルフモニタリング結果を書面（又は電磁的記録）等にとりまとめ、毎月、本市に提出するとともに、四半期ごと（又は本市の指定する頻度）の定例会において報告すること。

③ 継続的改善

統括管理責任者は、維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクルの確立に向け、適宜セルフモニタリング実施計画書の見直しを行うとともに、本事業で発生した課題について継続的に改善を図ること。

(6) 実施業務のデータ集約、情報の整理

統括管理責任者は、各業務の実施結果や管理データを維持管理情報として本市の管理するシステム等で活用することができるよう、とりまとめて定期的（月間及び年間）に提出するために各業務の業務責任者と協議・調整すること。また、とりまとめた維持管理情報は更新計画案の作成に反映すること。

提出するデータの項目や形式等の詳細については、あらかじめ本市との協議を行ったうえで決定すること。

(7) 更新計画案の作成

① 業務内容

統括管理責任者は、本事業を実施することによって判明した維持管理上の気づき等を踏まえ、事業期間を通じて更新計画案の作成及び更新を行うこと。

② 本市への報告

統括管理責任者は、各事業年度の末日までに、更新計画案その他の資料を成果品としてとりまとめたうえで本市に提出し、本市の確認を受けること。

なお、提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については本市と協議の上決定

すること。

ア　浄化センター等業務に関する成果品

・　業務報告書（更新計画案を含む）
・　概要書（業務報告書の概要版）
・　打合せ記録簿
・　原稿（画像、Word、Excel、PDF、シェープファイル等のデータを含む）
・　その他本市が指示するもの

イ　管路施設業務に関する成果品

・　業務報告書（更新計画案を含む）
・　概要書（業務報告書の概要版）
・　緊急度判定位置図
・　修繕・改築計画位置図
・　打合せ記録簿
・　原稿（画像、Word、Excel、PDF、シェープファイル等のデータを含む）
・　その他参考資料
・　その他本市が指示するもの

③　照査

ア　照査の目的

事業者は業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

イ　照査の体制

事業者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない（**（別紙7）配置技術者の資格要件**を参照。）。

ウ　照査事項

事業者は更新計画案の作成全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

・　情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について
・　検討の方法及びその内容について
・　更新計画案の妥当性（方針、設定条件等）について
・　上位計画その他本事業に関連する各種計画等との相互間における整合性について

(8) 事業管理

①　予算・実施費用等の管理

統括管理責任者は、本事業を実施するうえで業務の実施状況等を円滑に把握することを目的として、要求水準書等で定めた要求水準・仕様数量や予算に対する各業務の実施・執行状況等について月間及び年間単位で管理し、本市に定期的に報告すること。

なお、実施数量・執行状況等の管理を行うにあたっては、あらかじめ本市と業務の管理単位や項目について協議により決定する。

② 業務間での数量・予算の調整等

統括管理責任者は、本事業を実施するうえで、本事業の契約締結当初に定めた予算に対して超過する可能性や要求水準・仕様数量が未達となる可能性が顕在化した場合、これらの情報を一元的かつ統括的にとりまとめて本市に報告すること。

本市は、報告内容を踏まえて各業務間での数量・予算の調整が必要であると判断した場合、統括管理責任者に対して事業全体の状況を踏まえた各業務の数量・予算の調整について提案を求めることができる。この場合、統括管理責任者は、各業務の業務責任者と連携し、各業務における数量・予算を統括的な立場で調整し、本市と協議を行うこと。

(9) 災害対応の全体調整

統括管理責任者は、本業務を実施する中での災害対応時における業務間や各業務の連絡体制、出勤体制及び待機基準を定めるとともに、その内容をとりまとめて本市に提出すること。なお、本市から通知する緊急時及び災害対応等の連絡体制を踏まえて、常に迅速な対応が図れるよう連絡及び出勤体制を本市と協議のうえで定めるものとする。また、事業者の一部が被災者となった場合には、体制の変更届を提出すること。

統括管理責任者は、災害対応時において、対象施設に被災または二次災害のおそれがある場合は一元的な窓口となり本市と綿密に連絡・調整を行うとともに、あらかじめ緊急点検に応じた適切な緊急措置等を講じることができるよう各業務の調整及び業務の垣根を超えた経営資源（人材、資機材等）の配分を行い、被災状況の把握に協力するとともに、応急的な措置により二次災害の未然防止に努めること。

なお、災害対応によって生じる費用については、その都度、本市と統括管理責任者が協議により実際の作業に応じた費用（待機等により生じた人件費を含む）を算定したうえで、事業者に支払うものとする。

(10) 業務実施結果の分析と課題整理、課題についての改善提案

統括管理責任者は、本事業における業務成果等を一元的にとりまとめて得られた知見・情報等をもとに本業務の導入効果を分析するとともに、課題事項等について整理すること。

統括管理責任者は、整理した課題事項等を踏まえて、より効果的に本事業を運営・管理できるよう改善提案を行うこと。

(11) 次期官民連携事業に向けた提案

統括管理責任者は、各業務で実施した成果を一元的にとりまとめたうえで、本事業で得られた情報等をもとに、次期の官民連携事業の実施に向けた課題や改善点について提案する。

本提案については、本事業の最終年となる令和19年度に実施することとし、具体的な実施時期等については、あらかじめ本市と協議のうえで決定する。

(12) 事業マネジメント計画案の作成

統括管理責任者は、将来にわたって本事業を適切に管理・運営できるよう本事業の事業

期間中に得た維持管理のデータや知見を活用した分析を行い、その結果を活用して必要な検討を実施するために各業務の業務責任者と連携及び調整を図ること。そのうえで、検討体制を構築するとともに各施策の目標と優先度を検討し、事業計画や経営戦略、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道脱炭素化推進事業計画等との整合を図った事業マネジメント計画案を作成すること。

なお、事業マネジメント計画案は施策の目標と優先度を改めて設定するものとして、その中に含める内容や計画期間、検討の深度については、本市と協議のうえ決定するものとする。

各種情報の取得にあたっては、維持管理を実施する過程で発生する様々な情報を蓄積・管理することに加え関係部署等との連携を密にして、情報の収集・提供・活用に努めること。

(13) 人材確保による執行体制の確保

統括管理責任者は、各業務の履行状況等を一元的に把握し、事業を円滑に実施するため、適切な人材を配置できるよう適宜各業務の執行体制の調整を図ること。

統括管理責任者は、本事業の各種責任者及び従事者の異動又は退職等に伴い、本事業の運営に支障がないように、適切な人材を確保するとともにバックアップできる人材の育成に努めること。

2 コンサルタント業務

(1) 修繕・改築計画策定

① 業務内容

事業者は、本事業の対象施設並びに本市下水道事業の北部処理区における処理場、ポンプ場、及び管路施設等の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業者及び本市が実施する修繕及び改築の対象施設を選定し、優先順位を設定することで、修繕・改築計画を策定すること。

なお、修繕・改築計画策定は、令和11年度（令和10年度までの過年度の調査が対象）、令和16年度（令和11年度から令和15年度までの過年度の調査が対象）に実施すること。

対象は北部も含む処理場、ポンプ場、管路施設等いわき市下水道事業の全体を基本とし、事前に本市と十分な協議を行い、内容について本市と同意してから進めること。

主な業務は、次に掲げるとおりとする。実施年度における対象業務は、（別表1）修繕・改築計画策定業務の実施内容に示す。

【処理場、ポンプ場】

ア　施設情報の収集・整理

過年度業務にて取りまとめられた資料を基に、下記の本市が提供する資料を施設情報として収集・整理し、本業務に反映する。

・維持管理による設備診断記録（健全度の判定結果等）
・修繕・改築記録
・事故・故障記録

・本市策定済みの修繕・改築計画
・その他、本業務を行ううえで必要な資料
※維持管理による設備診断記録とは本市が実施するアセット点検を示す。

イ　施設管理の目標設定

（ア）事業の目標設定

長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。アウトカムは、社会的影響、サービスレベルの維持、事業費の低減を勘案して設定するとともに、計画策定及び段階的な進捗状況評価のために、目標達成期間を設定する。

（イ）事業量の目標設定

アウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。アウトプットは、アウトカムを実現するために下水道管理者が施設を管理するうえで利用しやすい事業量の目標とする。

ウ　長期的な改築事業シナリオ設定

（ア）管理方法の選定

処理場等の能力・系列数、設備台数、設備の役割、状況等を勘案し、本市の特性に応じて管理方法を選定する。

（イ）改築条件の設定

処理場・ポンプ場施設の最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法や目標耐用年数等を考慮したうえで、改築時期や改築費用を設定する。

（ウ）最適な改築シナリオの選定

最適な改築シナリオの選定にあたっては、改築周期を参考として50～100 年程度を対象に、設定した複数のシナリオに対し、「費用」、「リスク」、「執行体制」を総合的に勘案する。なお、事業費の平準化にあたっては、他計画の実施時期・投資額を考慮する。

（エ）長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

長期的な改築事業シナリオ設定における方針の確定・確認と作業内容の照査を行う。

エ　修繕・改築計画の策定

（ア）（基本方針）対策の必要性の検討

診断は、アの維持管理による設備診断記録（健全度の判定結果等）結果を用いる。その他、アにて整理を行った施設情報を基に、改築もしくは修繕を必要とする施設ならびに設備を机上調査のうえ抽出する。なお、抽出にあたっては、計画期間10年を考慮する。なお、時間計画保全に分類された設備は目標耐用年数を考慮するが、その設定は別途検討した結果を用いる。

抽出した施設・設備を対象に現地確認を行い、劣化の状況や異常の有無を把握する。また、維持管理者へのヒアリングを行い、劣化や異常の内容や対策の緊急

性等を把握する。

机上調査に加えて、現地確認とヒアリング結果を踏まえ、各処理区の実態に即した対策の必要性を検討する。

（イ）（基本方針）優先順位の検討

優先順位の検討は、過年度業務のリスク評価結果や維持管理者へのヒアリング結果等を参考に、各処理区の状況を考慮する。また、増設や耐震化事業等の関連計画とともに、設備群単位や工事単位での効率化についても考慮する。

（ウ）（実施計画）対策範囲の検討

基本方針で対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。修繕か改築かの判定は、アにて整理を行った施設情報、現地確認やヒアリングの結果を考慮する。その上で、計画期間10年の対策範囲を設定する。

（エ）（実施計画）長寿命化対策検討対象設備の選定

対策範囲の設備を対象に、管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。

（オ）（実施計画）改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。

また、個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として総合的（省エネルギー、省資源化、効率化等）な検討を行う。

（カ）（実施計画）実施時期と概算費用の検討

上記の作業を踏まえた各処理区の修繕計画および改築計画を策定する。なお、策定にあたっては、下記を考慮すること。

・計画期間10年における事業費の平準化を極力考慮すること。
・施設の耐震化は、改築計画にあわせて行う方針として、今回計画に考慮すること。
・効率化を考慮した結果、前後の実施時期と関係性がある施設・設備は、その内容と理由を整理すること。
・修繕計画と改築計画の整合を図ること。
・修繕計画および改築計画ともに対象施設や設備の内訳を、資産番号等を含め明確にすること。

（キ）修繕改築計画の取りまとめ

ポンプ場・処理場、管路施設の整合を図り、最適な計画期間10年の修繕計画および改築計画として取りまとめを行う。

オ　全処理区取りまとめ

（ア）目標耐用年数の設定

各施設の環境条件を踏まえた中で、全処理区で統一した目標耐用年数を設定する。

カ　全処理区の統合した修繕計画・改築計画の策定

（ア）優先度の考え方の整理

全処理区を合算した年度別概算工事費を作成する。それに対して、本市が指示する年度予算の制約条件をもとに、統合した修繕計画・改築計画を策定する。策定に当たっては平準化を考慮し、予算制約を上回る年度については優先度を考慮し、一部の工事を次年度以降に先送る必要がある。その際の判断材料となる、優先度の考え方を整理する。優先度の考え方は、ストックマネジメントにおけるリスク評価手法等を考慮する。

（イ）修繕計画（案）・改築計画（案）の作成

前項の優先度の考え方および各処理区で効率化を考慮した結果、前後の実施時期と関係性がある施設・設備等を総合的に勘案し、予算制約を踏まえた修繕計画（案）と改築計画（案）を作成する。なお、実施時期を先送りした対象施設や設備については、その内容と理由を整理する。

【管路】

ア　施設情報の収集・整理

過年度業務にて取りまとめられた資料を基に、下記の本市が提供する資料を施設情報として収集・整理し、本業務に反映する。

・維持管理による設備診断記録（健全度の判定結果等）
・調査（カメラ調査等）による設備診断記録（健全度の判定結果等）
・耐震診断結果
・修繕・改築記録
・事故・故障記録
・本市策定済みの修繕・改築計画
・その他、本業務を行ううえで必要な資料

イ　修繕・改築計画の策定

これまで本市により策定した「リスクの評価」、「点検・調査計画の策定」、「点検・調査の実施」および「修繕・改築計画の策定」のうち「診断」・「対策の必要性検討」を基に、下記の作業を行う。

（ア）修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策および浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、過年度実施のリスク評価結果や各処理区の状況を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

（イ）対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけた区間について、修繕か改築かを判定する。なお、判定にあたっては、本市が実施した点検・調査の結果を考慮する。

管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、マンホールふた）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

（ウ）長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

（エ）改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

（オ）実施時期の設定及び概算費用の算出

上記の作業を踏まえた修繕計画および改築計画を策定する。策定にあたっては、改築・修繕する管きょの対象延長および施工方法を整理し、年度別事業量、年度割り概算事業費を算出する。また、下記を考慮すること。

・計画期間10年における事業費の平準化を極力考慮すること。
・耐震化等の他事業との整合を図ること。
・効率化を考慮した結果、前後の実施時期と関係性がある管きょは、その内容と理由を整理すること。
・修繕計画と改築計画の整合を図ること。
・修繕計画および改築計画ともに対象管きょの内訳を、資産番号等を含め明確にすること。

② 本市への報告

事業者は、上記①に定める修繕・改築計画の作成年度において、本市が指示する期日までに修繕・改築計画その他の資料を成果品としてとりまとめたうえで本市に提出し、本市の確認を受けること。

なお、提出する成果品は、次のとおりとするが、詳細については本市と協議の上決定すること。

ア 浄化センター等業務に関する成果品

・ 業務報告書（修繕・改築計画を含む）
・ 概要書（業務報告書の概要版）
・ 打合せ記録簿
・ 原稿（画像、Word、Excel、PDF、シェープファイル等のデータを含む）
・ その他本市が指示するもの

イ 管路施設業務に関する成果品

・ 業務報告書（修繕・改築計画を含む）
・ 概要書（業務報告書の概要版）
・ 緊急度判定位置図
・ 修繕・改築計画位置図
・ 打合せ記録簿
・ 原稿（画像、Word、Excel、PDF、シェープファイル等のデータを含む）
・ その他参考資料

・　その他本市が指示するもの

③　照査

ア　照査の目的

事業者は業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

イ　照査の体制

事業者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（**（別紙7）配置技術者の資格要件**を参照。）

ウ　照査事項

事業者は修繕・改築計画策定全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

・　情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について
・　検討の方法及びその内容について
・　計画の妥当性（方針、設定条件等）について
・　上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性について

(2) 基本計画策定（浸水対策）

①　業務内容

事業者は、本市の指示に基づき、浸水被害の軽減を目的として、対象排水区における雨水排水施設の見直し等を行い、段階的な浸水対策基本計画を策定すること。策定にあたっては、関係法令、参考図書及び本市の上位計画・関連計画との整合を図ること。

ポンプ場、管路等の施設を対象とし、事前に本市と十分な協議を行い、内容について本市と同意してから進めること。

主な業務は、次に掲げるとおりとする。

ア　基礎調査

関連計画・既往成果等の資料収集・整理、下水道の整備・維持管理状況の確認及び現地踏査を行い、対象区域の地形、排水系統、浸水要因等を把握すること。

イ　雨水施設計画（事業計画）の検討

計画降雨に対応した浸水対策施設について、既設施設の流下能力の検討、施設計画の立案、流量計算、雨水流出抑制対策の検討及び概算事業費の算出を行い、これらを踏まえた事業計画図書を作成すること。

ウ　費用対効果の検討

雨水流出シミュレーション等により対策施設の効果を確認するとともに、費用便益分析を行い、対策の妥当性を評価すること。

エ　成果図書の作成

前各号の検討結果を取りまとめ、計画図面、報告書、電子成果品その他必要な図書を作成すること。

② 本市への報告

事業者は、本市が指示する期日までに上記①エに定める成果図書を本市に提出し、本市の確認を受けること。

③ 照査

ア 照査の目的

事業者は業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

イ 照査の体制

事業者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（**（別紙7）配置技術者の資格要件**を参照。）

ウ 照査事項

事業者は基本計画策定全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について
- 検討の方法及びその内容について
- 計画の妥当性（方針、設定条件等）について
- 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性について

(3) 耐震診断業務（管路施設）

① 業務内容

事業者は、本市の指示に基づき、地震時における下水道機能の確保を目的として、対象とする管路施設の現状を把握したうえで、管路及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査・診断を行うこと。

管路施設を対象とし、事前に本市と十分な協議を行い、内容について本市と同意してから進めること。

あわせて、耐震化工事の実施に必要な検討及び図書の作成を行うこと。

ア 基礎調査

管路、地盤、及び地下埋設物等の関係資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行い、診断に必要な条件を把握すること。

イ 耐震診断（詳細診断）

管路、マンホール及び特殊構造物を対象として、レベル１及びレベル２の地震動に対し、原則として応答変位法により耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価すること。

ウ 耐震補強対策の検討

耐震性能が不足すると評価された施設について、補強すべき部位及び補強内容を抽出し、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的な対策計画の検討を行うこと。

エ　成果図書の作成・照査

診断・検討結果をとりまとめ、位置図、調査対象路線図、耐震補強対策平面図、報告書その他必要な図書を作成すること。作成にあたっては、照査技術者による照査を実施すること。

② 本市への報告

事業者は、本市が指示する期日までに上記①エに定める成果図書を本市に提出し、本市の確認を受けること。

③ 照査

ア　照査の目的

事業者は業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

イ　照査の体制

事業者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（**（別紙7）配置技術者の資格要件**を参照。）

ウ　照査事項

事業者は耐震診断業務全般にわたり、次に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容について
- 検討の方法及びその内容について
- 計画の妥当性（方針、設定条件等）について
- 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性について

3　その他業務

(1) 不明水対策に向けた調査・検討

事業者は、毎事業年度において本事業の対象処理区における管きょ内水位計測等を行うことにより、不明水の発生原因と発生エリアの絞り込み等の不明水の実態についてその概略を把握し、その結果をとりまとめること。

また、把握した概略をもとに対策案を検討し、その内容を本市に提案したうえで、当該対策案を更新計画案に適宜反映させること。

調査・検討を行う対象範囲や対策案の提案を行う時期等については、事前に本市と十分な協議を行い、本市と同意してから進めること。

事業者は、以下の①から④に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には、作業工程順に整理したものを本市に提出すること。

- 写真は、全景及び異常の状態が詳細に確認できるよう撮影すること。
- 写真には、業務名、作業内容、撮影場所、撮影対象及び作業者（企業名）を明記した黒板を入れること。

・　一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合には、貼り合わせること。
・　写真は原則カラー撮影とし、大きさはL版（89㎜×127㎜）とすること。

(2) 任意事業

任意事業とは、本事業の対象となる用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

本市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に本市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業の対象となる用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業の対象となる用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、本市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。

任意事業に関する提案を実施する場合、以下の項目等を要求水準書に定める予定である。

・　基本的事項
・　事業計画に関する事項

第2節　緊急時対応

1　基本事項

事業者は、豪雨、台風、地震、津波、落雷、停電、火災、設備の故障、事故、流入水量若しくは流入水質の異常その他対象施設の運転又は機能に重大な影響を及ぼす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、対象施設の機能を可能な限り維持し、人身被害、浸水被害、施設被害、周辺環境への影響その他の被害を防止し、又は最小限に抑えるため、必要な緊急対応を行うこと。

事業者は、緊急事象の種類、規模及び対象施設への影響に応じ、情報収集、警戒、事前配備、出動、運転操作、施設点検、応急措置、復旧、連絡、報告その他必要な対応を適切かつ安全に実施すること。

事業者は、本市の地域防災計画、業務継続計画、本市が締結している災害時応援協定その他関連計画並びに本事業において作成する緊急時対応に関する計画との整合を図り、緊急対応業務を実施すること。

緊急対応業務の実施に当たっては、人命の安全を最優先とし、現地への移動又は作業を安全に実施できない場合は、その状況を速やかに本市へ報告し、対応方法について協議すること。

2　緊急対応体制及び計画

事業者は、緊急事象の発生を適時に把握し、必要な判断、連絡、参集及び現地対応を行うことができる体制を構築し、事業期間を通じて維持すること。

事業者は、緊急対応業務について、少なくとも次に掲げる事項を定めた緊急時対応計画を作成し、本市の承諾を得ること。

- 緊急事象の区分及び想定する事象
- 指揮命令系統及び責任者
- 平常時、夜間、休日等における連絡及び参集体制
- 警戒、事前配備、出動及び体制解除の判断基準
- 対象施設ごとの対応体制及び役割分担
- 気象、防災、施設監視その他必要な情報の収集方法
- 対象施設及び対象設備に係る応急措置
- 被害状況確認及び機能維持の基本手順
- 本市、消防、警察、電力会社その他関係機関との連絡方法
- 停電、通信障害、交通遮断、浸水その他通常の対応が困難となる場合の代替措置
- 緊急対応に必要な資機材、燃料、薬品、通信手段等の確保及び管理
- 対応記録及び報告の方法
- 教育、訓練及び計画の見直し
- 業務継続に関する方針及び対応方法
- その他緊急対応に必要な事項

事業者は、施設の変更、体制の変更、訓練結果、緊急対応の実績その他必要な事情を踏まえ、緊急時対応計画を適宜見直すこと。

3　情報収集及び警戒

事業者は、気象情報、防災情報、地震情報、津波情報、河川水位、降雨量その他緊急対応の判断に必要な情報を適切に収集及び把握すること。

事業者は、収集した情報及び対象施設の状況に基づき、緊急事象の発生又は施設への影響が予想される場合は、必要な警戒体制を確保し、本市へ連絡すること。

事業者は、緊急事象の発生又はそのおそれを、監視設備、非常通報その他の方法により把握した場合には、本市からの指示を待つことなく、必要な情報収集及び初動対応を開始すること。ただし、重要な運転変更その他本市との調整を要する事項については、速やかに本市へ連絡すること。

4　資機材等の確保

事業者は、緊急時の応急対応に必要な資機材、車両、通信手段その他の資源について、使用可能な状態を維持すること。

事業者は、緊急事象の発生により通常の調達が困難となる場合を想定し、必要な代替手段についてあらかじめ検討すること。

5　教育及び訓練

事業者は、緊急時対応計画に基づく連絡、参集、運転操作、施設点検、応急措置その他必要な対応を確実に実施できるよう、関係者に対して必要な教育及び訓練を実施すること。

事業者は、本市又は関係機関が実施する防災訓練その他の訓練について、本市の求めに応じて参加及び協力すること。

事業者は、訓練結果を検証し、課題及び改善策を整理するとともに、必要に応じて緊急時対応計画を見直すこと。

6　復旧及び体制解除

事業者は、緊急事象が収束し、対象施設の運転及び安全が確保されたことを確認した上で、緊急対応体制を解除すること。

体制の解除に当たっては、今後の気象情報、対象施設及び周辺の状況、設備の状態、再度の緊急対応の可能性等を確認し、必要に応じて本市と協議すること。

事業者は、応急復旧後も継続監視又は追加対応が必要な場合は、必要な体制を維持すること。

事業者は、使用した資機材、燃料、薬品等を補充し、次の緊急事象に対応できる状態を回復すること。

7　記録及び報告

事業者は、緊急対応業務について、少なくとも次に掲げる事項を記録し、本市が指定する方法により報告すること。

- 緊急事象の種類、発生又は把握の日時及び場所
- 収集した気象、防災及び施設情報
- 連絡、参集、出動、到着及び体制解除の日時
- 対応した者及び体制
- 対象施設の状況及び点検結果
- 運転の開始及び終了時刻、運転設備並びに運転状況
- 待機時間、現地滞在時間及び巡回状況
- 故障、事故及び異常の内容
- 実施した運転操作、応急措置及び復旧措置
- 人身、施設、周辺環境等への影響
- 使用した燃料、薬品及び資機材
- 今後必要な対応及び再発防止策
- その他本市が必要と認める事項

事業者は、重大な事象については、対応中に適宜本市へ状況を報告するとともに、対応終了後、速やかに報告書を提出すること。

事業者は、緊急対応の記録を分析し、緊急時対応計画、運転管理方法、保守管理計画その他関連する業務の改善に反映すること。

8　費用負担及びリスク分担

緊急対応業務に係る費用負担及びリスク分担は、**（別紙11）リスク分担表**の定めによる。

事業者の責めに帰すべき事由により緊急対応が必要となった場合又は損害が拡大した場合における費用及び損害は、事業者の負担とする。

事業者の責めに帰すべき事由によらない大雨その他の緊急事象への対応に係る追加費用の取扱いは、本事業の契約その他の定めによる。

緊急事象が発生した場合であっても、事業者が本要求水準書、本事業の契約、緊急時対応計画その他適用される規定に従い、適切に対応しなかったことにより生じ、又は拡大した損害については、事業者の責めに帰すべき範囲において事業者が負担する。

第3節　安全管理

1　一般事項

事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省公示第496号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じ、業務の実施、本事業の対象施設の安全等について、十分注意を払うこと。

事業者は、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本市に連絡しなければならない。

作業中は気象情報に十分注意を払い、大雨警報等が発出された際は直ちに作業を中止できる体制とすること。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。

事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、事業者の責任において実施すること。また、業務履行上で必要な諸事項について、本市と打合せ、協議等を行い、記録簿を作成し本市に提出するものとする。

2　安全教育

事業者は、本事業に従事する者に対して、作業の実施に当たり守らなければならない事項を定め、定期的に安全に関し必要な知識及び技能に関する教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

事業者は、本事業に従事する者に対し、事故その他災害が発生した時の処置について、実地指導及び訓練を行うこと。

事業者は、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）で定める酸素欠乏危険作業に係る業務のほか、法令等で定められている特別な業務について、必要な安全教育を行うこと。

3　労働災害防止

事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

資格を必要とする機材、建設機械及び仮設物等を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置す

ること。

マンホール内に入る場合や高所作業等を行う場合は、事前に足掛金物等の損傷を確認し、墜落制止用器具等の安全器具を着用し、転落防止等の労働災害防止を徹底すること。

4　公衆災害防止

作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。

作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書の定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を本市に報告すること。

5　その他

事業者は、作業に当たって、可燃性ガス（メタン等）が発生する恐れの箇所や管路施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに本市及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

前項の通報後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに本市に報告すること。

道路上での作業を行う場合などは、道路管理者及び各占用物管理者と連携をとりながら、本事業に含まれる業務を実施すること。

作業中に防災無線の放送等の緊急連絡があった場合には、作業を一時中断して情報収集に努めること。

第4節　その他

1　業務事務所

事業者が業務を実施する事務所は、本市の施設である次に掲げる室（以下「業務事務所」という。）とし、無償で貸与する。事業者が浄化センター等の施設の一部を使用する場合には、本市の許可を受けるとともに、事業者の責任において管理を行わなければならない。

図表3　業務事務所

施設	貸与する室	床面積
中部浄化センター	2階応接室、中央監視室、空調機室B	約415㎡
南部浄化センター	管理棟2階事務室	約104㎡

事業者は、前項の事務所を善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、業務の目的以外に使用してはならず、本市の承諾なく改造等を行ってはならない。使用期間中に、事業者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、事業者の負担において復旧しなければならない。

事業者は、各業務事務所が所在する浄化センター等の敷地に、業務以外の用途で車両を駐車してはならない。駐車場の位置・台数等については本市と協議のうえ決定するものとする。

必要となる設備等の設置は、事業者の負担とする。

業務事務所における備品（什器類等）については、事業者が準備すること。本事業終了後に退去する際には自己の責任及び費用により貸与時の原状に回復し、本市に返還すること。ただし、本市が原状回復を要しないと認めたものについては、この限りではない。貸与品がある場合、故障等に伴う修理・交換費用については、事業者の負担とする。

2　業務の完了

事業者は、業務完了時に**（別紙5）提出書類等**に示す書類等を本市に提出し、本市の検査を受けなければならない。

検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

本市による検査の合格後、提出書類等一式の納品をもって業務の完了とする。

業務完了後において、明らかに事業者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、事業者は、直ちに当該業務の補正及び修正等を行わなければならない。なお、契約不適合等に伴い作業を実施する場合、その作業に係る費用は、事業者の負担とする。

3　リスク分担

本事業における基本的なリスク分担については、**（別紙11）リスク分担表**による。

4　業務の引継ぎ

事業者は、業務移行期間において、**（別紙12）業務移行期間の実施方法**に従って業務の引継ぎを行うものとする。

5　工程管理

事業者は、**（別紙5）提出書類等**に従い提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

業務計画書と実績に差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、本事業の円滑な進捗を図らなければならない。

事業者は、毎月末、月間業務報告書により、本事業の進捗状況等を本市に報告すること。

事業者は、毎年度末、年間業務報告書により、本事業の実施結果等を本市に報告すること。

6　打合せ及び記録

事業者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、本市と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとする。その内容については、その都度、「打合せ記録簿」を作成して本市に提出し、その確認を受けなければならない。

事業者は、緊急時の連絡責任者を定め、「緊急連絡表」により、本市に事前に報告しなければならない。

業務全体の打合せは、「着手時・中間打合せ（毎月）・完了時」とする。なお、打合せには、統括管理責任者が立ち会わなければならない。その他、本市と協議の上、必要に応じて打合せを実施するものとする。

（施設編）

第3章　浄化センター及びポンプ場業務

第1節　浄化センター業務

1　運転管理業務

(1)基本事項

事業者は、浄化センターの機能及び性能を適切に発揮させ、本要求水準書に定める要求水準を継続して満足させるため、必要な運転管理業務を実施すること。

事業者は、関係法令等、本要求水準書、対象施設及び設備の特性、流入下水の量及び質、運転実績、気象条件その他必要な情報を踏まえ、自らの責任において適切かつ効率的な運転管理を実施すること。

事業者は、対象施設の運転状況及び処理状況を継続的に把握し、異常又は異常の兆候を確認した場合は、その内容及び施設運営への影響を評価した上で、必要な運転調整その他の措置を講じること。

(2)運転管理計画

事業者は、対象施設の安定的かつ効率的な運転及び要求水準の継続的な達成を図るため、事業年度ごとに運転管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。

運転管理計画には、少なくとも次に掲げる事項を定めること。

- 運転管理の対象となる施設及び設備
- 運転管理の基本方針
- 運転及び監視の方法
- 日常点検及び巡視の方法
- 水質管理の方法
- 汚泥管理の方法
- 廃棄物管理の方法
- ユーティリティの調達及び管理方法
- 保安管理の方法
- 環境整備業務の実施方法
- 異常時及び緊急時における運転方法及び実施体制
- 記録及び報告の方法
- その他運転管理に必要な事項

事業者は、流入下水の状況、対象施設の運転状況、要求水準の達成状況、設備の変更、故障又は修繕の発生その他の事情を踏まえ、必要に応じて運転管理計画を見直すこと。

(3)運転操作

事業者は、対象施設及び設備の構造、機能、性能、動作特性及び相互の関連を十分に把握した上で、運転及び監視操作を実施すること。

事業者は、流入下水の量及び質の変動、気象条件、処理工程の状況、設備の状態、処理水質その他必要な情報を総合的に勘案し、要求水準を満足するよう適切な運転調整を行うこと。

事業者は、設備の運転状況、警報、計測値、運転時間、電力及び薬品の使用状況その他必要な情報を継続的に監視すること。

事業者は、通常時のみならず、故障、事故、停電、異常流入、流入水質の急激な変化その他の異常時においても、対象施設の機能を可能な限り維持し、施設及び周辺環境への影響を防止又は最小化するため、本市と協議の上、必要な運転操作を行うこと。

修繕を必要とする場合は第3節「修繕業務」の定めにより、緊急の対応を必要とする場合は第5節「緊急対応業務」の定めにより対応すること。

(4)日常点検・巡視

事業者は、対象施設の運転状況、処理状況及び設備の状態を把握し、運転上の異常又は異常の兆候を早期に発見するため、日常点検及び巡視を実施すること。

事業者は、日常点検及び巡視に当たり、対象施設の運転状況、計器の指示値、警報の有無、異音、振動、臭気、漏水、漏油、過熱その他運転管理上支障となる事項を確認すること。

事業者は、対象施設の状態、運転状況及び重要度を踏まえ、日常点検及び巡視の対象、方法及び頻度を運転管理計画に定めること。

事業者は、日常点検及び巡視の結果を記録し、運転条件の調整、保守管理計画の見直し、修繕の必要性の検討その他の施設管理に活用すること。

日常点検及び巡視において、設備の劣化、損傷又は不具合を確認した場合は、「2 保守管理業務」の定めにより必要な対応を行うこと。

(5)水質管理

事業者は、流入下水の量及び質に応じた適切な水処理を行い、通常の運転状態において処理水が図表4に定める要求水準を満足するよう、対象施設の運転管理を行うこと。

事業者は、水処理工程及び処理水の状態を継続的に把握するため、必要な分析、測定、監視、記録及び評価を実施すること。

事業者は、要求水準を満足しないおそれがある場合には、速やかに原因を把握し、必要な運転調整その他の措置を講じること。

図表4　処理水質の要求水準等

対象施設	項目	概要
中部浄化センター	処理すべき流入下水量	計画水量（基本計画）及び過年度における処理水量を基本とし、本市と協議し合意すること。
	流入水の水質	BOD：220（mg/L）以下 SS：180（mg/L）以下
	満たすべき処理水質（放流堰の越流水の水質）	【法定排水基準】 pH：5.8～8.6 BOD：15（mg/L）以下 SS：40（mg/L）以下 大腸菌数：800（CFU/mL）以下

対象施設	項目	概要
		窒素：60（mg/L）以下 リン：8（mg/L）以下 【契約処理水質基準】 pH：6.0～8.0 BOD：9（mg/L）以下 SS：9（mg/L）以下 大腸菌数：25（CFU/mL）以下 窒素：60（mg/L）以下 リン：8（mg/L）以下
南部浄化センター	処理すべき流入下水量	計画水量（基本計画）及び過年度における処理水量を基本とし、本市と協議し合意すること
	流入水の水質	BOD：225（mg/L）以下 SS：177（mg/L）以下
	満たすべき処理水質（放流堰の越流水の水質）	【法定排水基準】 pH：5.8～8.6 BOD：15（mg/L）以下 SS：40（mg/L）以下 大腸菌数：800（CFU/mL）以下 【契約処理水質基準】 pH：6.0～8.0 BOD：9（mg/L）以下 SS：9（mg/L）以下 大腸菌数：25（CFU/mL）以下

(6)汚泥管理

事業者は、浄化センターから発生する汚泥について、水処理工程及び汚泥処理工程の安定的な運転並びに適正な利活用、運搬又は処分に支障を生じさせないよう、適切に処理及び管理（濃縮汚泥の濃度分析、ケーキ含水率の分析・解析を含む。以下同じ。）し、要求水準を満足する性状を確保すること。

事業者は、汚泥が図表5に定める要求水準を満足するよう、汚泥処理設備を運転管理すること。特に南部浄化センター脱水汚泥について、廃棄物管理における運搬費のコスト縮減及びユーティリティ調達における薬品費のコスト縮減の双方を勘案し、適正な汚泥管理を行うこと。

事業者は、中部浄化センター浄化槽汚泥等受入施設において、平日8時30分から16時00分（12時～13時を除く。）の間、し尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、その全量を下水汚泥等利活用施設へ移送すること。

また、事業者は、南部浄化センター浄化槽汚泥等受入施設において、平日8時30分から16時00分（12時～13時を除く。）の間、し尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、その全量を汚泥処理設備へ移送すること。

事業者は、各浄化槽汚泥等受入施設の計画受入量を事前に把握し、設備規模に対する搬入日あたりの受入可能量を超過する場合には、本市と協議を行うこと。

また、下水汚泥等利活用事業者が実施する提案バイオマスを中部浄化センター浄化槽汚泥等受入施設で受け入れること。

事業者は、中部浄化センターで発生した汚泥を重力濃縮し、その全量を下水汚泥等利活用施設へ移送すること。また、重力濃縮設備は、汚泥界面管理及び季節変動を考慮した引抜量の管理を行うこと。

事業者は、汚泥の発生量、性状その他必要な事項を把握し、適切に記録及び管理すること。

図表5　汚泥性状に関する要求水準

対象施設・種別	法定汚泥性状基準	契約汚泥性状基準
中部浄化センター 重力濃縮汚泥	－	固形物濃度1.4%程度
南部浄化センター 脱水汚泥 （し尿・浄化槽由来の汚泥を含む）	含水率85%以下	含水率82%以下

(7)廃棄物管理

事業者は、浄化センター業務（運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、及び環境整備業務）の実施に伴い発生する産業廃棄物について、関係法令等に基づき適切に管理すること。

事業者は、廃棄物の種類、発生量、保管量その他必要な事項を把握し、適切に記録及び管理すること。

事業者は、廃棄物の保管に当たり、飛散、流出、地下浸透、悪臭の発生その他周辺環境への影響を防止するため、必要な措置を講じること。

事業者は、産業廃棄物について、関係法令等に基づき適切に運搬を行うとともに、運搬を第三者へ委託する場合は、必要な契約、記録、報告その他の管理を適切に行うこと。

事業者は、一部の産業廃棄物について、運搬単価を提案すること。また、当該産業廃棄物の運搬に要した費用については、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

（中部浄化センター対象：濃縮しさ、沈砂しさ）

（南部浄化センター対象：脱水汚泥(みなし産業廃棄物)、沈砂しさ）

浄化槽汚泥等受入施設から排出される一般廃棄物（沈砂しさ）の運搬及び処分は本事業の業務範囲に含まないものとする。ただし、事業者は、本市又は本市が指定する者による運搬及び処分に支障が生じないよう、適切に保管及び管理を行うこと。

処理過程から排出される廃棄物管理は、運転管理業務における汚泥管理及び保守管理業務と密接な関係にあることから、業務責任者を通じて各業務間の連携を図り、事業全体のコスト縮減にも配慮した適切な管理を行うこと。

(8)ユーティリティ調達管理

事業者は、対象施設の安定的な運転に必要な油脂類、消耗品、燃料、電力、水道、ガス、薬品その他のユーティリティについて、適切に調達及び管理すること。

事業者は、ユーティリティの使用量、在庫量及び調達状況を把握し、対象施設の運転に必要な数量を確保すること。

電力の調達については、安定的かつ経済的に調達するとともに、温室効果ガス排出量

の削減に配慮した電力調達を行い、令和12年度までに、年間総使用電力量のうち、「再生可能エネルギー由来電力」での調達を100%とするための取組を計画し実施すること。

「再生可能エネルギー由来電力」は、対象施設内に設置した再生可能エネルギー発電設備からの電力、対象施設外に設置された再生可能エネルギー発電設備から電力系統を介して調達する電力、再生可能エネルギー由来電力として供給される電力その他本市が適当と認める電力とする。

ただし、「再生可能エネルギー由来電力」の調達とみなすための再生可能エネルギー指定非化石証書、その他の環境価値を示す証書又はこれらに類する環境価値の取得をもって代替できるのは、対象施設の年間総使用電力量の50%を上限とする。

雨水ポンプ用エンジン及び非常用発電機に使用するA重油及び放流水の滅菌に使用する次亜塩素酸ソーダについては、調達単価を提案するとともに、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

事業者は、薬品、燃料その他保管を必要とする物品について、納入期間、保管容量、使用実績及び緊急時の必要量を考慮し、施設運営に支障を生じさせないよう適切に管理すること。

事業者は、ユーティリティを効率的に使用するとともに、対象施設の機能及び要求水準を満足する範囲において、エネルギー使用量及び環境負荷の低減に努めること。

事業者は、エネルギー管理に係る法令等に基づく報告その他本市が必要とする資料の作成及び情報提供に協力すること。

浄化センター業務に必要な電力、水道及びガスの契約・支払の区分及び利活用事業での使用分に係る費用の調整については、図表6のとおりとする。

利活用事業者は、事業者が実施する省エネルギー施策、需要調整その他の電力使用量低減施策への参加義務を負わない。

図表6　ユーティリティの契約・支払区分

施設	区分	契約・支払	利活用事業での使用分に係る費用の調整
中部浄化センター	電力・水道	事業者が契約し支払う（利活用事業分を含む）。	事業者は、利活用事業で使用された量に相当する料金も含めて供給会社に支払う。 利活用事業で使用された量に相当する料金は、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。
	ガス	事業者及び利活用事業者がそれぞれ契約し支払う。	―
南部浄化センター	電力・水道・ガス	事業者が契約し支払う。	―

なお、浄化センター業務に必要なその他のユーティリティの調達費用の本市及び事業者の間での負担関係については、本事業の契約を参照すること。

(9)保安管理

事業者は、対象施設への不法又は不正な立入り、盗難、破壊行為、いたずらその他施設の安全及び運営に支障を及ぼす行為を防止するため、必要な保安管理を実施すること。

事業者は、出入口、門扉、鍵、施錠設備、監視設備、入退場記録その他保安管理に必要な設備及び記録を適切に管理すること。

事業者は、第三者の立入りを認める場合は、その目的及び範囲を確認するとともに、必要な安全及び保安上の措置を講じること。

不法又は不正な立入り、盗難、破壊行為その他の異常を確認した場合は、必要な初動措置を講じ、速やかに本市へ報告すること。

(10)環境整備業務

事業者は、浄化センター及びその構内について、施設の機能維持、衛生環境の保全及び周辺環境への影響防止を目的として、環境整備業務を実施すること。

事業者は、施設内外の状況を把握し、建築物、設備及び敷地を良好な状態に維持するとともに、施設利用者、来訪者及び周辺住民の安全及び衛生の確保に努めること。

① 施設内環境整備

事業者は、建築物、管理区域及び構内について、良好な衛生環境を維持するため、必要な清掃及び整理整頓を実施すること。

事業者は、建物内部について、床面、窓ガラスその他共用部分を清潔な状態に維持すること。

② 敷地管理

事業者は、浄化センター構内の植栽、樹木、緑地その他敷地について、適切な維持管理を行うこと。

事業者は、除草、剪定その他必要な措置を講じ、施設管理及び周辺環境に支障を生じさせないこと。

③ 害虫、害獣等対策

事業者は、害虫、害獣その他有害生物の発生状況を把握し、必要に応じて防除その他の措置を講じること。

事業者は、施設を衛生的な状態に維持し、施設運営及び周辺環境に悪影響を及ぼさないよう努めること。

2 保守管理業務

(1)基本事項

事業者は、浄化センターの建築物、土木構造物、建築設備、機械設備、電気設備、計装設備その他本事業の対象となる施設及び設備について、その機能及び性能を適切に維

持し、本要求水準書に定める要求水準を継続して満足させるため、必要な保守管理を実施すること。

保守管理業務は、運転管理業務における日常点検・巡視等と密接な関係にあることから、業務責任者と連携及び調整を図るとともに、関係法令等、本要求水準書、施設及び設備の特性、運転状況、設備の重要度、点検結果、故障履歴、修繕履歴、製造者が示す取扱要領、本市が指定する施設情報管理システムが定める点検項目その他必要な情報を踏まえ、対象施設の状態に応じた適切な保守管理を行うこと。

事業者は、法令等に基づき実施すべき点検、検査、測定、届出その他の業務及び本要求水準書に基づき実施することを要求する点検等を確実に実施するとともに、法令等又は本要求水準書により実施する旨が定められていない保守管理についても、対象施設の機能及び性能を維持するために必要な内容及び頻度を自ら設定し、実施すること。

保守管理の対象並びに参考となる実施項目及び過去の実施状況は、**（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報**を参照すること。ただし、**別紙13**に記載のない事項であっても、本要求水準書に定める要求水準を満足するために必要な保守管理は、事業者の責任において実施すること。

(2)保守管理計画

事業者は、対象施設の機能及び性能を継続的かつ効率的に維持するため、事業期間全体及び各事業年度を対象とした保守管理計画を各々作成し、本市の承諾を得ること。

保守管理計画には、少なくとも次に掲げる事項を定めること。

- 保守管理の対象となる施設及び設備
- 点検、検査、測定、調査、清掃、調整、消耗品交換その他の保守管理の内容
- 保守管理の実施時期及び頻度
- 法定点検等の内容、根拠法令、実施時期及び必要な資格
- 実施体制及び責任者
- 施設又は設備の停止を伴う場合の運転方法及び代替措置
- 安全管理上の措置
- 記録及び報告の方法
- 異常又は不具合を確認した場合の対応方法
- その他保守管理に必要な事項

事業者は、施設及び設備の状態、運転実績、点検結果、故障又は修繕の発生、法令等の変更その他の事情を踏まえ、必要に応じて保守管理計画を見直すこと。

事業者は、保守管理計画の作成及び見直しに当たり、**（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報**に示す過去の実施状況を参考とすること。ただし、過去の実施頻度を一律に踏襲するのではなく、対象施設の状態及び本要求水準書に定める要求水準を踏まえ、自らの責任において適切な内容及び頻度を設定すること。

(3)点検、検査、測定及び調査

事業者は、対象施設の劣化、損傷、腐食、漏水、ひび割れ、変形、異音、振動、過熱、絶縁性能の低下、計器指示値の異常その他の不具合を早期に把握するため、対象施

設の種類、特性、重要度及び状態に応じた点検、検査、測定及び調査を実施すること。

事業者は、浄化センターの各種設備（遠隔監視設備及び非常通報設備を除く。[5]）について、必要な保守点検を実施し、常時使用可能な状態を維持すること。

事業者は、浄化センターに設置されている脱臭設備を適切に運転管理する等により、悪臭による周辺環境への影響を防止すること。

事業者は、悪臭防止法その他関係法令等及び福島県条例等を遵守し、浄化センターの敷地境界において要求される臭気基準を満足するよう必要な措置を講じること。測定位置は、風向き等を考慮して本市と協議の上決定する。

事業者は、点検等の結果を過去の記録、運転データ、故障履歴、修繕履歴その他の関連情報と比較し、劣化傾向及び異常の兆候を把握すること。

事業者は、点検等に当たり、必要に応じて設備の停止、分解、絶縁、試運転、測定機器による確認その他必要な方法を採用し、対象施設の状態を適切に把握すること。

点検等に伴い対象施設又は設備を停止する場合は、処理機能及び施設運営への影響を検討し、必要な運転切替、予備機の運転、仮設設備の検討及び実施、作業工程の調整その他の措置を講じること。

(4)法定点検等

事業者は、関係法令等により実施が義務付けられている点検、検査、測定、清掃、届出、報告その他の業務について、所定の資格又は能力を有する者により、所定の時期及び方法で実施すること。

事業者は、法定点検等の実施に必要な関係機関との調整、申請、届出、立会い、報告その他一切の手続を行うこと。ただし、本市が自ら行うべき手続については、本市と協議し、必要な資料の作成及び情報提供その他の支援を行うこと。

事業者は、法定点検等の結果、是正、改善、修理、部品交換その他の措置を求められた場合は、その内容及び施設運営への影響を速やかに本市へ報告し、必要な措置を講じること。

法定点検等の主な対象、現行の実施状況及び参考情報は、**（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報**を参照すること。なお、**別紙13**への記載の有無にかかわらず、法令等により実施が義務付けられる業務は事業者の業務に含まれるものとする。

(5)調整、清掃及び消耗品等の交換

事業者は、対象施設の機能及び性能を維持するため、点検等の結果に基づき、必要な調整、増締め、給油、清掃、消耗品及び消耗部品の交換その他の保守上必要な措置を講じること。

事業者は、部品等の交換に当たり、対象設備との適合性、品質、耐久性、安全性、調達期間及び将来の保守性を確認し、対象施設の機能及び性能に支障を生じさせないものを使用すること。

事業者は、設備の腐食、劣化又は損傷の進行を防止するため、必要に応じて局部的な

[5] 遠隔監視設備及び非常通報設備の点検は本市が実施する。

防食処置、塗装の補修その他の措置を実施すること。

対象施設の機能回復を目的とする補修、部品交換その他の行為が、本要求水準書に定める修繕に該当する場合は、第3節「修繕業務」の定めによること。

(6)異常、劣化及び不具合への対応

事業者は、保守管理を通じて異常、劣化又は不具合を確認した場合は、その原因、進行状況、施設運営への影響、安全性、緊急性及び今後想定されるリスクを評価すること。

事業者は、保守管理の範囲で対応可能なものについては、必要な調整、清掃、消耗品若しくは消耗部品の交換その他の措置を速やかに実施すること。

修繕を必要とする場合は、第3節「修繕業務」に基づき対応すること。緊急の対応を必要とする場合は、第5節「緊急対応業務」に基づき必要な初動対応を行うこと。

事業者は、直ちに対応する必要がないと判断した異常、劣化又は不具合についても、その内容、判断理由、経過観察の方法及び今後の対応予定を記録し、継続的に状態を監視すること。

事業者は、異常、劣化又は不具合が繰り返し発生する場合は、その原因を分析し、保守管理方法、運転方法又は点検頻度の見直しその他再発防止に必要な措置を講じること。

(7)消耗品、予備品等の調達及び管理

事業者は、保守管理に必要な油脂類、薬剤、消耗品、消耗部品、予備品、工具、測定機器その他の物品を適切に調達し、保管及び管理すること。

事業者は、対象施設の重要度、部品等の調達期間、故障時の影響、使用実績及び保管条件を踏まえ、保守管理又は緊急対応に必要な物品を確保し、対象施設の運営に支障を生じさせないこと。

事業者は、保管する物品について、品名、仕様、数量、保管場所、入出庫及び使用状況を把握し、必要に応じて補充又は更新すること。

本市が所有する予備品、特殊工具その他の物品を使用する場合は、本市の承諾を得るとともに、本市が定める条件に従い、適切に使用及び管理すること。

消耗品、消耗部品、予備品等の費用負担及び修繕費との区分は、本事業の契約その他本市が示す条件による。

(8)記録及び報告

事業者は、保守管理について、少なくとも次に掲げる事項を記録し、本市が指定する方法により報告すること。

- 対象となる施設及び設備の名称並びに管理番号
- 実施日時及び実施者
- 点検、検査、測定、調査その他実施した業務の内容
- 点検結果及び測定値
- 確認した異常、劣化又は不具合の内容
- 実施した調整、清掃、消耗品交換その他の措置

・　使用した部品、材料等
・　修繕、経過観察その他今後必要な対応
・　法定点検等に係る届出、報告及び関係機関との調整状況
・　その他本市が必要と認める事項

事業者は、保守管理の記録を、設備台帳、運転記録、故障履歴及び修繕履歴と関連付けて管理し、対象施設の状態及び劣化傾向を継続的に把握できる状態を維持すること。

事業者は、本市が指定する施設情報管理システムその他の方法により、保守管理に関する情報を登録及び更新すること。

事業者は、保守管理を通じて得た情報を、保守管理計画の見直し、修繕実施計画及び共通業務において策定する修繕・改築計画その他施設管理に関する計画の策定又は更新に活用すること。

(9)事業終了時の状態確認

事業者は、事業終了に先立ち、対象施設の保守管理状況、施設及び設備の状態、未対応の異常若しくは不具合、継続的な監視を必要とする事項、部品等の保管状況その他引継ぎに必要な事項を整理し、本市へ報告すること。

事業者は、本事業期間中に適切な保守管理を実施し、対象施設を、通常の使用に伴う経年劣化を除き、継続して通常の施設運営を行うことができる状態で本市又は本市が指定する者へ引き継ぐこと。

事業者の責めに帰すべき事由により、対象施設の機能若しくは性能が本要求水準を満足していない場合又は著しい損傷が生じている場合は、事業者の責任及び費用により必要な措置を講じること。

3　その他

(1)他工事等立会

事業者は、本市又は第三者が対象施設において実施する工事、調査、点検、官公庁検査等への立会その他の業務について、本市の指示に基づき必要な立会を行うこと。

事業者は、当該工事等の円滑な実施に協力し、必要に応じて施設状況に関する情報提供、運転調整、施設の停止及び再稼働に関する調整その他必要な対応を行うこと。

事業者は、工事等が対象施設の運転又は機能に影響を及ぼすおそれがある場合は、その内容を確認し、本市と協議のうえ必要な措置を講じること。

(2)見学者の対応

事業者は、本市が実施する施設見学、行政視察、学校見学その他これらに類する見学者の受入れについて、本市の求めに応じて協力すること。

事業者は、施設運営に支障のない範囲で、見学経路の安全確保、施設説明その他必要な対応を行うこと。

見学日程、説明内容及び役割分担については、本市と事前に協議すること。

第2節　ポンプ場業務

1　運転管理業務

(1)基本事項

事業者は、ポンプ場の機能及び性能を適切に発揮させ、本要求水準書に定める要求水準を継続して満足させるため、必要な運転管理業務を実施すること。

事業者は、関係法令等、本要求水準書、対象施設及び設備の特性、流入下水の量及び質、運転実績、気象条件その他必要な情報を踏まえ、自らの責任において適切かつ効率的な運転管理を実施すること。

事業者は、対象施設の運転状況及び設備の状態を継続的に把握し、異常又は異常の兆候を確認した場合は、その内容及び施設運営への影響を評価した上で、必要な運転調整その他の措置を講じること。

(2)運転管理計画

事業者は、対象施設の安定的かつ効率的な運転及び要求水準の継続的な達成を図るため、事業年度ごとに運転管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。

運転管理計画には、少なくとも次に掲げる事項を定めること。

- 運転管理の対象となる施設及び設備
- 運転管理の基本方針
- 運転及び監視の方法
- 日常点検及び巡視の方法
- 水質管理の方法
- ユーティリティの調達及び管理方法
- 保安管理の方法
- 環境整備業務の実施方法
- 異常時及び緊急時における運転方法及び実施体制
- 記録及び報告の方法
- その他運転管理に必要な事項

事業者は、流入下水の状況、対象施設の運転状況、要求水準の達成状況、設備の変更、故障又は修繕の発生その他の事情を踏まえ、必要に応じて運転管理計画を見直すこと。

(3)運転操作

事業者は、対象施設及び設備の構造、機能、性能、動作特性及び相互の関連を十分に把握した上で、運転及び監視操作を実施すること。簡易放流を実施する場合は、下水道法、下水道法施行令その他関係法令並びに市が定める基準等を遵守すること。

事業者は、流入下水の量及び質の変動、気象条件、揚水状況、設備の状態その他必要な情報を総合的に勘案し、要求水準を満足するよう適切な運転調整を行うこと。

事業者は、設備の運転状況、警報、計測値、運転時間、電力及び薬品の使用状況その他必要な情報を継続的に監視すること。

事業者は、通常時のみならず、故障、事故、停電、異常流入、流入水質の急激な変化その他の異常時においても、対象施設の機能を可能な限り維持し、施設及び周辺環境へ

の影響を防止又は最小化するため、必要な運転操作を行うこと。

修繕を必要とする場合は第3節「修繕業務」の定めにより、緊急の対応を必要とする場合は第5節「緊急対応業務」の定めにより対応すること。

(4)日常点検・巡視

事業者は、対象施設の運転状況及び設備の状態を把握し、運転上の異常又は異常の兆候を早期に発見するため、日常点検及び巡視を実施すること。

事業者は、日常点検及び巡視に当たり、対象施設の運転状況、計器の指示値、警報の有無、異音、振動、臭気、漏水、漏油、過熱その他運転管理上支障となる事項を確認すること。

事業者は、対象施設の状態、運転状況及び重要度を踏まえ、日常点検及び巡視の対象、方法及び頻度を運転管理計画に定めること。

事業者は、日常点検及び巡視の結果を記録し、運転条件の調整、保守管理計画の見直し、修繕の必要性の検討その他の施設管理に活用すること。

日常点検及び巡視において、設備の劣化、損傷又は不具合を確認した場合は、「2 保守管理業務」の定めにより必要な対応を行うこと。

(5)水質管理

事業者は、流入下水の状況を把握し、ポンプ場の機能及び性能を適切に維持するとともに、下水の揚水及び送水に支障が生じないよう水質管理を実施すること。

事業者は、流入下水の状態を継続的に把握するため、必要な分析、測定、監視、記録及び評価を実施すること。

事業者は、要求水準を満足しないおそれがある場合又は異常な水質その他ポンプ場の運転若しくは設備の機能に支障を及ぼすおそれのある流入を確認した場合は、速やかに原因を把握し、本市へ報告するとともに、必要な措置を講じること。

(6)廃棄物管理

事業者は、ポンプ場業務（運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、及び環境整備業務）の実施に伴い発生する産業廃棄物について、関係法令等に基づき適切に管理すること。

事業者は、廃棄物の種類、発生量、保管量その他必要な事項を把握し、適切に記録及び管理すること。

事業者は、廃棄物の保管に当たり、飛散、流出、地下浸透、悪臭の発生その他周辺環境への影響を防止するため、必要な措置を講じること。

事業者は、産業廃棄物について、関係法令等に基づき適切に運搬を行うとともに、運搬を第三者へ委託する場合は、必要な契約、記録、報告その他の管理を適切に行うこと。

事業者は、図表7の産業廃棄物について、運搬単価を提案すること。また、当該産業廃棄物の運搬に要した費用については、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

処理過程から排出される廃棄物管理は、運転管理業務及び保守管理業務と密接な関係

にあることから、統括管理業務を通じて各業務間の連携を図り、事業全体のコスト縮減にも配慮した適切な管理を行うこと。

図表7　各廃棄物に関する業務及び本事業の対象／対象外の区分

対象施設・種別	廃棄物の種類	管理	収集・運搬	処分
各合流ポンプ場 沈砂しさ	産業廃棄物（汚泥）	対象	対象	対象外
各汚水ポンプ場 沈砂しさ	産業廃棄物（汚泥）	対象	対象	対象外
各雨水ポンプ場 沈砂	産業廃棄物（汚泥）	対象	対象	対象外
各雨水ポンプ場 しさ	一般廃棄物（汚泥）	対象	対象外	対象外

(7)ユーティリティ調達管理

事業者は、ポンプ場の安定的な運転に必要な油脂類、消耗品、燃料、電力、水道、ガス、薬品その他のユーティリティについて、適切に調達及び管理すること。

事業者は、ユーティリティの使用量、在庫量及び調達状況を把握し、対象施設の運転に必要な数量を確保すること。

電力の調達については、安定的かつ経済的に調達するとともに、温室効果ガス排出量の削減に配慮した電力調達を行い、令和12年度までに、年間総使用電力量のうち、「再生可能エネルギー由来電力」での調達を100%とするための取組を計画し実施すること。

「再生可能エネルギー由来電力」は、対象施設内に設置した再生可能エネルギー発電設備からの電力、対象施設外に設置された再生可能エネルギー発電設備から電力系統を介して調達する電力、再生可能エネルギー由来電力として供給される電力その他本市が適当と認める電力とする。

ただし、「再生可能エネルギー由来電力」の調達とみなすための再生可能エネルギー指定非化石証書、その他の環境価値を示す証書又はこれらに類する環境価値の取得をもって代替できるのは、対象施設の年間総使用電力量の50%を上限とする。

雨水ポンプ用エンジン及び非常用発電機に使用するA重油については、調達単価を提案するとともに、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

事業者は、薬品、燃料その他保管を必要とする物品について、納入期間、保管容量、使用実績及び緊急時の必要量を考慮し、施設運営に支障を生じさせないよう適切に管理すること。

事業者は、エネルギー管理に係る法令等に基づく報告その他本市が必要とする資料の作成及び情報提供に協力すること。

なお、ポンプ場業務に必要なユーティリティの調達費用の本市及び事業者の間での負担関係については、本事業の契約を参照すること。

(8)環境整備業務

事業者は、ポンプ場及びその構内について、施設の機能維持、衛生環境の保全及び周

辺環境への影響防止を目的として、環境整備業務を実施すること。

事業者は、施設内外の状況を把握し、建築物、設備及び敷地を良好な状態に維持するとともに、施設利用者、来訪者及び周辺住民の安全及び衛生の確保に努めること。

事業者は、環境整備業務に伴い発生する廃棄物について、関係法令等を遵守し、適切に分別、保管及び管理を行うこと。

① 施設内環境整備

事業者は、施設内部の良好な衛生環境を維持するため、必要な清掃及び整理整頓を実施すること。

事業者は、施設内部について、床面、窓ガラスその他共用部分を清潔な状態に維持すること。

② 敷地管理

事業者は、ポンプ場構内の植栽、樹木、緑地その他敷地について、適切な維持管理を行うこと。

事業者は、除草、剪定その他必要な措置を講じ、施設管理及び周辺環境に支障を生じさせないこと。

③ 害虫、害獣等対策

事業者は、害虫、害獣その他有害生物の発生状況を把握し、必要に応じて防除その他の措置を講じること。

2 保守管理業務

(1)基本事項

事業者は、ポンプ場の建築物、土木構造物、建築設備、機械設備、電気設備、計装設備その他本事業の対象となる施設及び設備について、その機能及び性能を適切に維持し、本要求水準書に定める要求水準を継続して満足させるため、必要な保守管理を実施すること。

保守管理業務は、運転管理業務における日常点検・巡視等と密接な関係にあることから、統括管理業務を通じて適切な管理を行うとともに、関係法令等、本要求水準書、施設及び設備の特性、運転状況、設備の重要度、点検結果、故障履歴、修繕履歴、製造者が示す取扱要領、本市が指定する施設情報管理システムが定める点検項目その他必要な情報を踏まえ、対象施設の状態に応じた適切な保守管理を行うこと。

事業者は、法令等に基づき実施すべき点検、検査、測定、届出その他の業務を確実に実施するとともに、法令等により実施方法又は頻度が定められていない保守管理についても、対象施設の機能及び性能を維持するために必要な内容及び頻度を自ら設定し、実施すること。

保守管理の対象並びに参考となる実施項目及び過去の実施状況は、**（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報**を参照すること。ただし、**別紙13**に記載のない事項であっても、本要求水準書に定める要求水準を満足するために必要な保守管理は、事業者

の責任において実施すること。

(2)保守管理計画

事業者は、対象施設の機能及び性能を継続的かつ効率的に維持するため、事業期間全体及び各事業年度を対象とした保守管理計画を各々作成し、本市の承諾を得ること。

保守管理計画には、少なくとも次に掲げる事項を定めること。

- 保守管理の対象となる施設及び設備
- 点検、検査、測定、調査、清掃、調整、消耗品交換その他の保守管理の内容
- 保守管理の実施時期及び頻度
- 法定点検等の内容、根拠法令、実施時期及び必要な資格
- 実施体制及び責任者
- 無人施設における監視及び保守管理方法
- 施設又は設備の停止を伴う場合の運転方法及び代替措置
- 安全管理上の措置
- 記録及び報告の方法
- 異常又は不具合を確認した場合の対応方法
- その他保守管理に必要な事項

事業者は、施設及び設備の状態、運転実績、点検結果、故障又は修繕の発生、法令等の変更その他の事情を踏まえ、必要に応じて保守管理計画を見直すこと。

事業者は、保守管理計画の作成及び見直しに当たり、**（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報**に示す過去の実施状況を参考とすること。ただし、過去の実施頻度を一律に踏襲するのではなく、対象施設の状態及び本要求水準書に定める要求水準を踏まえ、自らの責任において適切な内容及び頻度を設定すること。

(3)点検、検査、測定及び調査

事業者は、対象施設の劣化、損傷、腐食、漏水、ひび割れ、変形、異音、振動、過熱、絶縁性能の低下、計器指示値の異常その他の不具合を早期に把握するため、対象施設の種類、特性、重要度及び状態に応じた点検、検査、測定及び調査を実施すること。

事業者は、ポンプ場の各種設備（遠隔監視設備及び非常通報設備を除く。[6]）について、必要な保守点検を実施し、常時使用可能な状態を維持すること。

事業者は、降雨その他の気象状況に応じて必要な保守点検を実施し、第5節「緊急対応業務」に支障を生じさせない状態を維持すること。

事業者は、ポンプ場に設置されている脱臭設備を適切に運転管理する等により、悪臭による周辺環境への影響を防止すること。

事業者は、悪臭防止法その他関係法令等及び福島県条例等を遵守し、ポンプ場の敷地境界において要求される臭気基準を満足するよう必要な措置を講じること。測定位置は、風向き等を考慮して本市と協議の上決定する。

植田中継ポンプ場については、公園内に立地する施設であることを踏まえ、臭突部に

[6] 遠隔監視設備及び非常通報設備の点検は本市が実施する。

おける臭気測定を実施すること。

植田中継ポンプ場の臭突部において満足すべき要求水準、測定方法、測定頻度その他必要な条件は、本市との協議により定めるものとする。

事業者は、点検等の結果を過去の記録、運転データ、故障履歴、修繕履歴その他の関連情報と比較し、劣化傾向及び異常の兆候を把握すること。

(4)法定点検等

事業者は、関係法令等により実施が義務付けられている点検、検査、測定、清掃、届出、報告その他の業務について、所定の資格又は能力を有する者により、所定の時期及び方法で実施すること。

事業者は、法定点検等の実施に必要な関係機関との調整、申請、届出、立会い、報告その他一切の手続を行うこと。ただし、本市が自ら行うべき手続については、本市と協議し、必要な資料の作成及び情報提供その他の支援を行うこと。

事業者は、法定点検等の結果、是正、改善、修理、部品交換その他の措置を求められた場合は、その内容及び施設運営への影響を速やかに本市へ報告し、必要な措置を講じること。

法定点検等の主な対象、現行の実施状況及び参考情報は、**（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報**を参照すること。なお、**別紙13**への記載の有無にかかわらず、法令等により実施が義務付けられる業務は事業者の業務に含まれるものとする。

(5)調整、清掃及び消耗品等の交換

事業者は、対象施設の機能及び性能を維持するため、点検等の結果に基づき、必要な調整、増締め、給油、清掃、消耗品及び消耗部品の交換その他の保守上必要な措置を講じること。

事業者は、部品等の交換に当たり、対象設備との適合性、品質、耐久性、安全性、調達期間及び将来の保守性を確認し、対象施設の機能及び性能に支障を生じさせないものを使用すること。

事業者は、設備の腐食、劣化又は損傷の進行を防止するため、必要に応じて局部的な防食処置、塗装の補修その他の措置を実施すること。

対象施設の機能回復を目的とする補修、部品交換その他の行為が、本要求水準書に定める修繕に該当する場合は、第3節「修繕業務」の定めによること。

(6)異常、劣化及び不具合への対応

事業者は、保守管理を通じて異常、劣化又は不具合を確認した場合は、その原因、進行状況、施設運営への影響、安全性、緊急性及び今後想定されるリスクを評価すること。

事業者は、保守管理の範囲で対応可能なものについては、必要な調整、清掃、消耗品若しくは消耗部品の交換その他の措置を速やかに実施すること。

修繕を必要とする場合は、第3節「修繕業務」に基づき対応すること。緊急の対応を必要とする場合は、第5節「緊急対応業務」に基づき必要な初動対応を行うこと。

事業者は、直ちに対応する必要がないと判断した異常、劣化又は不具合についても、その内容、判断理由、経過観察の方法及び今後の対応予定を記録し、継続的に状態を監視すること。

事業者は、異常、劣化又は不具合が繰り返し発生する場合は、その原因を分析し、保守管理方法、運転方法又は点検頻度の見直しその他再発防止に必要な措置を講じること。

(7)消耗品、予備品等の調達及び管理

事業者は、保守管理に必要な油脂類、薬剤、消耗品、消耗部品、予備品、工具、測定機器その他の物品を適切に調達し、保管及び管理すること。

事業者は、対象施設の重要度、部品等の調達期間、故障時の影響、使用実績及び保管条件を踏まえ、保守管理又は緊急対応に必要な物品を確保し、対象施設の運営に支障を生じさせないこと。

事業者は、保管する物品について、品名、仕様、数量、保管場所、入出庫及び使用状況を把握し、必要に応じて補充又は更新すること。

本市が所有する予備品、特殊工具その他の物品を使用する場合は、本市の承諾を得るとともに、本市が定める条件に従い、適切に使用及び管理すること。

消耗品、消耗部品、予備品等の費用負担及び修繕費との区分は、本事業の契約その他本市が示す条件による。

(8)記録及び報告

事業者は、保守管理について、少なくとも次に掲げる事項を記録し、本市が指定する方法により報告すること。

- 対象となる施設及び設備の名称並びに管理番号
- 実施日時及び実施者
- 点検、検査、測定、調査その他実施した業務の内容
- 点検結果及び測定値
- 確認した異常、劣化又は不具合の内容
- 実施した調整、清掃、消耗品交換その他の措置
- 使用した部品、材料等
- 修繕、経過観察その他今後必要な対応
- 法定点検等に係る届出、報告及び関係機関との調整状況
- その他本市が必要と認める事項

事業者は、保守管理の記録を、設備台帳、運転記録、故障履歴及び修繕履歴と関連付けて管理し、対象施設の状態及び劣化傾向を継続的に把握できる状態を維持すること。

事業者は、本市が指定する施設情報管理システムその他の方法により、保守管理に関する情報を登録及び更新すること。

事業者は、保守管理を通じて得た情報を、保守管理計画の見直し、修繕実施計画及び共通業務において策定する修繕・改築計画その他施設管理に関する計画の策定又は更新に活用すること。

(9)事業終了時の状態確認

事業者は、事業終了に先立ち、対象施設の保守管理状況、施設及び設備の状態、未対応の異常若しくは不具合、継続的な監視を必要とする事項、部品等の保管状況その他引継ぎに必要な事項を整理し、本市へ報告すること。

事業者は、本事業期間中に適切な保守管理を実施し、対象施設を、通常の使用に伴う経年劣化を除き、継続して通常の施設運営を行うことができる状態で本市又は本市が指定する者へ引き継ぐこと。

事業者の責めに帰すべき事由により、対象施設の機能若しくは性能が本要求水準を満足していない場合又は著しい損傷が生じている場合は、事業者の責任及び費用により必要な措置を講じること。

3　その他

(1)他工事等立会

事業者は、本市又は第三者が対象施設において実施する工事、調査、点検、官公庁検査等への立会その他の業務について、本市の指示に基づき必要な立会を行うこと。

事業者は、当該工事等の円滑な実施に協力し、必要に応じて施設状況に関する情報提供、運転調整、施設の停止及び再稼働に関する調整その他必要な対応を行うこと。

事業者は、工事等が対象施設の運転又は機能に影響を及ぼすおそれがある場合は、その内容を確認し、本市と協議のうえ必要な措置を講じること。

第3節　修繕業務

1　基本事項

事業者は、対象施設の機能及び性能を適切に維持し、本要求水準書に定める要求水準を継続して満足させるため、必要な修繕を実施すること。

事業者は、運転管理業務及び保守管理業務を通じて把握した施設及び設備の劣化状況、不具合、故障履歴、運転実績、修繕履歴その他必要な情報を踏まえ、自らの責任において修繕の必要性、実施時期及び優先順位を判断すること。

事業者は、修繕業務の実施に当たり、共通業務において策定する修繕・改築計画との整合を図ること。

2　計画的修繕業務

事業者は、対象施設の機能及び性能を維持するため、保守点検結果、運転状況、故障履歴、設備の重要度その他必要な情報を踏まえ、事業期間全体及び各事業年度を対象とした修繕実施計画を作成し、本市の承諾を得ること。

修繕実施計画には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。また、当該計画には、事業者が本事業で実施する対象施設の修繕だけでなく、本市が実施する対象施設の修繕も含めるものとする。

- 対象施設及び設備
- 修繕内容及び実施時期
- 概算費用

・　その他本市が必要と認める事項

事業期間全体を対象とした修繕実施計画は、本事業開始後遅滞なく又は変更の都度、本市に提出し、本市の承諾を得ること。

各事業年度を対象とした単年度の修繕実施計画は、各事業年度の4月又は変更の都度、本市に提出し、本市の承諾を得ること。

事業者は、本市の承諾を得た修繕実施計画に基づき修繕を実施するとともに、修繕完了後は本市の検査を受けること。

3　緊急修繕業務

事業者は、対象施設に突発的な故障、損傷その他の不具合が発生し、放置することにより処理機能の停止、施設の損傷の拡大、安全上又は環境上の支障が生じるおそれがある場合は、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、本市に報告すること。

事業者は、応急措置後、原因、被害状況、必要な修繕内容及び概算費用を整理し、本市へ報告すること。

緊急修繕の実施に当たっては、原則として本市の承諾を得ること。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、必要最小限の措置を講じた上で、速やかに事後報告を行うこと。また、修繕完了後は本市の検査を受けること。

4　修繕費用及び実施範囲

事業者が実施する修繕の範囲、費用負担及び手続については、本事業の契約の定めによる。

事業者は、本市の承諾を得た修繕実施計画及び修繕費の範囲内で修繕を実施すること。

事業者の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用は、事業者の負担とする。

5　修繕履歴管理

事業者は、修繕の内容、実施日、対象設備、故障内容、原因、使用部材、費用その他必要な事項を記録し、適切に管理すること。

事業者は、修繕履歴を保守管理記録及び故障履歴と関連付けて管理し、施設管理及び修繕・改築計画に活用できる状態を維持すること。

6　完了報告

事業者は、修繕完了後、**（別紙5）提出書類等**に定める書類を作成し、本市に提出したうえで、本市による検査を受けること。

第4節　スクリーン管理業務

1　基本事項

事業者は、雨水幹線に設置されたスクリーン及びこれに附帯する設備（以下「スクリーン等」という。）について、雨水排除機能を確保し、浸水被害の防止を図るため、適切な管理を実施すること。

事業者は、降雨時その他流水量の増加が見込まれる場合においても、スクリーン等の機能

を良好な状態に維持できるよう管理を行うこと。

本業務の対象施設は、**（別紙3）本事業の対象施設及び本事業における呼称に示す**雨水幹線スクリーン等とする。

2　スクリーン管理

事業者は、大雨、洪水、台風その他の気象状況により流水量の増加が予想される場合は、スクリーン等の状況を確認すること。

事業者は、スクリーン等に流木、ごみ、土砂その他流水を阻害するおそれのある堆積物を確認した場合は、雨水排除機能を確保するため必要な措置を講じること。なお、除去した堆積物等の運搬及び処分については、本事業の範囲外とする。

事業者は、スクリーン等の損傷、変形、閉塞その他の異常を発見した場合は、その内容及び施設機能への影響を確認し、速やかに本市に報告すること。

事業者は、本業務の実施に当たり、安全を確保しつつ作業を行い、周辺環境及び第三者への影響を防止するため必要な措置を講じること。

3　異常時の対応

事業者は、地震、豪雨、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、第2章第2節に定める緊急時対応及び本章第5節に定める緊急対応業務との整合を図りながら、スクリーン等の状態確認を実施すること。

事業者は、スクリーン等に異常を確認した場合は、速やかに本市へ報告するとともに、安全が確保できる範囲で応急措置を実施すること。

4　記録及び報告等

事業者は、本業務を実施した日時、管理時間（作業開始から終了までの実労働時間）、滞在時間（施設到着から退場までの時間）その他本市が必要と認めた事項を管理日誌に記録し、毎月末に遅滞なく本市に提出すること。

本業務に要した費用は、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

第5節　緊急対応業務

1　基本事項

事業者は、自然災害その他の緊急事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、共通編第2章第2節「緊急時対応」に定めるところに従い対応するとともに、対象施設の機能を可能な限り維持し、被害の拡大防止及び早期復旧に必要な措置を講じること。

緊急対応業務の実施に当たっては、人命の安全を最優先とし、現地への移動又は作業を安全に実施できない場合は、その状況を速やかに本市へ報告し、対応方法について協議すること。

2　大雨時等の運転対応

事業者は、降雨、台風その他の気象状況により、雨水その他の排除のため対象施設の運転が必要となった場合は、流入水路、ポンプ井、放流先の水位、降雨状況、周辺地域の出水状

況、設備の運転状態その他必要な情報を総合的に勘案し、浸水被害及び施設被害の防止又は最小化に必要な運転操作を行うこと。

事業者は、運転開始前に、可能な範囲で対象設備の状態、電源、燃料、潤滑油、冷却設備、除じん設備、ゲートその他運転に必要な設備の状態を確認すること。

事業者は、施設への入退場時刻、運転開始、運転内容の重要な変更、設備の停止、異常の発生及び運転終了について、速やかに本市へ連絡すること。

事業者は、運転中、流入及び放流の状況、設備の状態、警報、燃料及び薬品の残量その他必要な事項を継続的に監視し、異常を把握した場合は必要な措置を講じること。

合流式下水道に係る施設の運転を行う場合は、関係法令及び本要求水準書に定める要求事項を満足するよう、施設の特性及び降雨状況に応じて適切に運転すること。

事業者は、運転終了に当たり、気象情報、流入水路及び放流先の水位、周辺地域の状況並びに再度の運転の可能性を総合的に判断すること。

事業者は、運転終了後、設備の点検、清掃その他必要な措置を行い、燃料、薬品、資機材等の残量及び状態を確認し、再度の運転に支障がない状態を確保すること。

本業務に要した費用は、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

3　地震、津波その他災害発生時の対応

事業者は、地震、津波その他の災害が発生し、対象施設への影響が想定される場合又は本市から指示を受けた場合は、緊急時対応計画に基づき、対象施設の運転状況及び被災状況を確認すること。

事業者は、安全を確保した上で、必要に応じて対象施設へ出動し、建築物、土木構造物、機械設備、電気設備、計装設備、流入及び放流に係る水路、敷地並びに周辺の状況を点検すること。

事業者は、点検結果を速やかに本市へ報告し、異常が確認された場合は、運転停止、設備の隔離、二次災害防止その他必要な応急措置を講じること。

事業者は、遠隔監視、通信又は電力供給が停止した場合は、緊急時対応計画に定める代替手段により、施設状況の把握及び必要な運転管理を行うこと。

本業務に要した費用は、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

4　故障、事故及び異常発生時の対応

事業者は、対象施設に故障、事故、火災、停電、通信障害、薬品若しくは燃料の漏えい、異常流入その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに状況を確認し、被害の防止又は最小化に必要な措置を講じること。

事業者は、人身事故、対象施設の機能に重大な影響を及ぼす故障、周辺環境に影響を及ぼす事故その他重大な事象が発生した場合は、直ちに本市へ報告すること。

事業者は、現場において安全に実施可能な範囲で、設備の停止、隔離、運転切替、予備機への切替、仮復旧その他必要な応急措置を講じるとともに、本市へ報告すること。

修繕を必要とする場合は、第3節「修繕業務」の定めによること。

事業者は、異常の原因、影響範囲、実施した措置、復旧状況及び再発防止策を整理し、本市へ報告すること。

本業務に要した費用は、本事業の契約の定めに従い実費精算の対象とする。

第6節　安全管理

1　基本事項

事業者は、浄化センター等の運転管理業務、保守管理業務、修繕業務その他本事業に係る業務の実施に当たり、関係法令等を遵守するとともに、事故、災害及び労働災害の防止に努め、安全の確保を図ること。

事業者は、共通業務において定める安全管理体制及び安全管理に関する諸規程に基づき、対象施設の特性を踏まえた安全管理を実施すること。

2　薬品管理

事業者は、浄化センター等において使用する薬品について、受入れ、保管、使用及び廃棄を適切に行うこと。

事業者は、薬品の性状及び危険性を十分に把握し、漏えい、飛散、混合その他事故の防止に必要な措置を講じること。

事業者は、薬品を保管する施設及び設備について、日常的な点検及び維持管理を行い、安全な状態を維持すること。

3　危険物管理

事業者は、燃料その他の危険物について、関係法令等に基づき適切に保管及び管理を行うこと。

事業者は、危険物貯蔵施設及び関連設備について、必要な点検及び整備を実施し、事故の防止に努めること。

事業者は、危険物の漏えい、火災その他異常が発生した場合には、被害拡大防止のための措置を講じるとともに、速やかに本市へ報告すること。

4　酸欠及び有害ガス対策

事業者は、地下施設、ポンプ井、水槽、マンホール内、管路施設及びその他酸素欠乏又は硫化水素等の有害ガスが滞留するおそれのある箇所において作業を行う場合は、関係法令等に基づき必要な安全対策を実施すること。

事業者は、作業開始前に作業環境の確認を行うとともに、必要に応じて換気、監視及び保護具の使用等の措置を講じること。

事業者は、酸素欠乏又は有害ガスによる事故の防止に必要な教育及び訓練を実施すること。

5　水槽、池内等における作業の安全管理

事業者は、反応タンク、沈殿池、ポンプ井、汚泥槽その他転落、埋没又は閉鎖空間作業の危険を伴う施設において作業を実施する場合は、作業内容及び危険性を踏まえた安全管理を行うこと。

事業者は、必要に応じて立入制限、監視員配置、墜落防止設備の設置その他必要な安全措

置を講じること。

6　電気設備及び揚重設備の安全管理

事業者は、受変電設備、高圧設備、非常用発電設備その他の電気設備について、感電、短絡、火災その他の事故防止に必要な安全管理を実施すること。

事業者は、クレーンその他の揚重設備を使用する場合は、関係法令等を遵守し、設備及び作業の安全を確保すること。

事業者は、電気設備及び揚重設備に係る点検、検査及び整備を適切に実施すること。

7　事故及び異常時の対応

事業者は、薬品漏えい、危険物漏えい、火災、爆発、有害ガスの発生その他の事故又は異常が発生した場合は、直ちに被害拡大防止のための措置を講じるとともに、関係機関及び本市へ報告すること。

事業者は、事故又は異常の原因を分析し、再発防止に必要な措置を講じること。

事業者は、事故又は異常への対応状況及び再発防止策について、本市へ報告すること。

第7節　その他

1　貸与資料及び貸与品

(1) 事業者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は、本市が貸与する。

(2) 事業者は、前項の貸与を受けようとするときは、**（別紙9）データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書**を遵守すること。

(3) 事業者は、貸与資料及び貸与品について、台帳等を作成し、その保管状況を把握すること。また、毀損・盗難・紛失等があった場合には事業者が弁償すること。

(4) 事業者は、貸与資料及び貸与品の台帳には、次の事項を記載し、その内容が把握できるように作成すること。

- 整理番号、貸与月日、返却日
- 貸与品目、数量
- 借用者名、期間、借用者印

(5) 機材の準備

浄化センター等に関する業務の履行に必要な特殊工具等は、本市が貸与する。

第4章　管路施設業務

第1節　業務内容

1　一般事項

本節で定める業務内容（作業方法等）は、標準的なものを提示しているものであり、事業者からの提案を妨げるものではない。提案内容の採用に当たっては、本市と協議のうえ承諾を得ること。

事業者は、業務計画書に作業箇所、作業手順等を定め、事前に本市に報告し、承諾を得たうえで作業に着手すること。

作業に当たり、マンホール及び公共取付ます等（以下「ます」という。）の蓋を開けた場合、浮き上がりによる歩行者のつまずき等の危険性があるため、段差が生じないよう確実に閉じること。また、蓋のがたつき等が生じないよう努めること。

作業に当たっては、下水道管の管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、本市の下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

作業に当たり、仮締切を必要とする場合は、事前に本市の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。

作業に当たり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄、清掃又は消毒すること。

作業に当たり、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び本市の公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

作業に当たり、公道以外の土地（公共用地及び民地の宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地等）に立ち入る場合は、あらかじめ土地の所有者又は権利者の承諾を得ること。

作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

清掃等の作業に必要となる水は、事業者が準備すること。

管路施設業務において使用する資材は、納入された際に必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は、返却等の処置を行うこと。なお、現場確認等により不良品を発見した場合は、手直しを指示する場合がある。

管路施設業務で使用する機材、建設機械及び仮設物等は、すべて本市の承諾を得ること。なお、建設機械は、排出ガス対策型によるものとするが、これによりがたい場合は、本市と協議すること。

管路施設業務で発生する廃棄物については、法令等に基づき適切に処分すること。

事業者が本市の指示に反して作業を続行した場合及び本市が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずる場合がある。

事業者は、各業務の結果について本市の保有する下水道台帳システム及び資産台帳に登録（更新）できるよう、本市指定の様式によりデータ作成を行わなければならない。

管路施設業務における業務実施箇所において、補修等が必要となる緊急性を要する下水道施設に破損、不同沈下、腐食等を発見した場合、並びに道路等に陥没等の異常を発見した場合は、速やかに本市に報告すること。

管路施設業務に必要な資材及び器材等は、原則として事業者の負担とする。

事業者は、掘削を伴う工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱　第５章　埋設物（共通仕様書　土木工事編Ⅲ）」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。

業務中に発生した残土、汚砂等の処分先について、全体業務計画書に記載し、提出したうえで、本市に承諾を受けること。

事業者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、当該工事の施工計画書に含め本市に写しを提出しなければならない。また、事業者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

管路施設業務の内容については、**（別紙14）図面集**も参照すること。

2　計画的維持管理業務

(1)業務全般

① 業務内容

事業者は、管路施設を対象として、次に示す計画的維持管理を実施すること。実施箇所、実施数量は、**（別紙10）一部業務の実施数量**に示す。なお、「点検、調査」、「清掃」、「修繕」の実施数量は、想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、本市との協議により決定する。

また、本管 TV カメラ調査工については、管路における不具合の発生頻度が多い小名浜地区での調査を試行的に実施することを想定しており、その調査箇所及び内容については本市と協議のうえ決定すること。

② 一時中止

本市が危険と判断した場合は、事故防止上の観点から、作業の一時中止を命ずることがある。

③ 使用機材

業務に使用する機材は、常に点検及び整備をしておくこと。本事業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、業務箇所の清掃に努めること。

④ 異常時の措置

業務の続行が困難になった場合は、直ちに本市に報告し、指示を受けること。この場合においても、作業方法等を検討し、業務の完遂に努め、その原因を把握すること。

⑤ 作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を遵守し、本市及び関係機関と協議すること。

⑥ 報告

点検・調査・清掃等において、緊急を要する異常を発見した場合は、直ちに本市へ連絡し対応を協議すること。

⑦ 情報の整理・管理方法

維持管理情報（点検、調査情報等）の整理・管理方法を明確にすること。

⑧ 交通誘導員

交通誘導員は、1日当たり2名を見込んでいるが、交差点部や規制範囲が長く、より多くの人員が必要な場合等は、別途協議すること。

(2)点検、調査

① 業務内容

事業者は、管路施設を対象として、目視による点検、調査を実施し、施設の劣化・損傷等の状態を把握し、その結果に基づく対策、予防保全的な維持管理を行い、「いわき市下水道ストックマネジメント実施方針」に資する基礎資料としてまとめる。なお、点検、調査内容の詳細については、「下水道維持管理指針（実務編）2014年版」（公益社団法人日本下水道協会）等に準拠すること。

② マンホール目視調査工

ア マンホール内のインバートの洗堀、不同沈下、側塊や側壁のクラックやズレ、土砂等の堆積及び接続管きょの管口や内部等の状況を、マンホールに調査員が入孔して目視により損傷劣化の程度を調査すること。接続管きょについては、鏡やライト等を使用し、視認できる範囲の状況把握を合わせて行うこと。

イ マンホール蓋について、破損、がたつき、表面摩耗、蓋・受枠間の段差の有無等を、確認すること。

ウ 着手前、作業中、作業完了の写真を撮影すること。

エ 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

オ 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

カ 異常箇所はすべて撮影すること。また、異常がない場合は、その状況が確認できるように撮影すること。

③ 管口TVカメラ点検工

ア 伸縮可能な操作棒の先にカメラとライトを取り付けたものを、地上からマンホールに下ろし、地上にいる作業員が手元のモニターを見ながら、管きょ内を点検すること。

イ 着手前、作業中、作業完了の写真を撮影すること。

ウ 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

エ 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

オ 異常箇所はすべて撮影すること。また、異常がない場合は、その状況が確認できるように撮影すること。

④ 本管TVカメラ調査工

ア 管きょ内調査用TVカメラ（自走式、又は牽引式）を使用して、管きょ内の状況をビデオ撮影し、調査すること。なお、TVカメラは、原則として直視側視可能かつ、ミリ単位での測定が可能なものとすること。

イ 着手前、作業中、作業完了の写真を撮影すること。

ウ 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

エ 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

オ 全区間においてビデオ撮影し、異常箇所、取付管口等の必要箇所については写

真撮影・画像取り込み等により静止画を保存（カラー）すること。また、異常がない場合は、その状況が確認できるように撮影すること。

カ 異常箇所、取付管口等は、TVカメラの移動を一時停止して全周を側視、若しくはそれと同等の撮影を行い、収録すること。

キ 撮影した動画・静止画については、DVD-R等に収録すること。

ク 水没等により調査が不能になる場合は、仮締め切り等を使用し、適正かつ鮮明な画像を確保するよう努めること。

ケ 異物の堆積等（土砂・ラード・モルタル類の堆積、木の根の侵入、取付管の突き出し等）によって調査不能となった場合は、反対側から調査を実施すること。

コ 撮影内容及び方法の変更がある場合は、事前に本市と協議し、承諾を得ること。

⑤ 本管清掃工（本管TVカメラ調査）

ア 吸泥車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車）及び給水車とのセットを標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、土砂等をマンホールに集め、これを吸泥車で吸上げて清掃すること。（内径200㎜以上800㎜未満）

イ 吸引車（強力吸引車、特殊強力吸引車）と高圧洗浄車とのセットを標準とし、作業員が管きょ内に入り、強力吸引車あるいは特殊強力吸引車のホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸上げて清掃すること。（内径800㎜以上）

⑥ 業務完了報告書（点検、調査）

ア 点検、調査結果については、**（別紙15）業務完了報告書（点検、調査）記載要領**により、業務完了報告書を作成し、提出すること。

イ 提出する成果品は、次のとおりとする。

ウ 業務完了報告書（四半期ごとに報告書を作成すること。）

エ 作業日報

オ 点検、調査記録写真帳

カ その他、本市の指示するもの

キ 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

ク 報告書において引用した文献及び資料等は、その出典を明記しなければならない。

(3)清掃

① 業務内容

ア 事業者は、管路施設を対象として、目視による巡視を実施することで、施設の劣化・損傷等の状態を把握し、また、次のとおり洗浄又は清掃を行うこと。

(ア)定期点検路線及び計画的路線の清掃

(イ)点検及び調査で実施した、幹線管きょのマンホール、伏越しマンホール等について、事業者と本市の協議により清掃が必要と判断した箇所の清掃

イ 清掃内容の詳細については、「下水道維持管理指針（実務編）2014年版」（公益社団法人日本下水道協会）等に準拠すること。

② 巡視工

ア 管路施設が埋設されている地表やマンホール周辺の異常の有無を、地表より確認すること。

イ 定期点検路線において指定された延長を巡視できる工程を事業者にて作成し、巡視を行うこと。

ウ 定期点検路線の事前調査を行うこと。

エ 着手前、作業中、作業完了の写真を撮影すること。

オ 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

カ 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

キ 異常箇所はすべて撮影すること。また、異常がない場合は、その状況が確認できるように撮影すること。

③ 管きょ・マンホール清掃工（定期点検路線）

ア 吸泥車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車）及び給水車とのセットを標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、土砂等をマンホールに集め、これを吸泥車で吸上げて清掃すること。（内径200㎜以上800㎜未満）

イ 吸引車（強力吸引車、特殊強力吸引車）と高圧洗浄車とのセットを標準とし、作業員が管きょ内に入り、強力吸引車あるいは特殊強力吸引車のホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸上げて清掃すること。（内径800㎜以上）

ウ 調査・清掃方法・判定基準について（**別紙8）参考図書**に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。

④ マンホール・桝清掃工

ア 吸泥車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車）及び給水車とのセットを標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、土砂等をマンホールに集め、これを吸泥車で吸上げて清掃すること。

イ 揚泥車と小型高圧洗浄機とのセットを標準とし、雨水（汚水）桝の泥だめに堆積している土砂等を小型高圧洗浄機で攪拌し、揚泥車で吸い上げて清掃すること。

ウ 調査・清掃方法・判定基準について（**別紙8）参考図書**に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。

⑤ スクリーン清掃工

ア 定期的に巡視点検を行い、スクリーン清掃を行うこと。

イ 清掃方法について（**別紙8）参考図書**に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。

⑥ 伏越し清掃工

ア 吸泥車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車）及び給水車とのセットを標準とし、高圧洗浄車により加圧された洗浄水をノズルから噴射させ、土砂等をマンホールに集め、これを吸泥車で吸上げて清掃すること（内径200㎜以上800㎜未満）。

イ 吸引車（強力吸引車、特殊強力吸引車）と高圧洗浄車とのセットを標準とし、作業員が管きょ内に入り、強力吸引車あるいは特殊強力吸引車のホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸上げて清掃すること（内径800㎜以上）。

⑦ 除草工

ア 肩掛式草刈り機を標準とし、除草を行うこと。

イ 除草方法について（**別紙8）参考図書**に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。

⑧ 都市下水路清掃工（計画的路線）

ア 計画的路線の清掃を行うこと。

イ 吸引車（強力吸引車、特殊強力吸引車）の使用を標準とし、作業員が管きょ内に入り、強力吸引車あるいは特殊強力吸引車のホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸上げて清掃すること。

ウ 清掃方法については、**（別紙8）参考図書**に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。

⑨ 土砂等の流下防止

作業に当たっては、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を事業者の責任で取り除くこと。

⑩ 土砂等の積込み、運搬

ア 事業者は、作業に当たって、十分な運搬車両を配置すること。

イ 運搬車両は、事前に本市に届け出を行うこと。

ウ 運搬車両は、その使用に当たって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。

エ 積込みに当たっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

オ 土砂等の運搬に当たって、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

カ 土砂等の運搬に当たっては、積載超過の無いようにすること。

⑪ 土砂等の処分

土砂等の処分先の詳細については、全体業務計画書に記載して提出したうえで、本市の承諾を受けること。

⑫ 作業記録写真

事業者は、次の各項に従って、清掃作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、「清掃作業記録写真帳」に整理し、「作業日報」に添付して本市へ提出すること。

ア 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

イ 作業前中後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。

ウ 人力又は機械別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。また、一枚の

写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる等の工夫をすること。

エ 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

オ 撮影は、原則として全箇所撮影とすること。また、本市が指定する内容について撮影を行うこと。なお、保安施設の状況、TVカメラ調査や清掃等の使用機器の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況は、清掃１日当たり１箇所以上の撮影を行うこと。

⑬ 業務完了報告書（清掃）

ア 「業務完了報告書（清掃）」は、下水道台帳図等にマンホールの位置、管種管径、流下方向、マンホール深及びマンホール間延長、取付管の位置、取付管延長、取付管の管種・管径、管内状況等を記入した図面及び写真を添付した業務完了報告書を作成し提出すること。

イ 提出する成果品は次のとおりとする。

（ア）業務完了報告書（下記、a.とb.の内容をとりまとめたもの）

a.清掃

1.作業日報

2.清掃作業記録写真帳

3.産業廃棄物における土砂等の処理に係るマニフェスト（搬入伝票）の写し

4.電子データ（Word、Excel、PDFほか）

5.その他、本市が指示するもの

b.巡視

1.巡視目的

2.巡視概要

3.案内図

4.巡視箇所図

5.異常箇所概要及び異常箇所図

6.巡視集計表（使用する様式は、本市との協議により決定する。）

7.巡視記録表（使用する様式は、**（別紙16）作業日報　表―１**を参照。）

8.考察

9.巡視記録写真（別途「写真帳」としてとりまとめる。）

10.電子データ（Word、Excel、PDFほか）

11.その他、本市が指示するもの

(4)修繕

① 業務内容

ア 事業者は、管路施設を対象として、点検、調査により修繕が必要と判断された下水道施設を対象として、修繕を実施すること。

イ 本市における標準的な施工内容は、**（別紙17）修繕・補修標準図**を参照すること。

② マンホール調整等

ア 蓋の嵩調整、汚水桝蓋嵩調整を実施すること。

イ マンホール調整等は、点検調査班から連絡を受けた後、その対応について本市と協議すること。

ウ マンホール調整等については、１件当たり100万円以下（税込）の場合は、本事業内で実施（精算）し、100万円（税込）を超えるものについては本市より別途発注するため、その内容を本市に報告すること。

③ 業務完了報告書（修繕）

ア 業務完了報告については、下水道台帳図等にマンホールの位置等を記入した図面及び修繕前後の状況写真を添付した業務完了報告書を作成し提出すること。なお、業務完了報告書は当該月実施分をそれぞれ作成し、本市へ提出すること。

イ 提出する成果品は、次のとおりとする。

(ア)業務完了報告書

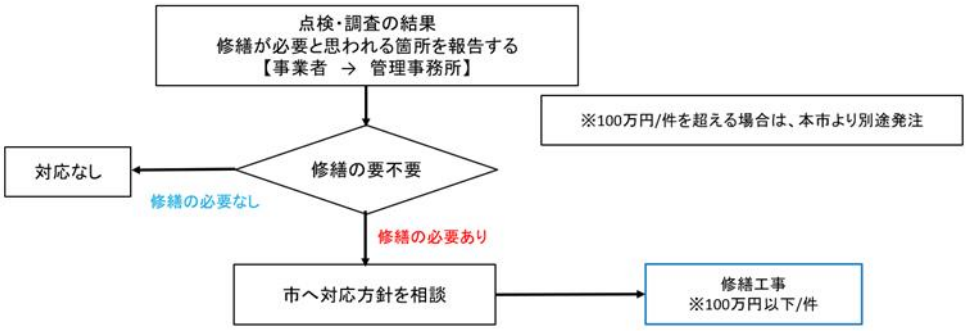
(イ)その他、本市の指示するもの

ウ 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

エ 報告書において引用した文献及び資料等は、その出典を明記しなければならない。

修繕業務のフロー図を次に示す。

図表8　修繕工事対応フロー図



(5)管路施設に係るデータ管理

事業者は、管路施設に関するデータ管理として、**（別紙10）一部業務の実施数量**に示す各業務の結果を、「いわき市下水道台帳システム」へ入力するための様式へ整理した帳票を作成すること。「いわき市下水道台帳システム」に登録（又はデータ更新）するデータ項目等の詳細については、本市の指示によるものとする。

3　住民対応等業務

(1)業務全般

① 業務内容

管路施設を対象とした住民対応等業務の実施数量は、**（別紙10）一部業務の実施数量**に示す。なお、住民対応等業務の実施数量は、過年度実績を参考とした想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、本市との協議により決定

すること。

② 使用機材

住民対応等業務に使用する機材は、常に点検して整備しておくこと。

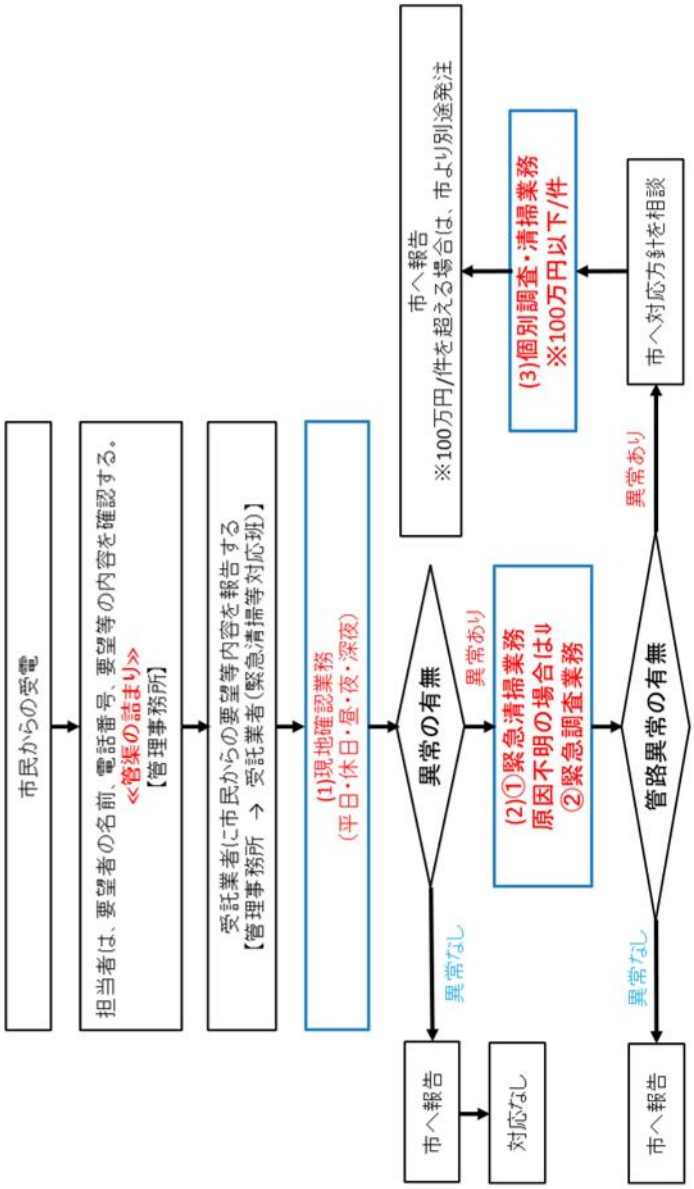
③ その他

事業者は、現地確認に必要な人員（交通誘導警備員を含む）及び機械器具等を配備し、本市より指示を受け次第直ちに現地調査等の業務を遂行しなければならない。

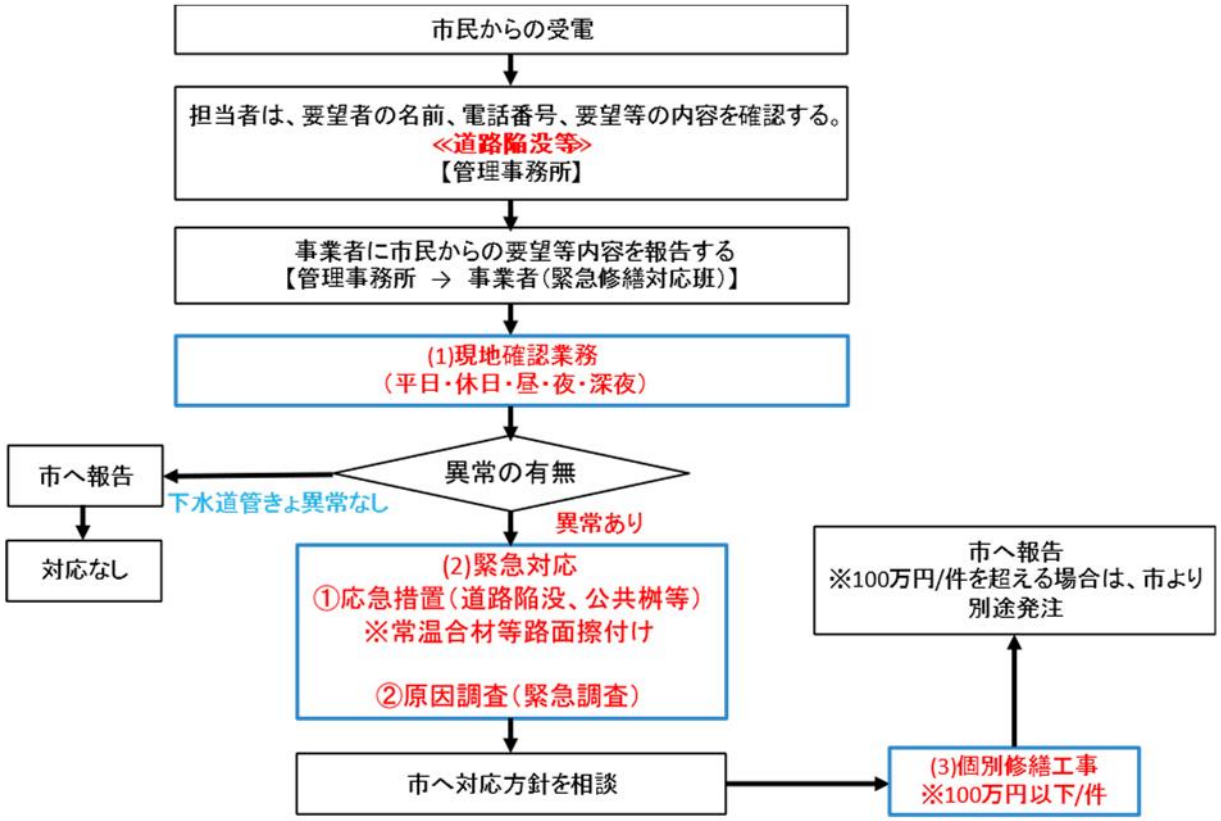
④ 各業務の対応

業務ごとのフロー図を次頁に示す。

図表9　緊急清掃対応フロー図



図表10　緊急修繕対応フロー図



(2) 苦情受付及び現地確認

① 本市に市民等の外部から通報があった際、本市から、事業者は連絡を受けて現地確認を実施すること。

② 通報内容及び通報箇所の下水道台帳等を確認し、現地確認を実施すること。

③ 現地確認後、その後の対応を判断し、緊急対応業務の各業務へ振り分けを行うこと。

④ 現地確認の結果、第三者への被害が懸念されるものについては、第三者へ被害が及ばないように適切な安全確保を行うこと。

⑤ 現地確認の結果、異常の原因者が個人又は他事業者の場合、現地確認後の対応は原因者の責任（負担）において実施することになるため、その旨を原因者へ説明し、対応を引き継ぐこと。

⑥ 現地確認後、直ちに電話、メール等により現地状況や対応内容を本市に報告すること。

⑦ 現地確認業務の対応時間は、本市から連絡を受けた後、現場事務所等より現場に向けて出発する時刻から、現地確認後、緊急対応業務或いは異常の原因者へ引継ぐ時刻までの時間とする。ただし、別の現場から出発するなど、これによりがたい場合は、本市と協議すること。

(3) 緊急清掃、緊急調査

① 業務内容

ア 管きょの詰まりや溢水等が発生した場合、下水道管、取付管、汚水桝を清掃し閉塞等を解消すること。

イ 緊急清掃の後、その原因が特定できない場合は、緊急調査を行うこと。

ウ 緊急清掃・緊急調査については、１件当たり100万円以下（税込）の場合は、本事業内で実施（精算）し、100万円（税込）を超えるものについては本市より別途発注するため、その内容を本市に報告すること。

エ 緊急清掃・緊急調査業務の対応時間は、本市から連絡を受けた後、現場事務所等より現場に向けて出発する時刻から数え、現地確認後、緊急対応業務或いは異常の原因者へ引継ぐ時刻までの時間とする。ただし、別の現場から出発するなど、これによりがたい場合は、本市と協議すること。

② 業務完了報告書（緊急清掃・緊急調査）

ア 緊急清掃・緊急調査報告については下水道台帳図等にマンホールの位置、管種管径、流下方向、マンホール深及びマンホール間延長、取付管の位置、取付管延長、取付管の管種・管径、管内状況等を記入した図面及び写真を添付した業務完了報告書を作成し提出すること。

イ 提出する成果品は、次のとおりとする。

(ア) 業務完了報告書

(イ) その他、本市の指示するもの

ウ 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

エ 報告書において引用した文献及び資料等は、その出典を明記しなければならな

い。

(4) 緊急修繕

① 業務内容

ア 道路陥没応急措置は、常温合材を用いて路面の仮復旧により陥没箇所を補修すること。

イ マンホール蓋破損は、常温合材を用いた応急措置により安全確保を行うこと。

ウ 緊急修繕については、１件当たり100万円以下（税込）の場合は、本事業内で実施（精算）し、100万円（税込）を超えるものについては本市より別途発注するため、その内容を本市に報告すること。

エ 緊急修繕業務の対応時間とは、現地確認班から連絡を受けた後、現場事務所等より現場に向けて出発する時刻から、作業を完了して、本市へ報告した後、現場事務所等に帰着する時刻までの時間とする。ただし、別の現場から出発する或いは、当該現場から別の現場へ直行するなど、これによりがたい場合は、本市と協議すること。

オ 本市における標準的な施工内容は、**（別紙17）修繕・補修標準図**を参照すること。

② 業務完了報告書（緊急修繕）

ア 緊急修繕報告については、下水道台帳図等にマンホールの位置、管種管径、流下方向、マンホール深及びマンホール間延長、取付管の位置、取付管延長、取付管の管種・管径、管内・地表状況等を記入した図面及び写真を添付した業務完了報告書を作成し提出すること。

イ 提出する成果品は、次のとおりとする。

(ア) 業務完了報告書

(イ) その他、本市の指示するもの

ウ 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

エ 報告書において引用した文献及び資料等は、その出典を明記しなければならない。

(5) 他工事等立会

① 業務内容

ア 地下埋設物等の開削工事時に、下水道管が近接している場合等に工事等の立会を行うこと。

イ 他工事等立会の対応時間とは、本市から連絡を受けた後、現場事務所等より現場に向けて出発する時刻から数え、現地確認後、緊急対応或いは異常の原因者へ引継ぐ時刻までの時間とする。ただし、別の現場から出発するなど、これによりがたい場合は、本市と協議すること。

4　公共汚水桝設置

(1) 業務内容

市民等から本市に対し、公共汚水桝設置の依頼があった際、本市はその内容を事業者に共有するとともに、次に示す業務を指示する場合がある。事業者は、本市からの当該指示に従い、次に示す業務を実施したうえで、当該業務に要した費用を本市と精算すること。

(2) 事前調査

① 事業者は、本市より申請者からの申請内容を共有された後、速やかに地下埋設物の調査を実施すること。また、各地下埋設物管理者と協議を行い、詳細な位置を決定すること。

② 公共汚水桝取付管台帳図（計画図）の提出時には、各埋設物管理者との協議書を添えること。

(3) 設計

① 事業者は、公共汚水桝の設置に必要な設計を実施し、本市の承認を得ること。

② 設計にあたっては、いわき市下水道条例及びいわき市下水道条例施行規則に準拠した設計とすること。

(4) 工事

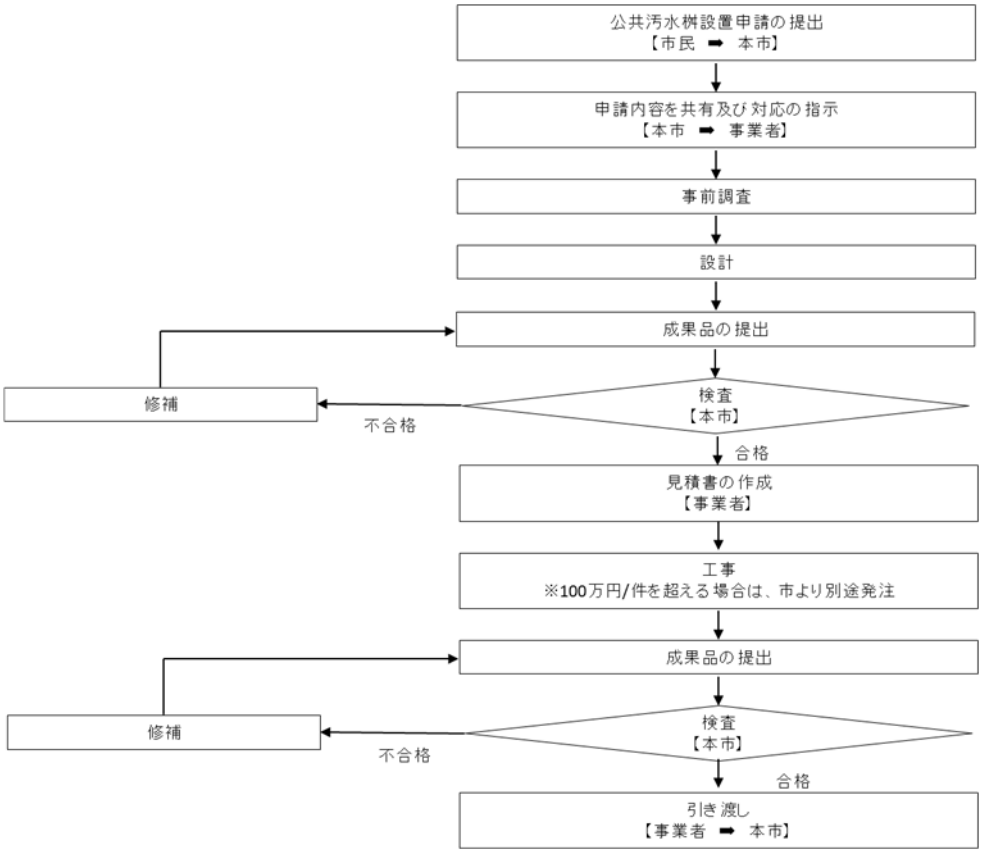
① 事業者は、設計図書に基づき、工事を実施すること。

② 1件あたり100万円以下（税込）となる工事については事業者が実施することとし、1件あたり100万円（税込）を超えることとなる工事については、本市より別途発注する。

③ 事業者は、工事完了後、公共桝・取付管台帳図（竣工図）、写真帳等の成果品を提出し、本市による検査を受けること。

④ 本市による検査に合格した場合には、本市に対して工事の目的物を引き渡すこと。検査に合格しなかった場合には、本市は事業者に対して修補を請求するため、事業者は対応すること。

図表11　公共汚水桝設置のフロー



5　排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援

(1) 業務内容

市民等から本市に対し、排水設備又は排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設及び変更（以下「新設等」という。）に関する申請があった際、本市は事業者に対し、次に示す業務を指示する場合がある。事業者は、本市からの当該指示に従い、次に示す業務を実施したうえで、当該業務に要した費用を本市と精算すること。

また、排水設備に関する設計審査支援及び工事検査支援は、前項の「公共汚水桝設置」と関連するため、事業者は適切にスケジュール管理を実施すること。

なお、排水設備に関する設計審査支援及び工事検査支援には、いわき市下水道排水設備指定工事店として指定を受けていない企業に所属する下水道排水設備工事責任技術者があたること。

事業者は、次に掲げる業務を実施すること。

ア　排水設備工事確認申請に関する問合せ対応及び申請書類の審査

イ　制限行為許可申請に関する問合せ対応及び事前審査

ウ　近接工事の現地立会及び台帳不整合等の現場確認

エ　完成書類の審査

オ　工事完成検査
カ　受付から完成までの施工情報データの入力
キ　排水設備台帳へのデータ入力
ク　規則・指針等の改訂に伴う事務補助
ケ　その他排水設備等の工事に関する付帯業務

(2) 排水設備等の新設等に関する申請書類審査支援

① 市民等からの排水設備等の新設等に関する申請に基づき、本市から事業者に対して当該申請書類の審査の支援を指示した場合、事業者はこれを実施すること。当該業務に要した費用は本市と精算すること。

② 事業者は、本市から共有された市民等からの申請内容について、排水設備等の設置並びに構造に関する法令の規定に適合しているか確認し、本市に報告すること。なお、確認に当たってはいわき市下水道条例、いわき市下水道条例施行規則、下水道排水設備指針と解説、及び排水設備申請チェックリスト等に基づき実施すること。

③ 本市は、事業者の確認結果を踏まえて最終的な審査を実施し、その結果を申請者に通知する。

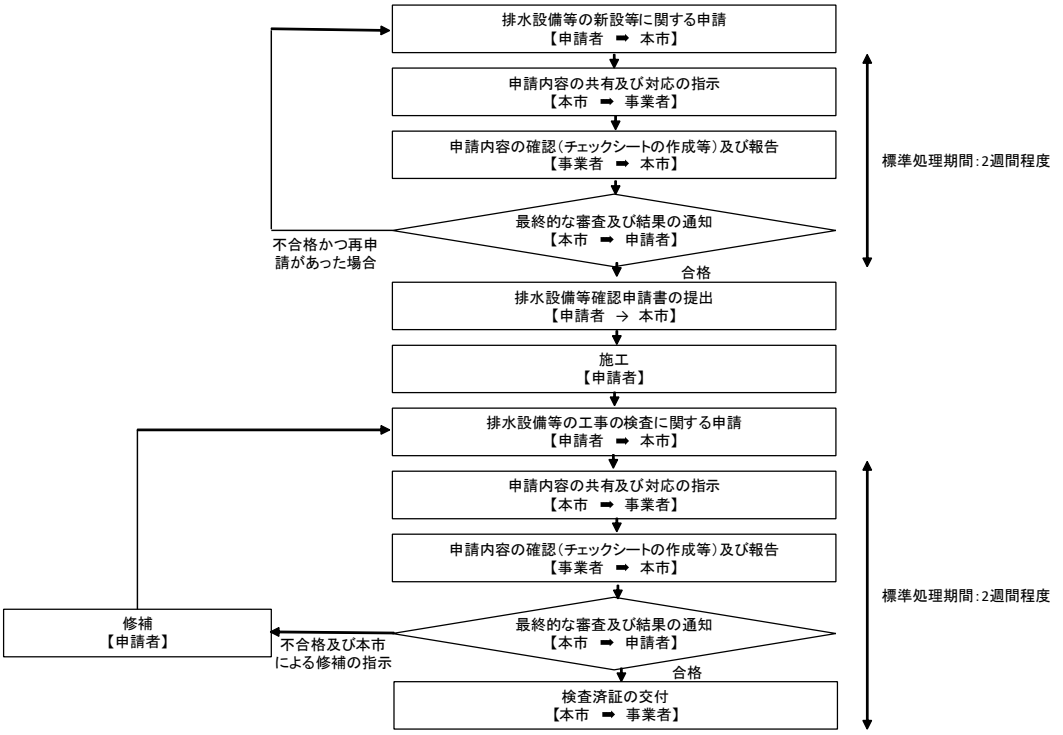
(3) 排水設備等の工事の検査支援

① 市民等からの排水設備等の工事に関する申請に基づき、本市から事業者に対して当該申請に関する検査の支援を指示した場合、事業者はこれを実施すること。当該業務に要した費用は本市と精算すること。

② 事業者は、申請者と調整を実施し、その工事が排水設備等の設置並びに構造に関する法令の規定に適合しているか、検査を実施すること。

③ 本市は、事業者の検査結果を踏まえて、最終的な審査を実施し、その工事が排水設備等の設置並びに構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、申請者に検査済証を交付する。

図表12　排水設備設計に関する審査、検査のフロー



6　その他

(1) 性能規定を定めた要求水準への移行協議　**【※内容や移行時期等について整理中】**

① 事業者は、第4章「管路施設業務」に規定する要求水準について、性能規定を定めた内容へ移行するための協議を本市と実施すること。なお、性能規定については、詳細調査や更新等を実施した一部区間等への適用のみとすることも想定している。

② 事業者は、令和〇年度の業務が完了するまでに、協議の議題及びスケジュールを提案すること。なお、協議の議題としては、以下を想定している。

ア 契約の変更に向けた協議のスケジュール

イ 性能規定を定めた内容とするための、管理指標やその設定値、及びこれらを検討するために有用な情報

ウ 協議結果を踏まえた、その後の事務手続きへの移行スケジュール等

③ 協議は令和〇年度に適宜実施することとし、令和〇年度から性能規定を定めた要求水準へ移行することを前提として、スケジュールを提案すること。

(2) 作業時間

現場での作業時間は、道路使用許可条件によるものとするが、原則として平日の昼間9時00分～17時00分、夜間21時00分～5時00分とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。また、お盆、年末年始等の道路管理者が定めた占用工事休止期間についても休日とする。

作業実施の都合上、休日等又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容及び作業時間等について、本市の承諾を得ること。ただし、緊急作業につい

ては、この限りではない。また、現地作業を行う地元住民への事前周知を徹底すること。

第2節　安全管理

1　労働災害防止

マンホール、管きょ等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

マンホール内に入る場合は、事前に足掛金物の損傷を確認し、墜落制止用器具を着用し、転落防止を徹底すること。

2　公衆災害防止

緊急時対応を除き作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分視認可能な照明設備及び保安灯を配置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

道路上で作業を行う場合、事業者において管轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。

3　局地的な大雨等による安全管理

事業者は、大雨による急激な雨水流入により、管路施設において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、管路施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断する等の予防的な対応も含め、管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。また、安全管理を行ううえでは「局地的な大雨に対する下水道管きょ内工事等安全対策の手引き(案)」(国土交通省作成　平成20年10月)も参考にして、安全管理計画を策定し、業務計画書に記載すること。

作業を行う日には、作業等の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知を徹底する。また、安全器具の設置等についても周知を徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。

事業者は、作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の中止基準について次を参考とし、自らの責任において設定し、本市に報告すること。

(1) 異常気象時等の対象

① 大雨・洪水等の警報発令時

本市に発令された気象警報を対象とする。

② 震度５弱以上の地震時

本市で震度5弱以上を観測した場合を対象とする。

ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途、本市から指示がある場合は、震度4の場合も対象とする。

(2) 作業等開始前

① 当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、作業等は行わない。

② 当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生している場合、作業等は行わない。

③ 作業等開始前に当該作業箇所の管きょ内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、作業等は行わない。

④ 天気予報で予め異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。

⑤ 危険箇所が発見された場合は、速やかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を表示する。また、現場状況を把握し、二次災害防止に努める。

⑥ 警報が解除され、作業を開始、又は再開する前には、作業現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。

⑦ 地震及び津波が発生した後に作業を再開する前には、仮設物、資機材等及び地盤、斜面状況等を十分点検する。

(3) 作業等開始後

① 当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。

② 当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生した場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。

③ 管路施設内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。

第3節　その他

1　機材の準備

管路施設に関する業務の履行に必要な機材は、事業者の責任と負担において準備しなければならない。管路施設における計画的維持管理業務で使用する車両の配備やその他、事業者が準備すべき機材（リース等によることも可）は、**（別紙 18）準備機材**に示すものを標準とする。

2　貸与資料及び貸与品

(1) 事業者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は、本市が貸与する。

(2) 事業者は、前項の貸与を受けようとするときは、「借用申請書」（様式任意）を本市に提出し、承認を受けるとともに、**（別紙9）データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書**を遵守すること。

(3) 事業者は、貸与資料及び貸与品について、台帳等を作成し、その保管状況を把握すること。また、毀損・盗難・紛失等があった場合には事業者が弁償すること。

(4) 事業者は、台帳には、次の事項を記載し、その内容が把握できるように作成すること。

- 整理番号、貸与月日、返却日
- 貸与品目、数量
- 借用者名、期間、借用者印

（別紙1）遵守法令等

事業者は、本事業の実施に当たり、次に掲げる法令の他、関係する法令、条例、規則等を遵守すること。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関連法規
(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連法規
(3) 消防法（昭和23年法律第186号）及び同法関連法規
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法関連法規
(5) 水防法（昭和24年法律第193号）及び同法関連法規
(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関連法規
(7) 港湾法（昭和25年法律第218号）及び同法関連法規
(8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び同法関連法規
(9) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び同法関連法規
(10) 道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関連法規
(11) 下水道法（昭和33年法律第79号）及び同法関連法規
(12) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）及び同法関連法規
(13) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関連法規
(14) 河川法（昭和39年法律第167号）及び同法関連法規
(15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法関連法規
(16) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び同法関連法規
(17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び同法関連法規
(18) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）及び同法関連法規
(19) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関連法規
(20) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連法規
(21) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関連法規
(22) 振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関連法規
(23) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び同法関連法規
(24) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び同法関連法規
(25) 環境基本法（平成５年法律第91号）及び同法関連法規
(26) いわき市環境基本条例（平成９年いわき市条例第４号）及び同法関連法規
(27) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び同法関連法規
(28) 土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）及び同法関連法規
(29) いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年12月26日条例第32号）
(30) いわき市契約規則（昭和37年３月20日規則第46号）
(31) 健康保険法
(32) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(33) クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
(34) 下請代金支払遅延等防止法

(35)公共工事の品質確保の促進に関する法律
(36)個人情報の保護に関する法律
(37)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(38)福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例
(39)いわき市法定外公共物の取扱いに関する条例
(40)いわき市下水道条例
(41)いわき市下水道条例施行規則
(42)いわき市農業集落排水処理施設条例
(43)いわき市農業集落排水処理施設条例施行規則

（別紙2） 業務場所

いわき市小名浜、常磐、錦町、勿来　他地内

【下水道】　（令和8年3月現在）

処理区名	排除方式	整備面積
中部処理区	分流式(汚水、雨水) ※一部合流式あり	2,369ha
南部処理区	分流式(汚水、雨水)	421ha

【農業集落排水】　（令和8年3月現在）

地区名	排除方式	管きょ延長
渡辺	分流式	10,896m
遠野	分流式	27,737m

【地域汚水】　（令和8年3月現在）

地区名	排除方式	管きょ延長
勿来白米	分流式	8,579m
南台	分流式	21,083m
草木台	分流式	11,144m
洋向台	分流式	15,295m

（別紙3）本事業の対象施設及び本事業における呼称

<table>
<tr><th>所管部署</th><th colspan="2">本事業における呼称</th><th>事業分類</th><th>対象施設の数量</th><th>対象施設の詳細</th></tr>
<tr><td rowspan="4">生活環境部
生活排水
対策室</td><td rowspan="3">浄化センター等</td><td>浄化センター</td><td>下水道</td><td>2施設</td><td>中部浄化センター、南部浄化センター（いずれも浄化槽汚泥等受入施設を含む）</td></tr>
<tr><td>ポンプ場
（雨水ポンプ場、中継ポンプ、マンホールポンプ）</td><td>下水道</td><td>45施設</td><td>（中部処理区）
<table>
<tr><td>合流</td><td>東部ポンプ場</td><td>平蔵塚ポンプ場</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>汚水
雨水</td><td>小名川ポンプ場</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">汚水</td><td>郷ケ丘
中継ポンプ場</td><td>ニュータウン第一
中継ポンプ場</td><td>ニュータウン第二
中継ポンプ場</td><td>若葉台
中継ポンプ場</td><td>平南台
中継ポンプ場</td></tr>
<tr><td>元川中継ポンプ場</td><td>吉野谷
マンホールポンプ</td><td>久世原
マンホールポンプ</td><td>光洋高校前
マンホールポンプ</td><td>湯本駅前
マンホールポンプ</td></tr>
<tr><td>湯台堂
マンホールポンプ</td><td>泉玉露
マンホールポンプ</td><td>上湯長谷
マンホールポンプ</td><td>横町
マンホールポンプ</td><td>向田
マンホールポンプ</td></tr>
<tr><td>滝尻
マンホールポンプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">雨水</td><td>林城ポンプ場</td><td>西郷ポンプ場</td><td>御代ポンプ場</td><td>芳川ポンプ場</td><td>南富岡ポンプ場</td></tr>
<tr><td>船戸ポンプ場</td><td>八仙ポンプ場</td><td>下船尾
仮設ポンプ場</td><td>島ポンプ場</td><td>野田ポンプ場</td></tr>
<tr><td>本谷ポンプ場</td><td>大原ポンプ場</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（南部処理区）
<table>
<tr><td>汚水</td><td>植田中継ポンプ場</td><td>林内
マンホールポンプ</td><td>林内第二
マンホールポンプ</td><td>根小屋
マンホールポンプ</td><td>成沢
マンホールポンプ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雨水</td><td>植田第一ポンプ場</td><td>植田第二ポンプ場</td><td>根小屋ポンプ場</td><td>江栗ポンプ場</td><td>佐糠ポンプ場</td></tr>
<tr><td>原前ポンプ場</td><td>大倉ポンプ場</td><td>関田ポンプ場</td><td>浜川
マンホールポンプ</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>雨水幹線スクリーン</td><td>下水道</td><td>2箇所</td><td colspan="2">玉川雨水幹線スクリーン（バースクリーンを含む）、大原雨水幹線スクリーン</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">管路施設</td><td>下水道</td><td>732,646m</td><td colspan="2">中部処理区：汚水管 467,807m、雨水管 107,509m、合流管 38,171m
南部処理区：汚水管 107,553m、雨水管 11,606m
上記の他、都市下水路 9,486m、圧送管、スクリーン、樋門等を含む</td></tr>
<tr><td>農業集落排水</td><td>38,633m</td><td colspan="2">渡辺：10,896m、遠野：27,737m</td></tr>
<tr><td>地域汚水</td><td>56,101m</td><td colspan="2">勿来白米：8,579m、南台：21,083m、草木台：11,144m、洋向台：15,295m
上記の他、雨水管を含む</td></tr>
</table>

※各施設の施設設計概要等は、別紙4に示す。

（別紙4）浄化センター等の設計概要等

【中部処理区】

(1) 中部浄化センター

① 流入方式　　：分流式（一部合流）
② 処理方式　　：標準活性汚泥法
③ 処理能力（現有施設）：42,000 ㎥/日
④ 浄化槽汚泥等受入施設：計画処理量（日平均）128kl/日　※未搬入日分を含む
⑤ 汚泥処理方式
　濃縮方式　：重力濃縮
⑥ 放流先　　：二級河川藤原川
⑦ 計画水質

	流入水質(mg/L)	放流水質(mg/L)	除去率(%)
BOD	220	15	93.2
SS	180	5	97.2

⑧ 中部浄化センター雨水ポンプ施設
　ポンプ型式：スクリューポンプ
　現有ポンプ能力：252 ㎥/分×1 台、240 ㎥/分×3 台
　排水先：二級河川藤原川

(2) 東部ポンプ場（雨水・汚水（一部合流））

・合流ポンプ設備（晴天時自然流下）
① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ
② 現有ポンプ能力　：15 ㎥/分×２台
③ 送水先　　：滞水池
・滞水池
① 滞水能力　　：3,400 ㎥
・分流雨水ポンプ設備
① ポンプ型式　　：立軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：分流　145 ㎥/分×2 台、151 ㎥/分×２台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(3) 平蔵塚ポンプ場（合流）

・汚水ポンプ設備
① ポンプ型式　　：立軸渦巻斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：9.24 ㎥/分×2 台、12.9 ㎥/分×1 台
・雨水ポンプ設備
① ポンプ型式　　：立軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：130 ㎥/分×4 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(4) 小名川ポンプ場（汚水・雨水）

・汚水ポンプ設備

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：2.31 ㎥/分×2 台、1.11 ㎥/分×1 台

・雨水ポンプ設備

① ポンプ型式 ：スクリューポンプ

② 現有ポンプ能力 ：272 ㎥/分×4 台

③ 排水先 ：小名川 1-1 号雨水幹線

(5) 郷ケ丘中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：2.2 ㎥/分×3 台

(6) ニュータウン第一中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：2.3 ㎥/分×2 台

(7) ニュータウン第二中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：0.5 ㎥/分×2 台

(8) 若葉台中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：0.1 ㎥/分×2 台

(9) 平南台中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：1.17 ㎥/分×2 台

(10) 元川中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：8.0 ㎥/分×2 台

(11) 吉野谷マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：0.2 ㎥/分×2 台

(12) 久世原マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式 ：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力 ：0.422 ㎥/分×2 台

(13) 光洋高校前マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：0.5 ㎥/分×2 台

(14) 湯本駅前マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：0.64 ㎥/分×2 台

(15) 湯台堂マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：0.16 ㎥/分×2 台

(16) 泉玉露マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：0.72 ㎥/分×2 台

(17) 上湯長谷マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：0.222 ㎥/分×2 台

(18) 横町マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：水中渦巻

② 現有ポンプ能力　：0.24 ㎥/分×2 台

(19) 向田マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：0.159 ㎥/分×2 台

(20) 滝尻マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：着脱式水中汚水ポンプ

② 現有ポンプ能力　：7.2 ㎥/分×2 台

(21) 林城ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：立軸軸流ポンプ、横軸斜流ポンプ、横軸軸流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：22.2 ㎥/分×1 台、58.6 ㎥/分×1 台、117.2 ㎥/分×1 台

③ 排水先　　：二級河川矢田川

(22) 西郷ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：スクリューポンプ

② 現有ポンプ能力　：82 ㎥/分×2 台

③ 排水先　　：二級河川藤原川

(23) 御代ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：スクリューポンプ
② 現有ポンプ能力　：150 ㎥/分×3 台
③ 排水先　　：二級河川矢田川

(24) 芳川ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：立軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：150 ㎥/分×2 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(25) 南富岡ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：横軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：130 ㎥/分×1 台、45 ㎥/分×1 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(26) 船戸ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：立軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　　：195 ㎥/分×2 台
③ 排水先　　：二級河川矢田川

(27) 八仙ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：横軸斜流ポンプ、横軸軸流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：180 ㎥/分×2 台
③ 排水先　　：二級河川湯本川

(28) 下船尾仮設ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：着脱式水中型ポンプ
② 現有ポンプ能力　：30 ㎥/分×1 台
③ 排水先　　：二級河川馬渡川

(29) 島ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：横軸斜流ポンプ、コラム型水中ポンプ
② 現有ポンプ能力　：18 ㎥/分×1 台、16 ㎥/分×1 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(30) 野田ポンプ場（雨水）
① ポンプ型式　　：着脱式水中型ポンプ
② 現有ポンプ能力　：5 ㎥/分×1 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(31) 本谷ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：横軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：19 ㎥/分×1 台、76 ㎥/分×1 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

(32) 大原ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：横軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：184 ㎥/分×2 台、182 ㎥/分×1 台
③ 排水先　　：二級河川藤原川

【南部処理区】

(1) 南部浄化センター

① 流入方式　　：分流式
② 処理方式　　：標準活性汚泥法
③ 現有処理能力　：8,700 ㎥/日
④ 浄化槽汚泥等受入施設　：計画処理量（日平均）89kl/日　※未搬入日分を含む
⑤ 汚泥処理方式
　濃縮方式：重力濃縮
　脱水方式：スクリュープレス脱水
⑥ 放流先　　：二級河川蛭田川
⑦ 計画水質

	流入水質(mg/L)	放流水質(mg/L)	除去率(%)
BOD	225	15	93.3
SS	177	40(5)	97.1

※容量計算においては、SS の水質を 5mg/L としている。

⑧ 南部浄化センター雨水ポンプ施設
(ア) ポンプ型式　　：スクリューポンプ
(イ) 現有ポンプ能力：180 ㎥/分×3 台
(ウ) 排水先　　：二級河川蛭田川

(2) 植田中継ポンプ場（汚水）

① ポンプ型式　　：水中渦巻斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：7 ㎥/分×2 台

(3) 林内マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：水中渦巻ポンプ
② 現有ポンプ能力　：1.698 ㎥/分×2 台

(4) 林内第二マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：水中渦巻ポンプ
② 現有ポンプ能力　：0.16 ㎥/分×2 台

(5) 根小屋マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：水中渦巻ポンプ

② 現有ポンプ能力　：1.56 ㎥/分×2 台

(6) 成沢マンホールポンプ（汚水）

① ポンプ型式　　：改良型ノンクロッグ

② 現有ポンプ能力　：0.16 ㎥/分×2 台

(7) 植田第一ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：横軸軸流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：39.6 ㎥/分×2 台

③ 排水先　　：渋川

(8) 植田第二ポンプ場（雨水）

① ポンプ方式　　：横軸軸流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：116.1 ㎥/分×2 台

③ 排水先　　：渋川

(9) 根小屋ポンプ場（雨水）

① ポンプ型式　　：横軸斜流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：45 ㎥/分×2 台

③ 排水先　　：鮫川

(10) 江栗ポンプ場（雨水）

① ポンプ方式　　：横軸斜流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：212 ㎥/分×3 台

③ 排水先　　：鮫川

(11) 佐糠ポンプ場（雨水）

① ポンプ方式　　：横軸軸流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：91.8 ㎥/分×2 台

③ 排水先　　：太平洋

(12) 原前ポンプ場（雨水）

① ポンプ方式　　：ゲートポンプ

② 現有ポンプ能力　：30 ㎥/分×2 台

③ 排水先　　：渋川

(13) 大倉ポンプ場（雨水）

① ポンプ方式　　：横軸軸流ポンプ

② 現有ポンプ能力　：65 ㎥/分×1 台、130 ㎥/分×1 台

③ 排水先　　：鮫川

(14) 関田ポンプ場（雨水）

① ポンプ方式　　：立軸斜流ポンプ
② 現有ポンプ能力　：200 ㎥/分×2 台
③ 排水先　　：太平洋

(15) 浜川マンホールポンプ（雨水）
① ポンプ型式　　：水中渦巻ポンプ
② 現有ポンプ能力　：1.4 ㎥/分×2 台
③ 排水先　　：太平洋

（別紙5）提出書類等【※整理中】

分類			書類No.	提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
業務着手時の提出資料	全般					
	共通業務					
	浄化センター業務及びポンプ場業務					
	管路施設業務					
業務履行期間中の提出書類	全般					
	共通業務					
	浄化センター業務及びポンプ場業務					
	管路施設業務					
業務完了時の提出書類等	全般					
	共通業務					
	浄化センター業務及びポンプ場業務					
	管路施設業務					

（別紙6）業務実施体制

1. 概要

(1) 事業者は、本事業全体に関する責任者として、統括管理責任者を、統括管理責任者を補佐する者として副統括管理責任者（管路施設）、副統括管理責任者（浄化センター等）を配置すること。また、管路施設に関する業務には、業務ごとに、浄化センター及びポンプ場に関する業務には処理場ごとに業務責任者を配置し、コンサルタント業務には管理技術者及び照査技術者を配置すること。事業者が配置すべき人員とその体制のイメージを図表13に示す。

(2) 統括管理責任者、副統括管理責任者（管路施設）、副統括管理責任者（浄化センター等）のいずれかには、市内に本店を有する企業を構成員として１者以上含めること。

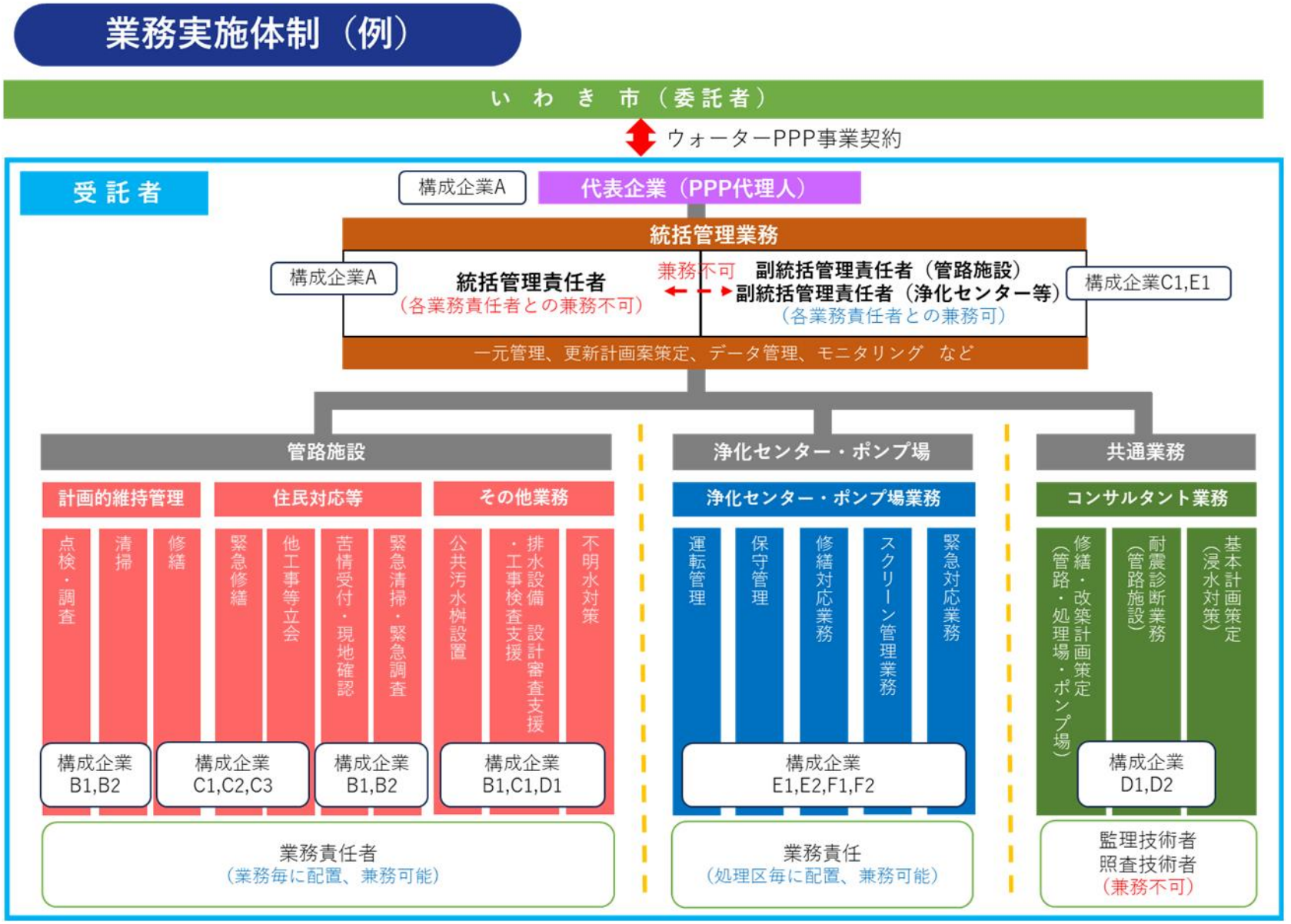
(3) 事業者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

(4) 事業者は、履行期間内において、常に本市より指示又は連絡を受けることができる体制をとらなければならない。また、夏季休暇、年末年始休暇及び大型連休においては、本市へ事前に「緊急連絡表」を提出しなければならない。

(5) 事業者は、本市の地理に精通しているとともに、電話等で通報を受けてから速やかに現地到達できる体制をとらなければならない。

(6) 事業者は、契約締結後速やかに、統括管理責任者、副統括管理責任者（管路施設）、副統括管理責任者（浄化センター等）、業務責任者、管理技術者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）の指定通知書等を本市へ提出しなければならない。配置技術者を変更したときも同様とする。

図表13　業務実施体制（イメージ）



2. PPP代理人

(1) PPP代理人は、事業者を代表して本事業の契約を本市と締結するための手続等を行うほか、本市から支払われた報酬を構成員へ分配する者であり、代表企業が担うものとする。

3. 統括管理責任者

(1) 統括管理責任者は、本市との連絡窓口となり、本事業の運営及び取締りを行うほか、本事業に関し、事業者の一切の権限を行使することができるものとする。
(2) 統括管理責任者は、現場の最高責任者として、事業者の従業員の指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。
(3) 統括管理責任者は、本事業の契約、要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的・内容を十分理解し、施設の機能を把握し、本市と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。
(4) 統括管理責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めなければならない。
(5) 統括管理責任者は、専任とし、副統括管理責任者及び業務責任者との兼務を認めない。

4. 副統括管理責任者

(1) 副統括管理責任者は、代表企業以外から配置するものとし、統括管理責任者に次ぐ、本市との連絡窓口となるものとする。また、副統括管理責任者（管路施設）は、管路施設に関する業務の取締りを行い、副統括管理責任者（浄化センター等）は、浄化センター等に関する業務の取締りを行うことができるものとする。
(2) 副統括管理責任者は、本事業の契約、要求水準書、完成図書、その他関係書類により業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、本市と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。
(3) 副統括管理責任者は、複数名の配置を可とする。
(4) 副統括管理責任者は、本事業に専任とする。ただし、業務責任者との兼務は妨げない。

5. 業務責任者

(1) 業務責任者は、担当する業務の現場の責任者として、業務に従事する者を指揮・監督し、技術上の指導を行うとともに、事故の防止に努めなければならない。
(2) 管路施設に関する業務には、業務ごとに業務責任者を配置すること。業務責任者は、管路施設に関する他の業務の業務責任者と兼務できる。
(3) 浄化センター及びポンプ場に関する業務には、処理区ごとに業務責任者を配置すること。業務責任者は、他の処理場又は施設の業務責任者と兼務できる。なお、浄化センター等業務の業務責任者は、下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者でなければならない。
(4) 業務責任者は、担当する施設の設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合にも対処できる体制の確保に努めなければならない。
(5) 業務責任者の資格要件は、**（別紙7）配置技術者の資格要件等**による。

6. 管理技術者及び照査技術者

(1) コンサルタント業務には、業務ごとに管理技術者及び照査技術者を配置すること。

(2) 管理技術者と照査技術者は兼務できない。

(3) 管理技術者及び照査技術者の資格要件は、**（別紙7）配置技術者の資格要件等**による。

7. その他事項

(1) 事業者は、本事業の実施に当たり、上記のほか関係諸法令等に基づき、本事業の実施に必要な有資格者を配置しなければならない。必要な資格は、（別紙7）配置技術者の資格要件に示すとおりとする。

(2) 事業者は、危険物保安監督者、エネルギー管理員その他関係法令により選任が必要な者について、本市と協議の上、必要な有資格者を配置すること。

(3) 事業者は、善良な作業員を選び、秩序正しく業務を行わせなければならない。熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。

(4) 事業者は、業務を適正に進めるため、必要十分な作業員を配置しなければならない。

(5) 事業者は、本市が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

(6) 本市は、本事業の開始後、次の職務を担う監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて事業者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

① 契約の履行について統括管理責任者に対する指示、承諾又は協議

② 業務履行計画書及び日報等の提出書類の承諾

③ 検査及び監督業務

④ 本事業の評価

（別紙7）配置技術者の資格要件等

業務		必要人数（人）	資格												
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	RCCM（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	下水道管路管理専門技士（清掃部門）	下水道管路管理専門技士（調査部門）	下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）	下水道管理技術認定（管路施設）	1級土木施工管理技士	下水道法に規定された資格（第22条）	下水道法施行令に規定された資格（第15条の3）	いわき市下水道排水設備指定工事店として指定を受けていない企業に所属する下水道排水設備工事責任技術者
統括管理業務	統括管理責任者	1	○	○	○	○						○		○	
	副統括管理責任者	1	○	○	○	○						○		○	
コンサルタント業務-修繕・改築計画策定	管理技術者	1	○	○	○										
	照査技術者	1	○	○	○										
コンサルタント業務-基本計画策定（浸水対策）	管理技術者	1	○	○	○										
	照査技術者	1	○	○	○										

※○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

業務		必要人数（人）	資格												
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	RCCM（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	下水道管路管理専門技士（清掃部門）	下水道管路管理専門技士（調査部門）	下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）	下水道管理技術認定（管路施設）	1級土木施工管理技士	下水道法に規定された資格（第22条）	下水道法施行令に規定された資格（第15条の3）	いわき市下水道排水設備指定工事店として指定を受けていない企業に所属する下水道排水設備工事責任技術者
コンサルタント業務 -耐震診断業務（管路施設）	管理技術者	1	○	○	○								○		
	照査技術者	1	○	○	○								○		
その他業務	不明水対策に向けた調査・検討業務責任者	1	○	○	○	○						○	○	○	
浄化センター等業務	業務責任者 （各浄化センター・各ポンプ場）	各1												○	
管路施設業務 -計画的維持管理業務	点検・調査業務責任者	1				○	○		○		○		○		
	清掃業務責任者	1				○	○	○			○		○		
	修繕業務責任者	1				○	○			○	○	○	○		

※○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

業務		必要人数（人）	資格												
大分類	中分類		技術士（総合技術監理部門（下水道））	技術士（上下水道部門（下水道））	RCCM（下水道）	下水道管路管理総合技士	下水道管路管理主任技士	下水道管路管理専門技士（清掃部門）	下水道管路管理専門技士（調査部門）	下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）	下水道管理技術認定（管路施設）	1級土木施工管理技士	下水道法に規定された資格（第22条）	下水道法施行令に規定された資格（第15条の3）	いわき市下水道排水設備指定工事店として指定を受けていない企業に所属する下水道排水設備工事責任技術者
管路施設業務 -住民対応等業務	緊急清掃・緊急調査業務責任者	1				○	○	○	○		○		○		
	緊急修繕業務責任者	1				○	○			○	○	○	○		
	他工事立会業務責任者	1				○	○				○		○		
管路施設業務 -その他	公共汚水桝設置業務責任者	1										○	○	○	
	排水設備設計審査支援・工事検査支援業務責任者	1													○

※○：丸印がついている項目のいずれかの資格が必要

1. 浄化センター等業務にあたって必要な有資格者

事業者が、浄化センター等業務を実施するにあたって必要な有資格者については、次に記載するとおりとする。なお、配置単位は各種法令に基づき配置すること。

(1) 業務責任者が保有すべき資格

- 下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者

(2) 事業場ごとに配置が必要となる資格者

- 電気主任技術者（第3種以上）
- 廃棄物処理法第21条に規定する資格のうちし尿・汚泥再生処理施設に関するもの（し尿・浄化槽受入施設）
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 甲種又は乙種第4類の危険物取扱者で、製造所等で6か月以上の実務経験を有する者
- 安全衛生推進者、衛生管理者その他労働安全衛生法上必要となる有資格者
- エネルギー管理士又はエネルギー管理員講習修了者

(3) 業務従事者が保有すべき資格等

- 第１種電気工事士
- 玉掛け技能講習修了者
- クレーン運転業務特別教育修了者
- 消防設備士甲種第1類又は乙種第1類又は第1種消防設備点検資格者
- 消防設備士甲種第4類又は乙種第4類又は第2種消防設備点検資格者
- 消防設備士乙種第6類又は第1種消防設備点検資格者
- 第4類又は第7類の消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者の免状を受けているもの又は第2種消防設備点検資格者
- その他本市が求める有資格者

なお、事業者は、資格が必要な業務を行う場合は、前述の有資格者に行わせなければならない。ただし、当該業務を請け負わせた場合は、事業者において規定する有資格者の配置を求めないものとする。

2. 管路施設業務にあたって必要な有資格者

事業者が、管路施設業務を実施するにあたって必要な有資格者については、次に記載するとおりとする。

(1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(2) その他本市が定める有資格者

なお、事業者は、資格が必要な業務を行う場合は、前述の有資格者に行わせなければならない。ただし、当該業務を請け負わせた場合は、事業者において規定する有資格者の配置を求めないものとする。

（別紙8）参考図書【※整理中】

1. いわき市下水道設計標準図（いわき市生活環境部）
2. いわき市道路法第32条に基づく道路占用の許可条件（いわき市）
3. 日本産業規格（JIS）
4. 日本下水道協会規格（JSWAS）
5. 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（国土交通省）
6. 道路技術基準通達集（国土交通省）
7. 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）（国土交通省）
8. 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
9. 下水道土木工事必携（案）（日本下水道協会）
10. 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
11. 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
12. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
13. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
14. 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
15. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
16. 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
17. 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
18. 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
19. 下水道施設耐震計算例―管路施設編―（日本下水道協会）
20. 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
21. 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
22. 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
23. 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
24. 下水道管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
25. 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン―2017年版―（日本下水道協会）
26. 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き―2016年版―（日本下水道協会）
27. 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
28. 下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）
29. 下水道工事施工管理指針と解説（日本下水道協会）
30. 水理公式集（土木学会）
31. コンクリート標準示方書（土木学会）
32. 土木工学ハンドブック（土木学会）
33. トンネル標準示方書（共通編）・同解説／（シールド工法編）・同解説（土木学会）
34. トンネル標準示方書（共通編）・同解説／（山岳工法編）・同解説（土木学会）
35. トンネル標準示方書（共通編）・同解説／（開削工法編）・同解説（土木学会）
36. 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
37. 舗装標準示方書（土木学会）

38. 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
39. アスファルト舗装工事共通仕様書解説（日本道路協会）
40. 舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）
41. 舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会）
42. 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
43. 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
44. 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
45. 共同溝設計指針（日本道路協会）
46. 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
47. 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
48. 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
49. 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
50. 中小都市を対象とした下水道管路施設のストックマネジメント運用に関する手引き（日本下水道新技術機構）
51. 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
52. 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
53. 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
54. 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
55. 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
56. 下水道管路管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
57. 下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
58. 下水道管路管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
59. 管きょの修繕に関する設計・施工の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
60. マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き(案)（日本下水道管路管理業協会）
61. 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
62. 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
63. 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
64. 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
65. 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（海岸保全施設技術研究会編）
66. その他、本事業に必要な図書等

（別紙9）データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

（趣旨）

第1条　この仕様書は、いわき市（以下「本市」という。）と事業者（以下「事業者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取り扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取り扱いについて、本市と事業者の履行すべき責務を定めることを目的とする。

2　この仕様書におけるデータとは、本市からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第２条に定められた個人に関する情報をいう。

3　この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社である場合も含む））等についても適用する。

4　事業者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び本市の求めに応じて、様式第１号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

（法律等の遵守）

第2条　事業者は、法律及びいわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日条例第32号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

（必要事項の届出）

第3条　事業者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、本市が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により本市に通知するものとする。

2　本市は、業務の執行上、責任者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して事業者に責任者等の変更を求めることができる。

3　事業者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により本市に通知するものとする。

（秘密の保持）

第4条　事業者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2　事業者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3　事業者は、本市に対して、派遣労働者等を含む労働者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（指示目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第5条　事業者は、データを本市が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

（複製等の制限）

第6条　事業者は、本市の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

（データの受領）

第7条　事業者は、業務の履行上、本市からデータの提供がある場合は、様式第２号「データ受領証兼複製申請書」を本市に提出しなければならない。

（データの持出し）

第8条　事業者は、業務上、やむを得ず本市の環境からデータを持出す場合は、様式第３号「データ借用申請書」を提出し、本市の許可を受けなければならない。

（パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み）

第9条　事業者は、本市の環境にパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、様式第４号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、本市の許可を受けなければならない。

（安全管理義務）

第10条　事業者は、データの取り扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、本市の承認を得たうえで、様式第８号「データ持出管理簿」に記録し、本事業終了時及び本市の求めに応じて本市に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2　第9条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で本市に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

（データの返却・消去）

第11条　事業者は、本市から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに本市に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第６号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

2　事業者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかにすべての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から14日以内に、様式第６号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

（記録媒体等の廃棄）

第12条　事業者は、本契約の履行上、本市から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあっては、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第７号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

（監督及び監査）

第13条　本市は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、事業者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、事業者はこれに協力しなければならない。

（検査）

第14条 本市は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報の取り扱いについて、事業者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも１回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、事業者と協議の上、本市が決定する。

（従業者に対する教育の実施）

第15条　事業者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、本市から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により本市に提出しなければならない。

（事故発生の報告義務）

第16条　事業者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を本市に通知し、本市の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により本市に報告しなければならない。

2　本市は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第17条　本市は、事業者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2　事業者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条　事業者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

（その他）

第19条　本市は、本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

（以下余白）

（別紙10）一部業務の実施数量【※整理中】

業務				単位	数量												備考
					R10年度	R 11年度	R 12年度	R 13年度	R 14年度	R 15年度	R 16年度	R 17年度	R 18年度	R 19年度	計	平均	
管路施設業務	計画的維持管理業務	点検、調査	マンホール目視調査工														
			管口TVｶﾒﾗ点検工														
			本管TVｶﾒﾗ調査工														
			本管清掃工														
		清掃	巡視工														
			管きょ・マンホール清掃工(定期点検路線)														
			マンホール・桝清掃工														
			スクリーン清掃工														
			伏越し清掃工														
			除草工														
			管きょ内清掃工（計画的路線）														
			都市下水路清掃工(計画的路線)														
		修繕	マンホール調整等（公共下水道）														
			マンホール調整等（地域汚水）														
			マンホール調整等（都市下水路）														
	住民対応等業務	苦情受付及び現地確認	緊急対応作業の窓口業務														
			緊急対応工事の窓口業務														
			緊急対応（管きょ清掃工）														

業務				単位	数量												備考
					R10年度	R 11年度	R 12年度	R 13年度	R 14年度	R 15年度	R 16年度	R 17年度	R 18年度	R 19年度	計	平均	
		緊急清掃、緊急調査	緊急対応（マンホール・桝清掃工）														
			取付管TVｶﾒﾗ調査工														
			樹木根等除去工														
			本管TVｶﾒﾗ調査工														
		緊急修繕	補修・移設工等（公共下水道）														
			補修・移設工等（地域汚水）														
			補修・移設工等（農業集落排水）														
		他工事等立会															
	公共汚水桝設置		公共汚水桝設置（事前調査）														
			公共汚水桝設置（設計）														
			公共汚水桝設置（工事）														
	排水設備設計審査・検査		排水設備等の新設等に関する申請書類審査支援														
			排水設備等の工事の検査支援														

※上記実施数量は、想定によるものであり、これにより契約を確定するものではなく、本市との協議により決定すること。

（別表1）修繕・改築計画策定業務の実施内容

⑴ 修繕・改築計画策定業務（令和１１年度）

作業項目		処理場・ポンプ場	管路
		作業の有・無	作業の有・無
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	施設情報の電子データ化	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	現地踏査	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
リスクの評価	リスクの特定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	被害規模の検討	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	発生確率の検討	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	リスクの評価	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
施設管理の目標設定		□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の設定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	改築条件の設定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	最適な改築シナリオの選定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	とりまとめ	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
点検・調査計画の策定	環境区分の設定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	点検・調査頻度の検討	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	優先順位の検討	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	点検・調査における単位・項目の検討	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	点検・調査方法の検討	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	概算費用の算定	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	点検・調査計画のとりまとめ	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
点検・調査の実施		□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
修繕・改築計画の策定	診断	□有 ・ ■無	□有 ・ ■無
	対策の必要性検討	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	修繕・改築の優先順位の検討	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	対策範囲の検討	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	長寿命化対策検討対象施設の選定	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	改築方法の検討	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	実施時期の設定及び概算費用の算出	■有 ・ □無	■有 ・ □無
	修繕・改築計画のとりまとめ	■有 ・ □無	■有 ・ □無
関係機関への説明資料作成		■有 ・ □無	■有 ・ □無
報告書作成		■有 ・ □無	
設計協議		中間打合せ ３回	
関係機関協議		０回	
貸与資料	点検・調査データ	■有(貸与形式:電子データ) ・□無	
	管路施設データ	■有(貸与形式:電子データ) ・□無	
	維持管理データ	■有(貸与形式:電子データ) ・□無	

⑵ 修繕・改築計画策定業務（令和１６年度）

作業項目		処理場・ポンプ場	管路
		作業の有・無	作業の有・無
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	■有　・　□無	■有　・　□無
	施設情報の電子データ化	□有　・　■無	□有　・　■無
	現地踏査	□有　・　■無	□有　・　■無
リスクの評価	リスクの特定	□有　・　■無	□有　・　■無
	被害規模の検討	□有　・　■無	□有　・　■無
	発生確率の検討	□有　・　■無	□有　・　■無
	リスクの評価	□有　・　■無	□有　・　■無
施設管理の目標設定		■有　・　□無	□有　・　■無
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の設定	■有　・　□無	□有　・　■無
	改築条件の設定	■有　・　□無	□有　・　■無
	最適な改築シナリオの選定	■有　・　□無	□有　・　■無
	とりまとめ	■有　・　□無	□有　・　■無
点検・調査計画の策定	環境区分の設定	□有　・　■無	□有　・　■無
	点検・調査頻度の検討	□有　・　■無	□有　・　■無
	優先順位の検討	□有　・　■無	□有　・　■無
	点検・調査における単位・項目の検討	□有　・　■無	□有　・　■無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	□有　・　■無	□有　・　■無
	点検・調査方法の検討	□有　・　■無	□有　・　■無
	概算費用の算定	□有　・　■無	□有　・　■無
	点検・調査計画のとりまとめ	□有　・　■無	□有　・　■無
点検・調査の実施		□有　・　■無	□有　・　■無
修繕・改築計画の策定	診断	□有　・　■無	□有　・　■無
	対策の必要性検討	■有　・　□無	■有　・　□無
	修繕・改築の優先順位の検討	■有　・　□無	■有　・　□無
	対策範囲の検討	■有　・　□無	■有　・　□無
	長寿命化対策検討対象施設の選定	■有　・　□無	■有　・　□無
	改築方法の検討	■有　・　□無	■有　・　□無
	実施時期の設定及び概算費用の算出	■有　・　□無	■有　・　□無
	修繕・改築計画のとりまとめ	■有　・　□無	■有　・　□無
関係機関への説明資料作成		■有　・　□無	■有　・　□無
報告書作成		■有　・　□無	
設計協議		中間打合せ　３回	
関係機関協議		０回	
貸与資料	点検・調査データ	■有(貸与形式:電子データ)　・□無	
	管路施設データ	■有(貸与形式:電子データ)　・□無	
	維持管理データ	■有(貸与形式:電子データ)　・□無	

（別紙 11）リスク分担

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
共通	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は本市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を本市が負担する。	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は事業者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を事業者が負担する。	
	税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は本市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を本市が負担する。	
		法人税率の変更、事業者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、事業者が負担する。	
	第三者賠償リスク	要求水準に従って施設整備を行っても避けることのできない第三者損害	○		仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては本市が負担する。	
		施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害	○			
		事業者の業務範囲又は事業者の受		○	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不	事業者は、品質管理の徹底を図り、従事者に周知すること。

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
		託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等によるもの			備・未達によるものは事業者が負担する。	
		事業者の事業遂行上又は事業者の業務実施上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常の不法行為		○	事業者の業務遂行上の損失による損害を及ぼす不法行為によるものは事業者が負担する。	事業者は、品質管理の徹底を図り、従事者に周知すること。
		施設の瑕疵リスク	○		契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては本市が負担する（事業開始日から１年以内に発見されたものに限る）。	
		上記以外のもの	○			
	住民対応リスク	施設の存在自体に対する住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損	○		本市が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した増加費用を本市が支払う。	
		事業者が行う維持管理等に起因して発生する住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、		○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これらにより事業が遅延して本市に発生した増加費用を事業者が支払う。	事業者は、地方公共団体を交えて、住民との対話を密に行うこと。

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
		中断、延期及び施設の物理的破損等				
	環境保全リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○		事業者は、環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案すること。事後的に変更を認めない。
		上記以外のもの	○			
	業務遂行の中断・不能（不可抗力を除く。）	実施契約にない本市側の要因に基づく業務遂行中断・不能	○			
		上記以外の理由による業務遂行中断・不能		○		
	債務不履行リスク	本市の債務不履行等のリスク	○			
		事業者の債務不履行等のリスク		○	事業の中断・放棄等・また、事業者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達や不適合の場合は事業者が負担する。	事業者は、品質管理の徹底を図り、従事者に周知すること。
	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う増加費用等は事業者が負担する。	事業者は、あらかじめ、調達方法に変更が無いように、協議・調整を図ること。
	予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○			
	許認可リスク	事業管理者として本市	○		当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した	

リスク項目			リスク分担		リスク分担の 具体的内容	備考
			本市	事業者		
		が取得するべき許認可の遅延			増加費用を本市が支払う。	
		当該事業の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延		○	当該許認可取得の遅延に伴い本市に発生した増加費用を事業者が支払う。	事業者は、あらかじめ、リスクの特定を行い、工程管理を徹底すること。
	業務内容変更のリスク	事業内容、用途の変更等本市側の事由により計画が変わる場合	○			
		上記以外の事業者側の事由により計画が変わる場合		○		
	施設瑕疵リスク	事業者選定時には完全に想定することが困難な業務量の増大リスク等（1 年以内の場合）	○			
		事業者選定時には完全に想定することが困難な業務量の増大リスク等（上記以外の場合）		○		
	物価変動リスク	事業期間の物価変動	○	○		
	金利変動リスク	事業期間の金利変動		○		

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
	不可抗力リスク	発注計画段階で想定しない（想定以上の）暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	○			
		不可抗力の発生により生じた損害のうち、事業者の責によらないもの	○		不可抗力の発生により生じた損害のうち、事業者が要求水準書等に基づき適切に業務を履行したにもかかわらず回避できなかった損害は本市が負担する。	
		不可抗力の発生により生じた損害のうち、事業者の責によるもの		○	不可抗力の発生により生じた損害のうち、事業者が要求水準書等に基づき適切に業務を履行しなかったことにより生じた損害は事業者が負担する。	
	事業終了手続きリスク	移行期間の費用リスク		○	業務の移行期間に要する費用は事業者が負担する。	
公募・選定	応募手続リスク	応募に係るコスト		○	応募にかかる費用(提案書作成の人件費、直接経費など)は事業者が負担する。	
	入札手続リスク	入札説明書、入札手続きの誤り等	○		入札説明書の訂正、入札手続きの更生等により選定事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。	
	契約締結リスク	本市の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに	○			

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
		時間を要する場合				
		事業者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○		
維持管理	維持管理・修繕費用増大リスク	事業者の責めによる要因で増大する費用		○		平常時における不適切な運転操作、点検・報告の不履行等のほか、緊急時における緊急対応業務の不履行により生じた増加費用を含む。
		上記以外のもの	○			
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○		
		本市の責により施設が損傷	○			
		上記以外のもの	○	○		
	下水の水量変動リスク	流入下水量、降雨量等の変動に伴う運転管理費、緊急対応費、ユーティリティ費その他事業費の増減	○			

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○			
		上記以外の経費の増加		○		
	業務中の事故リスク	事業者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	施設損害に関する修復費用は事業者が負担する。事業の変更、中止に伴い、地方公共団体に発生した追加費用は事業者が負担する。	既存施設・障害物などの事前調査を確実に行う。
		事業者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	施設損害に関する修復費用は本市と事業者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	既存施設・障害物などの事前調査を確実に行う。
		業務中に住民に障害を負わせる、又は住宅等の財産を破損させた場合		○	障害等への補償、住宅等の財産の修繕・補償は事業者が行う。事業の変更、中止に伴い、本市に発生した追加費用は事業者が負担する。	既存施設・障害物などの事前調査を確実に行う。
	一般損害リスク	事業者が行う修繕に関して生じた損害		○		
	道路陥没リスク	事業期間・対象区域において、業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○		事業者は、維持管理・修繕・改築等の位置の妥当性をあらかじめ確認し、必要に応じて変更を検討すること。
		上記以外によるもの	○			

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			本市	事業者		
	物品の盗難・紛失リスク	事業者の管理の不手際による物品の盗難又は紛失		○		
		上記以外によるもの	○			
管路の調査、計画、設計に係るリスク	調査リスク	本市が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合	○		TV カメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い事業者に発生する追加費用を本市が負担する。	
		事業者が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合		○	TV カメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い本市に発生する追加費用を事業者が負担する。	品質管理の徹底を図る。
	計画、設計リスク	本市が実施した長寿命化計画、改築基本計画等に不備があった場合	○		計画・設計の不備を補正するため、又は計画や工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を本市が負担する。	
		本市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	○		計画・設計変更を行うため、又は計画や工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を本市が負担する。	
		事業者が実施した計画・設計に不備があった場合		○	計画・設計の不備を補正するため、又は計画や工法・工期の変更に伴い本市に発生する追加費用を事業者が負担する。	

（別紙12）業務移行期間の実施方法【※整理中】

業務移行期間における具体的な内容及び実施方法等は、次に示すとおりとする。なお、業務移行期間において、事業者が実施する内容、方法等に不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。

1. 実施計画

(1) 引継ぎ方法

業務移行期間における引継ぎは、事業者の負担により本市及び次期事業者に実施すること。

(2) 実施内容

① 事業者は履行期限3ヶ月前までに、業務引継ぎに係る資料等を作成し、本市に提出すること。

② 本市と事業者は、事業者が提出した業務引継ぎに係る資料等について14日以内に検討・協議し実施内容を決定すること。

③ 業務引継ぎに係る資料等に変更があるときは、変更当事者が速やかに本市に提出すること。

④ 事業者からその他必要な資料等を求められた場合は、速やかに提出すること。

2. 実施内容

(1) 対象施設の特性等の把握

① 業務事務所及び備品等の利用方法

② 下水道台帳及び現地確認等による対象施設の位置等

③ 過去の異常の内容及び発生頻度並びに異常時の対応措置等

④ 対象施設の固有な管理方法

⑤ データベース等保管情報の運用方法について

⑥ 業務マニュアル等による業務の実施方法・時期

⑦ その他、本市又は事業者が必要とする事項

(2) 業務実施に関する書類等の作成方法

① 各種計画書

② 各種報告書

③ 「週間作業予定表」及び「作業日報」

④ その他、本市又は事業者が必要とする事項

3. その他

業務移行期間の実施に当たって疑義がある場合は、本市及び事業者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決すること。

（別紙13）保守管理業務に関する条件及び参考情報

浄化センター及びポンプ場における主な保守管理項目、対象施設並びに過去の実施状況は、**（別表2）保守管理項目一覧**に示すとおりとする。

（別表2）保守管理項目一覧において「法定点検」として整理する項目は、関係法令等に定める対象、方法、頻度その他の条件に従い実施すること。なお、**（別表2）保守管理項目一覧**への記載の有無にかかわらず、関係法令等により実施が義務付けられる業務は、事業者の業務に含まれるものとする。

（別表2）保守管理項目一覧において「約定点検」として整理する項目は、法令等で実施が義務付けられている点検には該当しないものの、本要求水準書に従い事業者に実施を義務付けるものである。ただし、その実施方法や実施頻度については、事業者が自ら計画したうえで本市の事前承認を得るものとする。

（別表2）保守管理項目一覧において「任意点検」として整理する項目及び頻度は、現行又は過去における実施状況を示すものであり、事業者に同一の方法又は頻度による実施を義務付けるものではない。

事業者は、対象施設及び設備の状態、重要度、運転状況、故障履歴、修繕履歴、製造者が示す取扱要領その他必要な情報を踏まえ、本要求水準書に定める要求水準を満足するために必要な保守管理の内容及び頻度を設定し、保守管理計画に定めること。

事業者は、保守管理計画の作成及び見直しに当たり、**（別表2）保守管理項目一覧**に示す過去の実施状況を参考とすること。ただし、過去の実施頻度を一律に踏襲するのではなく、対象施設の状態及び本要求水準書に定める要求水準を踏まえ、自らの責任において適切な内容及び頻度を設定すること。

（別表2）保守管理項目一覧に記載のない事項であっても、本要求水準書に定める要求水準を満足するために必要な保守管理は、事業者の責任において実施すること。

（別表2）保守管理項目一覧

法定／約定／任意	保守管理（点検・検査・測定・作業）		実施頻度	対象施設																																		関連法令			
				中部処理区																										南部処理区											
				浄化C	汚水						合流		分流汚雨	雨水																浄化C	汚水	雨水									
				中部浄化センター	郷ヶ丘中継ポンプ場	ニュータウン第一中継ポンプ場	ニュータウン第二中継ポンプ場	平南台中継ポンプ場	若葉台中継ポンプ場	元川中継ポンプ場	東部ポンプ場	平蔵塚ポンプ場	小名川ポンプ場	下船尾仮設ポンプ場	西郷ポンプ場	八仙ポンプ場	芳川ポンプ場	野田ポンプ場	大原ポンプ場	御代ポンプ場	船戸ポンプ場	林城ポンプ場	島ポンプ場	本谷ポンプ場	南富岡ポンプ場	南部浄化センター	植田中継ポンプ場	佐鵜ポンプ場	原前ポンプ場	植田第一ポンプ場	植田第二ポンプ場	根小屋ポンプ場	江栗ポンプ場	大倉ポンプ場	関田ポンプ場						
法定	消防用設備等定期点検	点検	機器点検：1回/6カ月 総合点検：1回/年 所轄消防署への報告：1回/3年	○							○	○	○		○	○				○	○						○	○								○	消防法第17条の3の3				
任意	消火器（自己設置）の点検	点検	外観点検：1回/6カ月 内部及び機能点検：その都度							○							○		○			○	○	○	○			○	○			○	○	○							
法定	危険物施設の定期点検	点検	1回/年	○							○	○			○					○	○						○								○	消防法第14条の3の2					
任意	危険物施設の定期点検	点検	1回/年		○					○			○		○		○		○	○	○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	○					
法定	空調設備点検	点検	簡易点検：1回以上/3カ月 定期点検：1回以上/3年　※7.5KW以上50KW未満の場合	○																							○									フロン排出規制法					
法定	貯水槽水道検査および清掃作業	検査	簡易専用水道法定検査及び清掃：1回/年 小規模貯水槽水道水質検査及び清掃：1回/年	○							○																○									水道法					
法定	作業環境測定	測定	1回/6カ月	○																							○									労働安全衛生法					
約定	悪臭測定	測定	1回/年 敷地境界（1箇所）	○																							○									福島県生活環境の保全等に関する条例					
約定	悪臭測定	測定	1回/年 脱臭設備臭突（1箇所）																									○													
法定	トラックスケール定期検査	検査	1回/2年	○																							○									計量法					
約定	機械設備定期点検	点検	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
約定	電気設備定期点検	点検	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
約定	計装設備定期点検	点検	1回/3年	○																							○														
任意	計装設備定期点検	点検	必要の都度（5箇所程度/年）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
任意	ITV設備定期点検	点検	1回/年																								○														
約定	自動シャッター定期点検	点検	1回/年	○																							○														
法定	逆流防止ゲート定期点検	点検	1回/年	○							○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○			○		○	○		○		○	○	○	下水道法施行規則、下水道法施行令				
法定	クレーン等定期点検	点検	定期自主点検：1回/1か月および1年	○							○																○	○								労働安全衛生法、クレーン等安全規則					
約定	浄化槽汚泥等受入施設受入槽等清掃作業	作業	1回以上/年（沈砂槽、受入槽）、1回以上/2年（貯留槽）	○																							○														
任意	非常用発電機用原動機オイル交換作業	作業	必要の都度（1回/3年程度）	○	○					○	○	○	○														○	○													
任意	雨水ポンプ用原動機等オイル交換作業	作業	必要の都度（7台/年 程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

注記 1.一覧に記載の保守管理項目は参考資料であり、保守管理計画の作成において事業者による追加等を妨げるものではない。
2.一覧に記載の対象施設は参考資料であり、保守管理計画の作成において事業者による追加等を妨げるものではない。
3.約定・任意点検等における実施頻度は過去業務の参考であり、その頻度や程度を保守管理計画の作成において義務付けるものではない。
ただし、本要求水準書に定める要求水準を満足するために必要な保守管理を行うこと。
4.注記3において、運転管理業務における日常点検・巡視等から得た記録をもとに、事業期間中においても適宜保守管理計画の見直しを図り、
適正かつ効率的な保守管理業務を実施すること。

法定／約定／任意	保守管理（点検・検査・測定・作業）		実施頻度	対象施設																																		関連法令	
				中部処理区																								南部処理区											
				浄化C	汚水						合流		分流汚雨	雨水													浄化C	汚水	雨水										
				中部浄化センター	郷ヶ丘中継ポンプ場	ニュータウン第一中継ポンプ場	ニュータウン第二中継ポンプ場	平南台中継ポンプ場	若葉台中継ポンプ場	元川中継ポンプ場	東部ポンプ場	平蔵塚ポンプ場	小名川ポンプ場	下船尾仮設ポンプ場	西郷ポンプ場	八仙ポンプ場	芳川ポンプ場	野田ポンプ場	大原ポンプ場	御代ポンプ場	船戸ポンプ場	林城ポンプ場	島ポンプ場	本谷ポンプ場	南富岡ポンプ場	南部浄化センター	植田中継ポンプ場	佐糠ポンプ場	原前ポンプ場	植田第一ポンプ場	植田第二ポンプ場	根小屋ポンプ場	江栗ポンプ場	大倉ポンプ場	関田ポンプ場				
法定	汲み取り便槽汲取清掃作業	作業	必要の都度（1回/年 程度）												○						○																廃棄物処理法		
任意	脱臭設備活性炭交換作業	作業	必要の都度（1回/3年 程度）	○						○	○		○													○	○												
任意	沈砂池・ポンプ井清掃作業	作業	必要の都度（1回/5年 程度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
約定	滞水池清掃作業	作業	清掃：1回/年、堆砂除去：1回/3年								○																												
任意	オートゲート保守点検	点検	2回/年　程度	○																																			
任意	重油タンク清掃	作業	必要の都度（2箇所/年 程度）	○							○	○	○		○		○			○	○					○						○	○	○	○				

注記 1.一覧に記載の保守管理項目は参考資料であり、保守管理計画の作成において事業者による追加等を妨げるものではない。
2.一覧に記載の対象施設は参考資料であり、保守管理計画の作成において事業者による追加等を妨げるものではない。
3.約定・任意点検等における実施頻度は過去業務の参考であり、その頻度や程度を保守管理計画の作成において義務付けるものではない。
ただし、本要求水準書に定める要求水準を満足するために必要な保守管理を行うこと。
4.注記3において、運転管理業務における日常点検・巡視等から得た記録をもとに、事業期間中においても適宜保守管理計画の見直しを図り、
適正かつ効率的な保守管理業務を実施すること。

（別紙14）図面集【※整理中】

（別図1）　処理区域図
（別図2）　点検、調査業務対象施設案内図（圧送管）
（別図3）　点検、調査業務対象施設案内図（伏越し）
（別図4～6）　人孔調査目視調査位置図　中部（旧東部）処理区
（別図7～10）　人孔目視調査位置図　中部処理区
（別図11～14）　人孔目視調査位置図　中部処理区
（別図15～17）　人孔目視調査位置図　中部処理区
（別図18～19）　人孔目視調査位置図　南部処理区
（別図20～21）　人孔目視調査位置図　南部処理区
（別図22）　人孔目視調査位置図　南部処理区
（別図23）　調査業務対象施設案内図（小名浜地区）
（別図24～25）　定期点検清掃箇所図（常磐地区）
（別図26～28）　定期点検清掃箇所図（小名浜地区）
（別図29）　定期点検清掃箇所図（勿来地区）
（別図30）　スクリーン清掃箇所図（常磐地区）
（別図31）　スクリーン清掃箇所図（勿来地区）
（別図32）　伏越部等清掃箇所図（小名浜地区）
（別図33～36）　清掃（除草工）箇所図
（別図37）　管きょ内清掃工（計画的路線）箇所図　中部（旧東部）処理区
（別図38）　管きょ内清掃工（計画的路線）箇所図　中部処理区（小名浜地区）
（別図39）　管きょ内清掃工（計画的路線）箇所図　中部処理区（常磐地区）
（別図40）　管きょ内清掃工（計画的路線）箇所図　南部処理区
（別図41～46）　都市下水路清掃工（計画的路線）箇所図
（別図47）　改築設計業務対象施設案内図

（別紙15）業務完了報告書（点検、調査）記載要領【※整理中】

1. 一般事項

(1) 点検、調査業務報告書は、本要領に従い作成すること。

(2) 点検結果の記録様式等は（別紙 16）作業日報に添付の表―1 を参照し、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。

(3) 調査結果の記録様式等は、（別紙 16）作業日報に添付の表－2 から表－9 までとし、図面は、縮尺、寸法を明記し作成すること。

(4) 調査結果の判定基準については、「いわき市下水道ストックマネジメント実施方針」によるものとし、（別紙 16）作業日報に添付の表－2 から表－9 までに基づくこと。なお、調査及び診断結果の総括・集計における整理方法・様式等については、本市との協議により決定する。

(5) 表紙には、実施年度、業務件名、業務場所、事業期間、本市名、事業者名等を記入すること。また、背表紙には、実施年度、業務件名、業務場所、事業者名等を記入すること。

2. 記載事項

点検、調査報告書は、次の事項について、内容を明記すること。

(1) 点検

① 点検目的
② 点検概要
③ 案内図
④ 点検箇所図
⑤ 異常箇所概要及び異常箇所図
⑥ 点検集計表（使用する様式は、本市との協議により決定する。）
⑦ 点検記録表（使用する様式は、（別紙 16）作業日報を参照。）
⑧ 考察
⑨ 点検記録写真（別途「写真帳」としてとりまとめる。）

(2) TV カメラ調査

① 調査目的
② 調査概要
③ 案内図
④ 調査箇所図
⑤ 調査総括表（使用する様式は、本市との協議により決定する。）
⑥ 調査集計表（使用する様式は、本市との協議により決定する。）
⑦ 調査記録表（表－5から表－7まで参照）
⑧ 考察
⑨ 調査記録写真（別途「写真帳」としてとりまとめる。）

(3) マンホール目視調査

※TVカメラ調査項目に準ずる。

① 調査記録表（**表－3から表－4まで**）

(4) 取付管調査（ますを含む）

※TVカメラ調査項目に準ずる。

① 調査記録表（**表－8から表－9まで**）

(5) 異常箇所図（本管、マンホール、取付管、ます）

異常内容、緊急度判定結果等を示すこと。

(6) 「酸素及び硫化水素濃度等測定記録表」については、**表－10** を参考とすること。

（別紙16）作業日報【※整理中】

作業日報は、様式Ⅶ（全業務共通）を鑑として、その後ろに各業務で行った内容が分かる記録簿（位置図、写真、点検簿等）を添付したものとする。
次頁より、作業日報に関する様式を示す。

様式Ⅶ　作業日報

作業日報

実施日	令和　　年　　月　　日　（　　）

作成者	

実施業務	計画的維持管理業務 点検、調査業務 ☐ ﾏﾝﾎｰﾙ目視調査工　　☐ 管口TVｶﾒﾗ点検工 ☐ 本管簡易調査業務ﾃﾚﾋﾞｶﾒﾗ調査工 ☐ 本管清掃工(本管ﾃﾚﾋﾞｶﾒﾗ調査) 清掃業務 ☐ 巡視工　　☐ 管渠・ﾏﾝﾎｰﾙ清掃工(定期点検路線) ☐ 人孔・枡清掃工　　☐ ｽｸﾘｰﾝ清掃工 ☐ 伏越し清掃工　　☐ 除草工 ☐ 管渠内清掃工(計画的路線) ☐ 都市下水路清掃工(計画的路線) 修繕業務 ☐ マンホール調整等
	住民対応等業務 緊急清掃・緊急調査業務 ☐ 現地確認(窓口業務)　　☐ 緊急調査・清掃工 緊急補修業務 ☐ 緊急補修工 他工事立会業務 ☐ 他工事立会
	☐ その他（　　）

ファイルNo	

関連ファイルNo※	

※今回作業を行うにあたって関連した作業がある場合は、関連した作業日報のファイルNoを記載

提出※	受領※
月　日	月　日

※住民対応等業務における作業日報の場合に、提出及び受領した証として押印する

表－１　巡視・点検記録表

巡視・点検記録表

コードNo.

基本情報				
点検日	年　月　日	天候 □晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
管渠番号	番号	排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分 □幹線 □枝線
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用 □その他	占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他(　)	
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)	舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他(　)	
蓋の有無	□有 □開閉不能 □見当たらず	呼び径	□φ900 □φ900(親子) □φ600 □φ500 □φ300(防護) □φ300(直接) □その他(　)	
対象施設	□ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 □ﾏﾝﾎｰﾙ □管きょ □ます □取付管	実施内容	□巡視 □点検	

点検項目	状　態	判定
マンホール蓋	□クラック・欠け □がたつき □表面摩耗 □周辺舗装損傷 □蓋・舗装間段差 □蓋・枠間段差	□要調査
マンホール	□腐食 □たるみ □破損・クラック □隙間・ズレ □浸入水 □木根侵入 □調整部破損 □管口破損 □ｲﾝﾊﾞｰﾄ破損 □滞留 □堆積物 □臭気	□要調査
管きょ	□路面亀裂 □路面沈下 □路面陥没 □路面隆起 □溢水痕 □周辺状況留意事項	□要調査
ます	□破損 □段差 □腐食 □ｲﾝﾊﾞｰﾄ破損 □堆積物 □臭気	□要調査
取付管	□破損 □隙間・ズレ □堆積物 □路面沈下	□要調査
備考	□ガス孔あり(汚水のみ) □蓋の掛け違い □蝶番破損 □クサリ切れ □足掛損傷・離脱 □副管損傷 □水位上昇痕 □要清掃 □その他(　)	

備考　：

コードNo.

基本情報				
点検日	年　月　日	天候 □晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
管渠番号	番号	排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分 □幹線 □枝線
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用	占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他(　)	
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)	舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他(　)	
蓋の有無	□有 □無(以下記入なし)	呼び径	□φ900 □φ900(親子) □φ600 □φ500 □φ300(防護) □φ300(直接) □その他(　)	
対象施設	□ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 □ﾏﾝﾎｰﾙ □管きょ □ます □取付管	実施内容	□巡視 □点検	

点検項目	状　態	判定
マンホール蓋	□クラック・欠け □がたつき □表面摩耗 □周辺舗装損傷 □蓋・舗装間段差 □蓋・枠間段差	□要調査
マンホール	□腐食 □たるみ □破損・クラック □隙間・ズレ □浸入水 □木根侵入 □調整部破損 □管口破損 □ｲﾝﾊﾞｰﾄ破損 □滞留 □堆積物 □臭気	□要調査
管きょ	□路面亀裂 □路面沈下 □路面陥没 □路面隆起 □溢水痕 □周辺状況留意事項	□要調査
ます	□破損 □段差 □腐食 □ｲﾝﾊﾞｰﾄ破損 □堆積物 □臭気	□要調査
取付管	□破損 □隙間・ズレ □堆積物 □路面沈下	□要調査
備考	□ガス孔あり(汚水のみ) □蓋の掛け違い □蝶番破損 □クサリ切れ □足掛損傷・離脱 □副管損傷 □水位上昇痕 □要清掃 □その他(　)	

コードNo.

基本情報				
点検日	年　月　日	天候 □晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
管渠番号	番号	排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分 □幹線 □枝線
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用	占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他(　)	
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)	舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他(　)	
蓋の有無	□有 □無(以下記入なし)	呼び径	□φ900 □φ900(親子) □φ600 □φ500 □φ300(防護) □φ300(直接) □その他(　)	
対象施設	□ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 □ﾏﾝﾎｰﾙ □管きょ □ます □取付管	実施内容	□巡視 □点検	

点検項目	状　態	判定
マンホール蓋	□クラック・欠け □がたつき □表面摩耗 □周辺舗装損傷 □蓋・舗装間段差 □蓋・枠間段差	□要調査
マンホール	□腐食 □たるみ □破損・クラック □隙間・ズレ □浸入水 □木根侵入 □調整部破損 □管口破損 □ｲﾝﾊﾞｰﾄ破損 □滞留 □堆積物 □臭気	□要調査
管きょ	□路面亀裂 □路面沈下 □路面陥没 □路面隆起 □溢水痕 □周辺状況留意事項	□要調査
ます	□破損 □段差 □腐食 □ｲﾝﾊﾞｰﾄ破損 □堆積物 □臭気	□要調査
取付管	□破損 □隙間・ズレ □堆積物 □路面沈下	□要調査
備考	□ガス孔あり(汚水のみ) □蓋の掛け違い □蝶番破損 □クサリ切れ □足掛損傷・離脱 □副管損傷 □水位上昇痕 □要清掃 □その他(　)	

表－２　調査記録及び調査集計表記入表示（凡例）

管路施設	種別	記号
本管・取付管	陶管	ＣＰ
	鉄筋コンクリート管	ＨＰ
	硬質塩化ビニル管	ＶＵ
汚水ます	宅地等排水用汚水ます	●
雨水ます	道路排水用雨水ます	□
	宅地等排水用雨水ます	○
取付管	取付管	――――
	取付管（マンホール直取付け）	……
	取付管（閉塞等）	――――×

表-３　マンホール蓋調査記録表

マンホール蓋調査記録表

コード No.

基本情報

調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
調査名称		調査場所	○○市 ××地内		
台帳番号	マンホール番号	排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分	□幹線 □枝線
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用 □その他	占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他()		
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)	舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他()		
蓋の有無	□有 □開閉不能 □見当たらず	支持構造	□急勾配受け □緩勾配受け □平受け □その他()		
呼び径	□φ900 □φ900(親子) □φ600 □φ500 □φ300(防護) □φ300(直接) □その他()				
材質	□FCD700/600 □FCD □FC □CR □その他() □不明	耐荷重種別	□T-25 □T-20 □T-14 □T-8 □不明		
製造ﾒｰｶｰ	□ﾋﾉﾃﾞ □長島 □日豊 □川金 □その他() □不明	蓋裏製造年	(西暦　年) □不明		
ﾏﾝﾎｰﾙ種別	□組立 □JIS □特殊 □その他()	人孔深	H=()m		
直(斜)壁上面～路面の高さ	H=()cm	調整リング	H=5cm×()枚,H=10cm×()枚,H=15cm×()枚,H=()cm×()枚		

[マンホール蓋]

点検項目	状態				判定
1. 外観	□蓋のクラック・欠け □受枠のクラック・欠け				□A
	問題なし				□E
2. がたつき	□蓋のがたつき □受枠のがたつき				□A
	問題なし				□E
3. 表面摩耗	模様深さH				() mm
表面磨耗の状況	区分	H＞3mm かつ錆肌有	H＞3mm かつ錆肌無	2～3mm	H＜2mm
	車道	□E	□D	□C	□A
	歩道	□E	□-	□D	□A
4. 周辺舗装損傷	穴、クラック				□A
	クラック				□B
	受枠と路面との間に隙間あり				□C
	損傷なし				□E
5. 蓋・周辺舗装間段差	段差の状態 □凹 □凸				() mm
	20mm以上の段差				□A
	20mm未満の段差				□E
6. 耐荷重種別	車道(車道幅員5.5m以上)(大型車両の通行あり)	T-25の蓋設置			□E
		T-20の蓋設置			□C
		T-14の蓋設置			□B
		T-8の蓋設置			□A
		不明			□A
	車道(車道幅員5.5m未満)(大型車両の通行なし)	T-25の蓋設置			□E
		T-20の蓋設置			□E
		T-14の蓋設置			□E
		T-8の蓋設置			□B
		不明			□A
	歩道	T-25の蓋設置			□E
		T-20の蓋設置			□E
		T-14の蓋設置			□E
		T-8の蓋設置			□E
		不明			□A

点検項目	状態			判定
7. 機能	浮上・飛散防止機能	機能なし		□A
		機能あり	作動しない	□A
			作動する	□E
	不法投棄・侵入防止(かぎ)機能	機能なし		□A
		機能あり	作動しない	□A
			作動する	□E
	転落・落下防止機能			
	□人孔深2m以上	機能なし		□A
		機能あり	作動しない	□A
			作動する	□E
	□人孔深2m未満	機能なし		□E
	開閉機能	人力では開閉不能		□A
		勾配面の腐食により開閉困難		□B
		食い込み力増大による開閉困難		□C
		正常に開閉可能		□E
8. 蓋・枠間段差	段差の状態 □凹 □凸			() mm
	□急勾配受け	凹の場合2mm以上		□A
		凸の場合10mm以上		□A
		凹の場合2mm未満		□E
		凸の場合10mm未満		□E
	□平受け	凹の場合10mm以上		□A
		凸の場合10mm以上		□A
		凹の場合10mm未満		□E
		凸の場合10mm未満		□E
9. 腐食	平板部もしくは井桁リブ部の減肉			□A
	錆出し表示が見えないほど発錆			□B
	錆出し表示が見えるが少し発錆			□D
	問題なし			□E
10. 高さ調整部損傷	□欠け □充填不良 □クラックあり			□A
	問題なし			□E

備考	
	□ガス孔あり(汚水のみ) □蓋の掛け違い □蝶番破損 □クサリ切れ □その他()
	□足掛金物()本 □問題なし □腐食()本 □欠落()本 □樹脂破損 □その他()

表-４　マンホール調査記録表

マンホール調査記録表

コード No.

基本情報					
調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
調査名称		調査場所			
台帳番号	マンホール番号	排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分	□幹線 □枝線
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用 □その他	占有位置	□車道 □歩道（車両乗入有）□歩道（車両乗入無）□その他（　）		
道路幅員	□5.5m以上（中央線あり） □5.5m未満（中央線なし）	舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他（　）		
蓋の有無	□有 □開閉不能 □見当たらず	呼び径	□φ900 □φ900（親子） □φ600 □φ500 □φ300（防護） □φ300（直接） □その他（　）		
ﾏﾝﾎｰﾙ種別	（　）号 □組立 □JIS □特殊 その他（　）	寸法	（　）cm	人孔深	H=（　）m
酸素濃度	（　）%	硫化水素濃度	（　）ppm		

［マンホール］

部位	異常項目	判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	劣化状況メモ	写真No※1	定量調査	
調整部	調整部状況	□調整モルタル及びリングが破損・欠落	□調整モルタル及びリングのずれ	□調整モルタル及びリングのずれ・クラック					
斜壁	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ					
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損（A・B以外）					
	クラック	□全体がクラック（人孔全周、幅5mm以上）	□部分的にクラック（人孔半周、幅2mm以上）	□軽微なクラック（幅2mm未満）					
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ					
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態					
	木根侵入	□内径の50%以上	□内径の10～50%未満	□内径の10%未満					
直壁（管口部含む）	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ					
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損（A・B以外）					
	クラック	□全体がクラック（人孔全周、幅5mm以上）	□部分的にクラック（人孔半周、幅2mm以上）	□軽微なクラック（幅2mm未満）					
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ					
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態					
	木根侵入	□内径の50%以上	□内径の10～50%未満	□内径の10%未満					
	タルミ	□内径の3/4以上	□内径の1/2～3/4	□内径の1/2未満					
付帯物	足掛金物	□欠落している	□鉄筋がほそくなっている	□錆の発生				足掛本数※2	
	インバート	□ インバートがない	□部分的な欠損	□　－					
その他	臭気	□常に発生	□使用ピーク中に発生	□季節的に発生					
	油脂・ﾓﾙﾀﾙ・土砂等の堆積状況	□管径の1/3以上の付着	□管径の1/3～1/10の付着	□管径の1/10未満の付着					
	水位上昇痕	□管頂以上の壁面に線状痕跡もしくは足掛に痕跡	□　－	□インバート上面に痕跡					

※1：写真は、異常個所のみ撮影する（3枚でA4×1枚で整理する）。
※2：足掛本数は、調査実施時に残存している本数とする。

表-５　管内TVカメラ調査結果入力表（HP）

管内テレビカメラ調査結果入力表

コードNo.

基本情報					
調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
調査名称			調査場所		
台帳番号		路線番号	排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分 □幹線 □枝線
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用 □その他		占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他()	
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)		舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他()	
管種	□ﾋｭｰﾑ管 □陶管 □塩ビ管 □その他()		管径	φ()mm	
延長	地上実測値()m 人孔間距離()m		スパン管本数	()本	取付管本数 ()本
上流人孔	人孔番号	人孔深 ()mm	下流人孔	人孔番号	人孔深 ()mm
	人孔種別 □1号 □2号 □3号 □4号 □その他()			人孔種別 □1号 □2号 □3号 □4号 □その他()	
	管頂深 ()mm	管底高 ()mm		管頂深 ()mm	管底高 ()mm
	人孔蓋種別 □鉄蓋 □コンクリート蓋 □その他()			人孔蓋種別 □鉄蓋 □コンクリート蓋 □その他()	

[管渠]

距離	部位	項目		判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	写真No※1
管位置		腐食		□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ		
管 1 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		ﾋｭｰﾑ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□70mm以上	□70mm未満		
L= 0.78 m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= 0.78 m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他（ ）		□	□	□		
管位置		腐食		□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ		
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		ﾋｭｰﾑ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□70mm以上	□70mm未満		
L= m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他（ ）		□	□	□		
管位置		腐食		□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ		
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		ﾋｭｰﾑ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□70mm以上	□70mm未満		
L= m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他（ ）		□	□	□		
管位置		腐食		□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ		
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		ﾋｭｰﾑ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□70mm以上	□70mm未満		
L= m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他（ ）		□	□	□		

[管渠]　　コードNo.

管位置			腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ
管　本目			タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
			破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□欠落・幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
			ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
支障位置	□継手部	ﾋｭｰﾑ管	継手ズレ	□脱却	□70㎜以上	□70㎜未満
L= m	□本管部		扁平			
	□取付管部		変形			
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L= m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置			腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ
管　本目			タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
			破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□欠落・幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
			ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
支障位置	□継手部	ﾋｭｰﾑ管	継手ズレ	□脱却	□70㎜以上	□70㎜未満
L= m	□本管部		扁平			
	□取付管部		変形			
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L= m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置			腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ
管　本目			タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
			破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□欠落・幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
			ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
支障位置	□継手部	ﾋｭｰﾑ管	継手ズレ	□脱却	□70㎜以上	□70㎜未満
L= m	□本管部		扁平			
	□取付管部		変形			
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L= m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置			腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ
管　本目			タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
			破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□欠落・幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
			ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
支障位置	□継手部	ﾋｭｰﾑ管	継手ズレ	□脱却	□70㎜以上	□70㎜未満
L= m	□本管部		扁平			
	□取付管部		変形			
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L= m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置			腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ
管　本目			タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
			破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□欠落・幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
			ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ	□幅5㎜以上	□幅2㎜以上	□幅2㎜未満
支障位置	□継手部	ﾋｭｰﾑ管	継手ズレ	□脱却	□70㎜以上	□70㎜未満
L= m	□本管部		扁平			
	□取付管部		変形			
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L= m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□

備考	

※1：写真は、異常個所のみ撮影する（3枚でA4×1枚で整理する）。

表-６　管内TVカメラ調査結果入力表（TP）

管内テレビカメラ調査結果入力表

コードNo.

基本情報					
調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
調査名称				調査場所	
台帳番号		路線番号		排除方式	□合流 □汚水 □雨水
管路区分	□幹線 ■枝線				
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用 □その他			占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他()
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)			舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他()
管種	□ﾋｭｰﾑ管 □陶管 □塩ビ管 □その他()			管径	φ()mm
延長	地上実測値()m	人孔間距離()m		スパン管本数	()本
取付管本数	()本				

上流人孔				下流人孔			
人孔番号		人孔深	()mm	人孔番号		人孔深	()mm
人孔種別	□1号 □2号 □3号 □4号 □その他()			人孔種別	□1号 □2号 □3号 □4号 □その他()		
管頂深	()mm	管底高	()mm	管頂深	()mm	管底高	()mm
人孔蓋種別	□鉄蓋 □コンクリート蓋 □その他()			人孔蓋種別	□鉄蓋 □コンクリート蓋 □その他()		

[管渠]

距離	部位	項目		判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	写真No※1
管位置		腐食						
管 2 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		陶管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・管長の1/2以上	□管長の1/2未満	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□円周の2/3以上	□円周の2/3未満	□ －		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□50mm以上	□50mm未満		
L= 1.2 m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= 1.6 m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他()		□	□	□		
管位置		腐食						
管 38~42 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		陶管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・管長の1/2以上	□管長の1/2未満	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□円周の2/3以上	□円周の2/3未満	□ －		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□50mm以上	□50mm未満		
L= 36.72 m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= 41.75 m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他()		□	□	□		
管位置		腐食						
管 46~51 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		陶管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・管長の1/2以上	□管長の1/2未満	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□円周の2/3以上	□円周の2/3未満	□ －		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□50mm以上	□50mm未満		
L= 44.76 m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= 50.5 m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他()		□	□	□		
管位置		腐食						
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		陶管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□欠落・管長の1/2以上	□管長の1/2未満	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□円周の2/3以上	□円周の2/3未満	□ －		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□50mm以上	□50mm未満		
L= m	□本管部		扁平					
	□取付管部		変形					
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L= m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他()		□	□	□		

[管渠]

コードNo.

管位置		腐食				
管　本目		タルミ	□ 内径以上	□ 内径の1/2以上	□ 内径の1/2未満	
		陶管 破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□ 欠落・管長の1/2以上	□ 管長の1/2未満	□ －	
		陶管 ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ）	□ 円周の2/3以上	□ 円周の2/3未満	□ －	
支障位置	□ 継手部	陶管 継手ズレ	□ 脱却	□ 50mm以上	□ 50mm未満	
L= m	□ 本管部	陶管 扁平				
	□ 取付管部	陶管 変形				
終端位置	取付管方向	浸入水	□ 噴き出している状態	□ 流れている状態	□ にじんでいる状態	
L= m	□ 右	取付管突出し	□ 本管内径の1/2以上	□ 本管内径の1/10以上	□ 本管内径の1/10未満	
	□ 左	油脂付着	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		木根侵入	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		モルタル付着	□ 内径の3割以上	□ 内径の1割以上	□ 内径の1割未満	
		その他（　　）	□	□	□	
管位置		腐食				
管　本目		タルミ	□ 内径以上	□ 内径の1/2以上	□ 内径の1/2未満	
		陶管 破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□ 欠落・管長の1/2以上	□ 管長の1/2未満	□ －	
		陶管 ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ）	□ 円周の2/3以上	□ 円周の2/3未満	□ －	
支障位置	□ 継手部	陶管 継手ズレ	□ 脱却	□ 50mm以上	□ 50mm未満	
L= m	□ 本管部	陶管 扁平				
	□ 取付管部	陶管 変形				
終端位置	取付管方向	浸入水	□ 噴き出している状態	□ 流れている状態	□ にじんでいる状態	
L= m	□ 右	取付管突出し	□ 本管内径の1/2以上	□ 本管内径の1/10以上	□ 本管内径の1/10未満	
	□ 左	油脂付着	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		木根侵入	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		モルタル付着	□ 内径の3割以上	□ 内径の1割以上	□ 内径の1割未満	
		その他（　　）	□	□	□	
管位置		腐食				
管　本目		タルミ	□ 内径以上	□ 内径の1/2以上	□ 内径の1/2未満	
		陶管 破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□ 欠落・管長の1/2以上	□ 管長の1/2未満	□ －	
		陶管 ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ）	□ 円周の2/3以上	□ 円周の2/3未満	□ －	
支障位置	□ 継手部	陶管 継手ズレ	□ 脱却	□ 50mm以上	□ 50mm未満	
L= m	□ 本管部	陶管 扁平				
	□ 取付管部	陶管 変形				
終端位置	取付管方向	浸入水	□ 噴き出している状態	□ 流れている状態	□ にじんでいる状態	
L= m	□ 右	取付管突出し	□ 本管内径の1/2以上	□ 本管内径の1/10以上	□ 本管内径の1/10未満	
	□ 左	油脂付着	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		木根侵入	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		モルタル付着	□ 内径の3割以上	□ 内径の1割以上	□ 内径の1割未満	
		その他（　　）	□	□	□	
管位置		腐食				
管　本目		タルミ	□ 内径以上	□ 内径の1/2以上	□ 内径の1/2未満	
		陶管 破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□ 欠落・管長の1/2以上	□ 管長の1/2未満	□ －	
		陶管 ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ）	□ 円周の2/3以上	□ 円周の2/3未満	□ －	
支障位置	□ 継手部	陶管 継手ズレ	□ 脱却	□ 50mm以上	□ 50mm未満	
L= m	□ 本管部	陶管 扁平				
	□ 取付管部	陶管 変形				
終端位置	取付管方向	浸入水	□ 噴き出している状態	□ 流れている状態	□ にじんでいる状態	
L= m	□ 右	取付管突出し	□ 本管内径の1/2以上	□ 本管内径の1/10以上	□ 本管内径の1/10未満	
	□ 左	油脂付着	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		木根侵入	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		モルタル付着	□ 内径の3割以上	□ 内径の1割以上	□ 内径の1割未満	
		その他（　　）	□	□	□	
管位置		腐食				
管　本目		タルミ	□ 内径以上	□ 内径の1/2以上	□ 内径の1/2未満	
		陶管 破損（軸方向のｸﾗｯｸ）	□ 欠落・管長の1/2以上	□ 管長の1/2未満	□ －	
		陶管 ｸﾗｯｸ（円周方向のｸﾗｯｸ）	□ 円周の2/3以上	□ 円周の2/3未満	□ －	
支障位置	□ 継手部	陶管 継手ズレ	□ 脱却	□ 50mm以上	□ 50mm未満	
L= m	□ 本管部	陶管 扁平				
	□ 取付管部	陶管 変形				
終端位置	取付管方向	浸入水	□ 噴き出している状態	□ 流れている状態	□ にじんでいる状態	
L= m	□ 右	取付管突出し	□ 本管内径の1/2以上	□ 本管内径の1/10以上	□ 本管内径の1/10未満	
	□ 左	油脂付着	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		木根侵入	□ 内径の1/2以上閉塞	□ 内径の1/2未満閉塞	□ －	
		モルタル付着	□ 内径の3割以上	□ 内径の1割以上	□ 内径の1割未満	
		その他（　　）	□	□	□	

備考	

※1：写真は、異常個所のみ撮影する（3枚でA4×1枚で整理する）。

表-7　管内TVカメラ調査結果入力表（VU）

管内テレビカメラ調査結果入力表

コードNo.

基本情報

調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者	
調査名称				調査場所	
台帳番号		路線番号		排除方式	□合流 □汚水 □雨水
管路区分	□幹線 □枝線				
道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用 □その他			占有位置	□車道 □歩道(車両乗入有) □歩道(車両乗入無) □その他()
道路幅員	□5.5m以上(中央線あり) □5.5m未満(中央線なし)			舗装種別	□AS □CO □平板ﾌﾞﾛｯｸ □砂利 □土 □その他()
管種	□ﾋｭｰﾑ管 □陶管 □塩ビ管 □その他()			管径	φ()mm
延長	地上実測値()m	人孔間距離()m		スパン管本数	()本
取付管本数	()本				

上流人孔		下流人孔	
人孔番号	人孔深 ()mm	人孔番号	人孔深 ()mm
人孔種別	□1号 □2号 □3号 □4号 ■その他()	人孔種別	□1号 □2号 □3号 □4号 □その他(円形75)
管頂深	()mm　管底高 ()mm	管頂深	()mm　管底高 ()mm
人孔蓋種別	□鉄蓋 □コンクリート蓋 □その他()	人孔蓋種別	□鉄蓋 □コンクリート蓋 □その他()

[管渠]

距離	部位	項目		判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	写真No※1
管位置		腐食						
管 3 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□ －	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満		
L: 7.12 m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□ －		
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□ －		
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L: 7.12 m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他 ()		□	□	□		
管位置		腐食						
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□ －	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満		
L: m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□ －		
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□ －		
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L: m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他 ()		□	□	□		
管位置		腐食						
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□ －	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満		
L: m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□ －		
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□ －		
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L: m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他 ()		□	□	□		
管位置		腐食						
管 本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満		
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□ －	□ －		
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満		
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満		
L: m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□ －		
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□ －		
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態		
L: m	□ 右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満		
	□ 左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ －		
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満		
		その他 ()		□	□	□		

[管渠]

コードNo.

管位置		腐食				
管　本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□　－	□　－
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満
L=　m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□　－
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□　－
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L=　m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置		腐食				
管　本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□　－	□　－
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満
L=　m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□　－
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□　－
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L=　m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置		腐食				
管　本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□　－	□　－
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満
L=　m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□　－
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□　－
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L=　m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置		腐食				
管　本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□　－	□　－
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満
L=　m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□　－
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□　－
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L=　m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□
管位置		腐食				
管　本目		タルミ		□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満
		塩ビ管	破損(軸方向のｸﾗｯｸ)	□亀甲状・軸方向クラック	□　－	□　－
			ｸﾗｯｸ(円周方向のｸﾗｯｸ)	□幅5mm以上	□幅2mm以上	□幅2mm未満
支障位置	□継手部		継手ズレ	□脱却	□接合長さの1/2以上	□接合長さの1/2未満
L=　m	□本管部		扁平	□たわみ率15%以上の扁平	□たわみ率5%以上の扁平	□　－
	□取付管部		変形	□内径の1/10以上の突出し	□内径の1/10未満の突出し	□　－
終端位置	取付管方向	浸入水		□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態
L=　m	□　右	取付管突出し		□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満
	□　左	油脂付着		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		木根侵入		□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－
		モルタル付着		□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満
		その他（　　）		□	□	□

備考	

※1:写真は、異常個所のみ撮影する(3枚でA4×1枚で整理する)。

表-８　公共桝調査記録表

公共桝調査記録表

コード No.

基本情報							
調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者			
調査名称		調査場所					
管渠番号		桝番号		排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分	□幹線 □枝線
桝の有無	□有 □開閉不能 □見当たらず	占有位置	□敷地内 □車道 □歩道(車乗入有) □歩道(車乗入無) □その他				
桝部	種　別	□コンクリート □塩ビ □その他(　　)	蓋部	蓋種別	□コンクリート □鉄 □塩ビ □その他(　　)		
	形状・寸法(内法)	□円形(　　)mm □角形(　　×　　)mm		寸法(外径)	(　　)mm		
				年　代	(　　)年		
	深さ	H=(　　)mm		製造元	(　　) □記載なし		

[公共桝]

部位	異常項目	判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	劣化状況メモ	写真No※1	定量調査	
桝蓋・受枠	ガタツキ	□開閉不能	□ガタツキ	□　－					
	蓋破損・劣化	□蓋・受枠に欠けやクラック	□　－	□　－					
	蓋摩耗	□表面つるつるで通行に支障	□摩耗の支障大(車道部で溝高さ2mm以下)	□摩耗の支障小(歩道部で溝高さ2mm以下)					
	蓋裏錆	□　－	□多量発錆(錆出し表示が見えないほど)	□少量発錆(錆出し表示が見える程度)					
躯体	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ					
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)					
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック					
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ					
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態					
	木根侵入	□内寸の50%以上	□内寸の10～50%未満	□内寸の10%未満					
	油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	□管径の1/3以上の付着	□管径の1/3～1/10の付着	□管径の1/10未満の付着					
	インバート	□ インバートがない	□部分的な欠損	□　－					
接続管管口	取付管側	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ				管径: 管種:	
	宅内側	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ				管径: 管種:	
桝内環境	臭気	□常に発生	□使用ピーク中に発生	□季節的に発生					
	水位上昇痕	□管頂以上の壁面に線状痕跡もしくは足掛に痕跡	□　－	□インバート上面に痕跡					

※1：写真は、異常個所のみ撮影する(3枚でA4×1枚で整理する)。

表－９　取付管調査記録表

取付管調査記録表

コードNo.

基本情報							
調査日	年　月　日	天候	□晴れ □曇り □雨 □雪	記録者			
調査名称			調査場所				
管渠番号		桝番号		排除方式	□合流 □汚水 □雨水	管路区分	□幹線 □枝線
桝の有無	□有 □開閉不能 □見当たらず			桝占有位置	□敷地内 □車道 □歩道(車乗入有) □歩道(車乗入無) □その他		
人孔からの距離	(　　)m	DVD番号	(　　)	本管 道路種別	□国道 □県道 □市道 □私道 □借用 □専用		
桝部 種別	□コンクリート □塩ビ □その他(　　)			取付管部 管種	□コンクリート □塩ビ □その他(　　)		
桝部 形状・寸法	□円形(　　)mm □角形(　　×　　)mm			取付管部 管径	φ(　　)mm		
桝部 深さ	H=(　　)mm			取付管部 延長	L=(　　)mm		

[取付管]

部位	異常項目	判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	劣化状況メモ	写真No※1
全体状況	取付管突出し	□本管内径の1/2以上	□本管内径の1/10以上	□本管内径の1/10未満			
L=　m	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
L=　m	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
L=　m	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
L=　m	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
L=　m	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□　－			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			

[取付管]

コードNo.

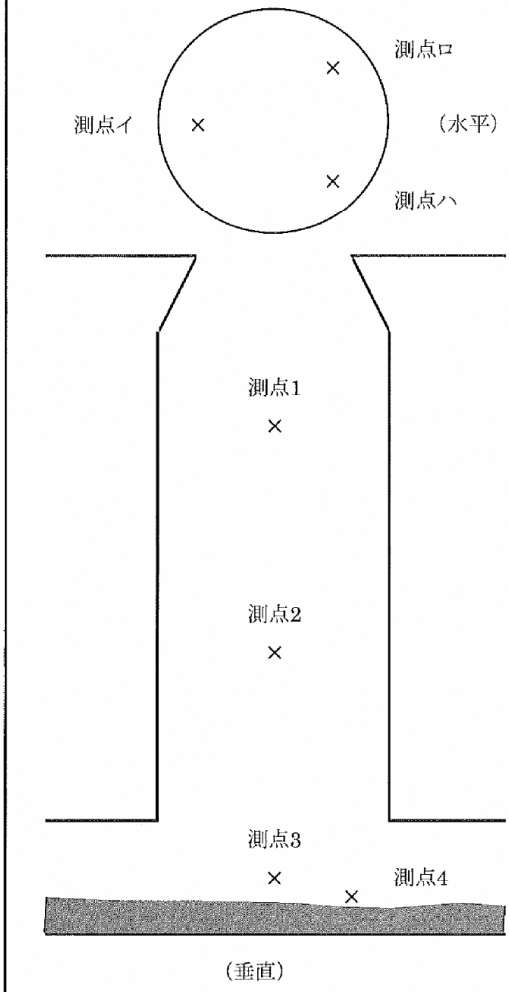
部位	異常項目	判定基準 Aランク	Bランク	Cランク	調査結果	劣化状況メモ	写真No※1
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			
	腐食	□鉄筋露出	□骨材露出	□表面の荒れ			
	タルミ	□内径以上	□内径の1/2以上	□内径の1/2未満			
	破損	□欠落・陥没	□全体に亀裂	□軽微な破損(A・B以外)			
	クラック	□全体がクラック(全周)	□部分的にクラック(半周)	□軽微なクラック			
L: m	隙間・ズレ	□全体が脱却	□一部が脱却	□わずかの隙間・ズレ			
	浸入水	□噴き出している状態	□流れている状態	□にじんでいる状態			
	木根侵入	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	油脂付着	□内径の1/2以上閉塞	□内径の1/2未満閉塞	□ -			
	モルタル付着	□内径の3割以上	□内径の1割以上	□内径の1割未満			

備考	

※1:写真は、異常個所のみ撮影する(3枚でA4×1枚で整理する)。

表-10　酸素及び硫化水素濃度等測定記録表

		換　　気	前・後
		圧気工事	有・無
測定年月	年　　月　　日	測定者	
測定場所		人孔番号	
測定器名			



測　点　1	イ	ロ	ハ
温　度　(℃)			
酸素濃度(%)			
硫化水素濃度(ppm)			

測　点　2	イ	ロ	ハ
温　度　(℃)			
酸素濃度(%)			
硫化水素濃度(ppm)			

測　点　3	イ	ロ	ハ
温　度　(℃)			
酸素濃度(%)			
硫化水素濃度(ppm)			

（堆積物撹拌後）

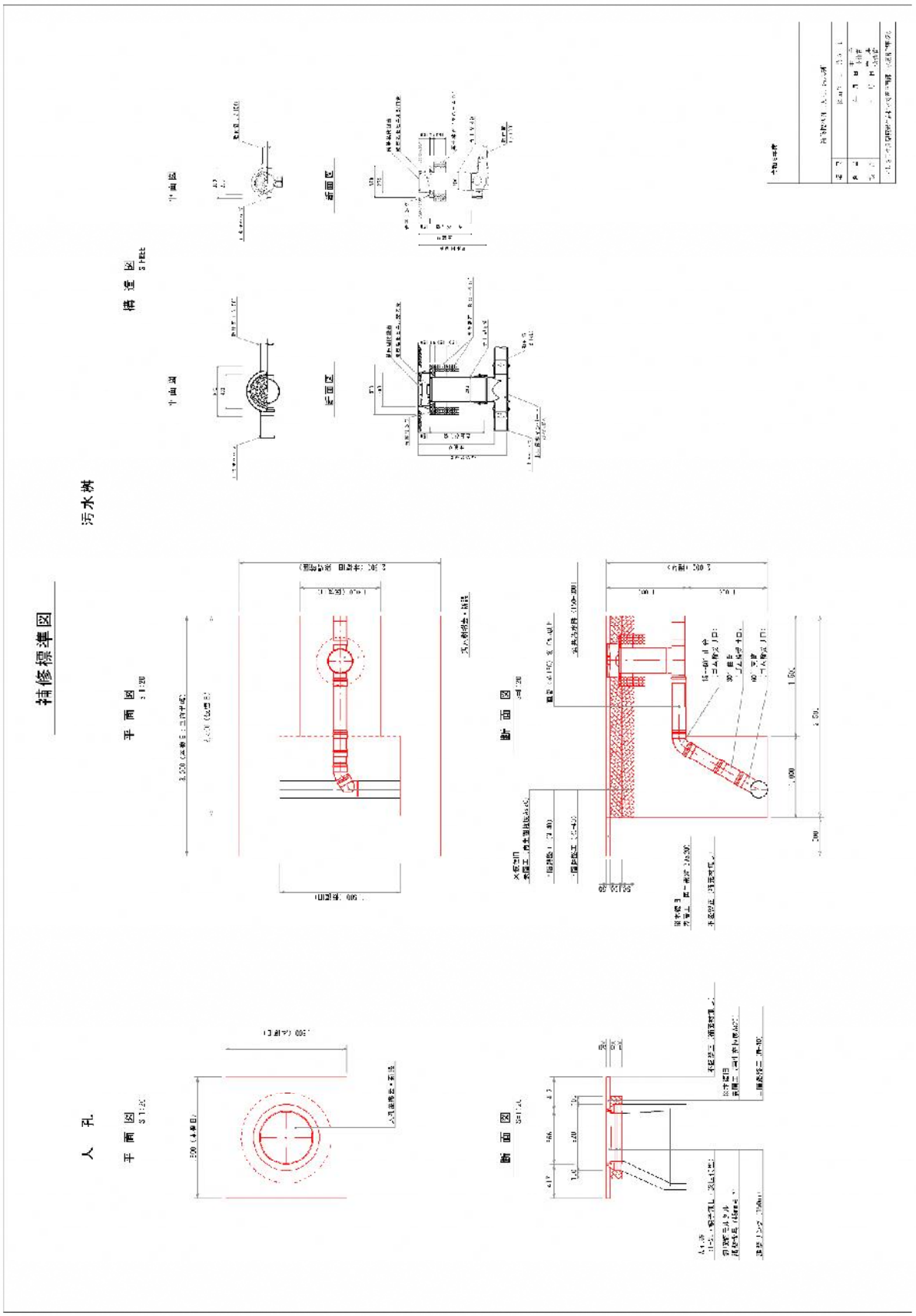
測　点　4	イ	ロ	ハ
温　度　(℃)			
酸素濃度(%)			
硫化水素濃度(ppm)			

（措　置）

（注）労働安全衛生法　酸素欠乏症等防止規則　第２章 一般的防止措置（第２条）に基づき，記録は３年間保管する事。

（別紙17）修繕・補修標準図

本標準図は、管路施設に関する業務に適用する。



（別紙18）準備機材

機材名	用途
高圧洗浄車	管きょ内洗浄等に使用
揚泥車	管きょ内洗浄等に使用
強力吸引車	管きょ内洗浄等に使用
特殊強力吸引車	管きょ内洗浄等に使用
給水車	管きょ内洗浄等に使用
汚泥吸排車	汚泥の運搬に使用
本管用TVカメラ （自走式TVカメラ搭載車）	管きょの調査に使用
取付管用TVカメラ	取付管等の調査に使用
作業車両	現場作業等に使用
管口カメラ	管きょ等の点検に使用
管内観察用ミラー 高圧洗浄機、清掃機器一式	現場作業等に使用
酸素濃度等測定器	管路、マンホール内等の作業に際して使用
送風機	管路、マンホール内等の作業に際して使用
昇降器具	管路、マンホール内等の作業に際して使用
発電機	管きょ、マンホール内等の作業に際して使用
工事用水中ポンプ	管きょ、マンホール内等の作業に際して使用
タンパ及びランマ	緊急修繕等に使用
2ｔトラック	緊急修繕等に使用
草刈機（肩掛式）	除草作業に使用
補修機材	緊急修繕等に使用
OA機器	提出書類の作成等に使用

※上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、運営に必要となる備品等を含む。